

第二次すみだ環境の共創プラン (中間改定)

2022(令和4)年度 ~ 2025(令和7)年度

素案

墨田区

(白紙ページ)

(はじめに)

第二次すみだ環境の共創プラン（後期） 素案 目次

第1章 第二次すみだ環境の共創プランの中間見直しにあたって

1 - 1 プラン中間見直しの背景	2
1 - 2 プランの目的	8
1 - 3 プラン中間見直しのプロセス	8
1 - 4 プランの位置づけ	9
1 - 5 プランの期間	10

第2章 すみだの環境の現状と課題

2 - 1 墨田区の環境の現状	12
2 - 2 東京 23 区の気候状況と将来予測	23
2 - 3 プランの進捗	26
2 - 4 環境アンケートの結果	27
2 - 5 プラン中間見直しにあたっての課題と対応	29

第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像

3 - 1 本プランが目指す「すみだ」の将来像	34
3 - 2 2025（令和7）年ごろのすみだのイメージと基本目標	35

第4章 「環境の共創」基本施策

第二次すみだ環境の共創プラン（後期）の体系	38
基本目標 1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち 【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	41
基本目標 2 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち 【墨田区地域気候変動適応計画】	51
基本目標 3 水と緑が暮らしに寄り添うまち	58
基本目標 4 省資源・資源循環型社会を実現するまち	67
基本目標 5 良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち	74
基本目標 6 環境活動を実践する人が育つまち	79

第5章 「環境の共創」重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方	86
基本目標と重点プロジェクトの関係	86
重点プロジェクト 1 公共施設における再生可能エネルギー導入・防災機能強化	88
重点プロジェクト 2 プラスチックごみ削減のための研究・検討	90
重点プロジェクト 3 雨水利用活性化とグリーンインフラの実装	92
重点プロジェクト 4 環境活動と緑化の活性化	94
重点プロジェクト 5 環境問題の解決や持続可能な社会の実現に繋がる教育の推進	96
重点プロジェクト 6 SDGs プラットフォームの創設	98

第6章 プランの推進

6 - 1 プランの推進体制	102
6 - 2 プランの進行管理	103

第7章 資料編

第 1 章 第二次すみだ環境の共創プランの中間見直しに当たって

第1章 第二次すみだ環境の共創プランの中間見直しに当たって

1 - 1 プラン中間見直しの背景

1. 環境に関連した社会情勢

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の浸透

「第二次すみだ環境の共創プラン」の策定(2016(平成28)年3月)とほぼ同じ時期に、世界では、2030年までの国際的な目標となる「持続可能な開発目標(SDGs)」がスタート(2016(平成28)年1月)しました。

SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念として掲げ、世界が直面する「社会面・経済面・環境面」の課題に対して統合された形で解決を目指し、より良い未来を築くことを目的としています。

世界が直面する 課題の3側面	社会面：貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない課題
	経済面：エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指すための課題
	環境面：地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき課題

資料：パンフレット「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」(外務省)をもとに整理

また、SDGsは17の目標から構成されており、内容が多岐にわたります。そのため、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組を推進することが望まれます。

【「持続可能な開発目標(SDGs)」における17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターHP

こうした動きを踏まえ、「第二次すみだ環境の共創プラン（後期）」（以下「本プラン」という。）と同時に策定された「墨田区基本計画（後期）」、「墨田区総合戦略」には、SDGs の考え方を取り入れた分野横断的な施策が組み込まれました。なかでも「『働きがい』を『生きがい』と『暮らし』につなげるデザイン～プロトタイプが実装できるまち～」という考え方は、内閣府より評価され、「SDGs 未来都市」に選定されました。

このような施策を推進するなかで、本プランにおいても、環境を中心とした様々な課題の解決を通じ、より良いまちづくりと世界規模での持続可能な社会の構築に貢献することが求められます。

コラム：SDGs 未来都市

「SDGs 未来都市」とは、SDGs の達成に向け、先進的な取組を行う自治体を内閣府が公募・選定するものです。2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までに全国93都市が選定され、2021（令和3）年度は墨田区を含む31都市が選定されました。

【「SDGs 未来都市」墨田区が掲げる2030年のあるべき姿】

「働きがい」を「生きがい」と「暮らし」につなげるデザイン ～プロトタイプが実装できるまち～

ものづくりを起源とする本区の産業集積は、持続可能な社会の実現が必要となった時代に適応し、社会課題の解決に取り組む、多様な業種の企業集積へと変容している。

この集積を基盤として、持続可能な社会を構築するための新しい技術やノウハウの“プロトタイプ”が生み出され、それに携わる人たちが大きな働きがいを感じている。

生み出された“プロトタイプ”は、区民・事業者・団体・家庭・大学等はもとより、関係人口までも含めた、行政区域を超えて広がる幅広いステークホルダーとの連携を通して、社会課題解決のため地域に実装されている。

働きがいを感じて生き生きと暮らす人たちは、QOL（生活の質）の向上を目指して自らの健康や地域環境の改善に対する意識を高め、社会での活動も活発になる。

こうした人たちの暮らしや活動が広がることで、リスクを恐れず新たに挑戦しようとする人を後押しする環境が整い、経済活動を端緒として地域課題の解決を志向する取組が連鎖的に発生し、地域全体に波紋のように広がっていく。

自律的な経済活動によって生み出された“プロトタイプ”が実装されることにより、誰もが健やかに自分らしく暮らし、環境負荷の低減が意識された生活が実現する。そして、活動に関わる多くの人が、自らの生きがいを追求する中で、幸せな社会、持続可能な社会の実現に役立っているということを実感している。

コラム：自治体 SDGs モデル事業

「SDGs 未来都市」の中でも、特に優れた取組を行う自治体の事業は「自治体 SDGs モデル事業」として選定されています。2021（令和3）年度は墨田区を含む10都市が選定されました。

こちらにも選定された自治体には、一層の取組促進が求められるほか、先進的な自治体として他都市の模範となり、国内のSDGs推進をけん引していくことが期待されています。

【墨田区の「自治体 SDGs モデル事業」の概要】

産業振興を軸としたプロトタイプ実装都市 ～ものづくりによる「暮らし」のアップデート～

- ・スタートアップ企業と区内企業との連携によるプロトタイプ開発
- ・社会実験としての地域実装
- ・開発から実装までのプロセスにおける地域と企業とのコミュニケーション促進

- ・社会課題解決と地域内経済循環の促進
- ・持続可能なまちの実現

経済	社会	環境
<ul style="list-style-type: none"> 区内企業とスタートアップ企業の連携によるイノベーション創出 (例)分身ロボットOriHimeの開発・社会実験 区内循環バスを含めた地域交通の在り方の検討 (例)MONET Technologies株式会社との連携によるハードウェア開発 	<ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ活用による区民の健康度評価研究 (例)千葉大学との連携による健康度の見える化 個人だけでなく組織全体の「健康」を創造する仕組みづくり (例)墨田区版「健康経営」認定制度 	<ul style="list-style-type: none"> 2Rを優先した啓発活動の強化によるごみの削減 (例)AI搭載「ごみ分別チャットボット」の活用 COOL CHOICEを意識したエコライフの推進による行動促進 (例)脱炭素に寄与する環境にやさしい商品の購入

(2) 脱炭素社会への転換

地球温暖化により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。例えば、西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨では、日本周辺での気温の上昇が雨量を約 6.7%¹底上げしたことが指摘されています。このような極端な豪雨や高温などにより、私たちの生命や財産、様々な生物に甚大な被害が生じています。

こうした危機を踏まえ、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が 2018 (平成 30) 年に公表した「1.5 特別報告書」では、2050 年前後には世界の二酸化炭素 (CO₂) 排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が活発化しています。我が国でも 2020 (令和 2) 年、東京都では 2019 (令和元) 年に、『2050 年カーボンニュートラル (脱炭素化)』が宣言され、様々な取組が始まっています。

【2050 年カーボンニュートラル (脱炭素化) を表明した国】

(125 か国・1 地域 2021 (令和 3) 年 4 月末時点)



出典：経済産業省資源エネルギー庁 HP

一方、IPCC が 2021 (令和 3) 年 8 月に公表した「第 6 次評価報告書『自然科学的根拠』」では、世界の平均気温は、2021 ~ 40 年に産業革命前より 1.5 高くなることが示されました。これは、2018 (平成 30) 年に公表した予測より 10 年ほど早い結果となっています。

このように、「気候危機」への対策は緊急の課題であり、さらに、地域ごとの対策の積み重ねが重要であるという認識のもと、墨田区では 2021 (令和 3) 年 10 月に「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を行いました。本プランにおいても、将来のあるべき姿を見据えたバックカスティングの手法を取り入れながら、家庭、事業所、まちづくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を脱炭素型へと移行するための再構築・再設計が求められます。

1 : (出典) 日本の気候変動 2020-大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書- (詳細版)
(2020 (令和 2) 年 12 月 文部科学省・気象庁)

(3) 気候変動対策における「緩和」と「適応」

前述のとおり、これまで以上に温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」に取り組む必要がありますが、併せて気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組む必要があります。

こうした動きを踏まえ、我が国では2018（平成30）年に「気候変動適応法」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割が明確化されました。また、東京都では2021（令和3）年に「東京都気候変動適応計画」が策定されました。

このように、本プランにおいても、区の立地や特性に応じた気候変動リスクを適切に把握し、社会インフラ整備などのハード面、区民への情報提供や意識啓発などのソフト面の両面で「適応」に取り組むことが求められます。

【気候変動対策における「緩和」と「適応」】



出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

コラム：すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言

墨田区では、「気候危機」への対策は緊急の課題であり、さらに、地域ごとの対策の積み重ねが重要であるという認識のもと、2021（令和3）年10月に下記の宣言を行いました。

すみだゼロカーボンシティ2050宣言～脱炭素社会の実現を目指して～

墨田区は、かけがえのない地球を未来の子どもたちに引き継ぐため、「環境にやさしいまちすみだ」の実現に向けた取組を積極的に推進しています。

しかし、近年、世界各地及び日本において、極端な気象現象による自然災害が発生し、私たちの生命や財産を脅かすとともに、区民生活にも大きな影響をもたらしています。

2018年に公表された国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示されました。また、2015年に国連で採択されたSDGsでは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念とする、持続可能な社会の実現を掲げています。

我が国においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、東京都においても、2019年に同様の宣言が行われています。

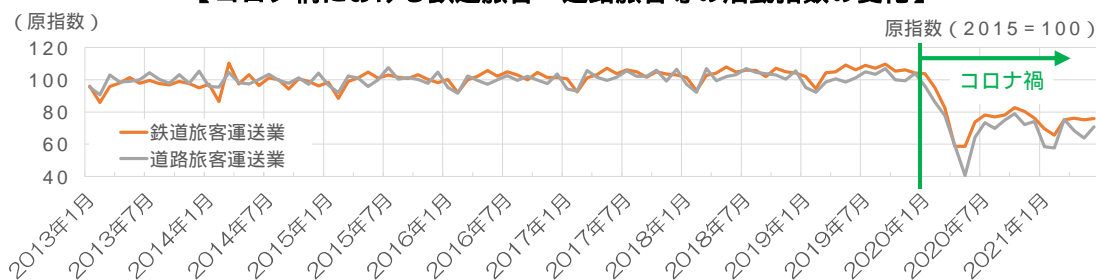
これらを踏まえ、墨田区においては、地球温暖化を防ぐための行動を加速していくため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す「すみだゼロカーボンシティ2050」を宣言し、区民・事業者・区が協働することにより、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

(4) コロナ禍からのグリーンリカバリー

2019（令和元）年12月以降、世界中で新型コロナウイルス感染症が流行しています。

我が国では、感染拡大を防ぎながら生活していくための「新しい生活様式」が取り入れられました。それに伴い、テレワークをはじめとする柔軟な働き方などが促進され、運輸を始めとする各分野のエネルギーの消費動向などが変化しています。また、環境啓発イベントなど、多数の人が集まる事業をオンラインでの開催に切り替えるなど、様々な環境施策において柔軟な対応が求められています。

【コロナ禍における鉄道旅客・道路旅客等の活動指数の変化】



資料：「第3次産業（サービス産業）活動指数」（経済産業省）をもとに作成

さらに、世界中でコロナ禍からの復興を環境対策（特に温暖化対策）に繋げていく「グリーンリカバリー」という考え方が注目されています。2020（令和2）年6月には、環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなどのネットワーク）による意見交換会が行われ、経済社会活動の再開を脱炭素社会への移行、循環経済への移行、自立分散型社会への移行に繋げる方向性などについて話し合われました。

このように、本プランにおいても、コロナ禍を踏まえた環境施策を通じ、「働き方改革」を促進するなど様々な社会変革に繋げていくことが求められます。

(5) 様々な分野における環境施策

環境に関連した社会情勢として、2020（令和2）年以降の生物多様性の世界目標となる「ポスト愛知目標」、食品ロス問題、海洋プラスチック問題など、様々な動きが活発化しています。

このように、環境問題は様々な分野に及ぶため、それぞれの分野に対して個々に施策を検討するのではなく、分野横断的な視点で検討することが重要です。

たとえば、自然環境が持っている多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」という考え方があります。この考えに基づけば、緑地の整備により、生物の生息・生育場所の創出、雨水の貯留・浸透対策、ヒートアイランド対策など複数の環境分野での施策を進めながら、同時に健康・レクリエーション機能の向上など、その他の分野も含めたマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）に繋げることができます。

一方で、温室効果ガスの排出量を削減するためにエアコンの使用を控えることが、熱中症のリスクを上昇させるなど、トレードオフ（一方を追求するともう一方を犠牲にしなければならないという、二律背反の状態）の関係にある環境施策もあります。

本プランにおいても、マルチベネフィットやトレードオフを考慮してあらゆる環境施策の全体最適化を行うことが求められます。

【近年の環境関連年表】

年	世界・国内の動き	東京都の動き	墨田区の動き
2011 (平成 23)	・東日本大震災(3月)	・「東京都電力対策緊急プログラム」策定(5月)	・「墨田区緑の基本計画」改定(2月) (計画期間：平成7年度～平成32年度) ・「墨田区一般廃棄物処理基本計画」 (第3次計画)策定(4月) (計画期間：平成23年度～平成32年度) ・「墨田区基本計画」改定(12月) (計画期間：平成23年度～平成27年度)
2012 (平成 24)	・「第四次環境基本計画」策定(4月) (「2050年までに温室効果ガス排出量を 現状から80%削減」する目標を設定) ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制 度」開始(7月) ・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定(9月)	・「東京都省エネ・エネルギーマ ネジメント推進方針」策定(5月) ・「緑施策の新展開～生物多様性 の保全に向けた基本戦略～」策 定(5月)	・「すみだ環境の共創プラン<改定版>」(す みだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対 策地域推進計画)策定(3月) (計画期間：平成18年度～平成27年度) ・東京スカイツリー開業(5月)
2013 (平成 25)	・「第三次循環型社会形成推進基本計画」 策定(5月)		
2014 (平成 26)	・「エネルギー基本計画」(第4次計画)策定(4月) ・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第5次評価報告書統合報告書」公表・採 択(10月) ・燃料電池自動車(FCV)発売開始(12月)	・「2020年までにエネルギー消費量を 2000年比で20%削減する」目標を設定 ・「東京都長期ビジョン」策定(12月) 「2030年までにエネルギー消費量を 2000年比で30%削減する」目標を設定	・「省エネルギー・再生可能エネルギーに 関する区民及び事業者意識調査」8月～ 9月実施(11月報告)
2015 (平成 27)	・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」公布(7月) ・「長期エネルギー需給見通し」決定(7月) ・「2030年の温室効果ガス排出量を 2013年度比で26%削減」とする「約 束草案」の決定及び国連への提出(7月) ・電力小売全面自由化に向けた小売電気事 業者登録手続開始(8月) ・「持続可能な開発目標(SDGs)」採択(9月) ・「パリ協定」採択(12月)	・「水素社会の実現に向けた東京 戦略会議」のとりまとめ(2月)	・「墨田区地球温暖化対策実行計画(事務 事業編)」(第4次計画)策定(3月) (計画期間：平成27年度～平成31年度)
2016 (平成 28)	・電力小売の全面自由化(4月) ・主要国首脳会議・伊勢志摩サミット(三 重県)及び同環境大臣会合(富山市)開催(5 月) ・「地球温暖化対策計画」策定(5月)	・「東京都環境基本計画」改定(3 月)	・「第二次すみだ環境の共創プラン」策定(3月) (計画期間：平成28年度～平成37年度) ・「すみだ環境ふれあい館」閉館(2月) ・「墨田区基本計画」策定(6月) (計画期間：平成28年度～平成37年度)
2017 (平成 29)	・ガス小売の自由化(4月) ・「名古屋議定書」批准(5月)	・都営バスへの燃料電池バスの導 入(3月)	・「墨田区一般廃棄物処理基本計画」中間見直し(6 月)(計画期間：平成23年度～平成32年度)
2018 (平成 30)	・「第五次環境基本計画」策定(4月) ・「第四次循環型社会形成推進基本計」策定(6月) ・「気候変動適応法」公布(6月) ・「エネルギー基本計画」(第5次計画)策定(7月) ・「気候変動適応計画」策定(11月)		
2019 (令和元)	・「プラスチック資源循環戦略」策定(5月) ・「食品ロス削減推進法」公布(5月) ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律」改正(5月) ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長 期戦略」策定(6月) ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」 G20首脳が共有(6月) ・「グリーンインフラ推進戦略」公表(7月) ・新型コロナウイルス感染症の流行(12月以降)	・「ゼロエミッション東京戦略」 策定(12月) ・「ZEV普及プログラム」策定 (12月) ・「みんなでいっしょに自然の電 気」キャンペーン開始(12月)	
2020 (令和2)	・発送電分離(大手電力会社から送配電部 門の分離)(4月) ・プラスチック製レジ袋の有料化開始(7月) ・国が『2050年までに温室効果ガスの排 出実質ゼロ』を目指すことを宣言(10月) ・「2050年カーボンニュートラルに伴う グリーン成長戦略」策定(12月)		・「墨田区地球温暖化対策実行計画(事務 事業編)」(第5次計画)策定(3月) (計画期間：令和2年度～令和6年度)
2021 (令和3)	・2020年オリンピック・パラリンピック 東京大会開催(7月～8月) ・「気候変動適応計画」(改定骨子案)公表(8月) ・「エネルギー基本計画」(第6次計画案)公表(9月) ・「地球温暖化対策計画」(改定案)公表(9月) ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長 期戦略」(改定案)公表(9月) ・「ポスト愛知目標」採択(10月予定)	・「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」策定(3月) ・「ゼロエミッション都庁行動計 画」策定(3月) ・「東京都気候変動適応計画」策定(3月) ・「東京都食品ロス削減推進計画」策定(3月)	・「墨田区一般廃棄物処理基本計画」(第 4次)策定(2月) (計画期間：令和3年度～令和12年度) ・「SDGs未来都市」及び「自治体SDGs モデル事業」に選定(5月) ・「すみだゼロカーボンシティ2050宣 言」(10月)

2. 区環境施策の展開

墨田区では、2006（平成 18）年4月に環境に関わる諸施策を総合的・計画的に推進するため、区民・事業者・区の責務と施策の方向性を明らかにした「すみだ環境基本条例」を施行しました。

この基本条例に基づき、2007（平成 19）年3月に環境の共創²に関する目標及び施策を定めた墨田区の環境行政の最上位計画である「すみだ環境の共創プラン（2006（平成 18）年度～2015（平成 27）年度）」を策定し、省エネルギー・省資源や緑化推進、雨水利用³、リサイクルなどの施策とともに意識啓発のための事業を積極的に推進してきました。

2009（平成 21）年10月には、地球温暖化問題をはじめとした、深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行いました。

2016（平成 28）年3月には、「第二次すみだ環境の共創プラン（2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度）」を策定し、それまでの取組を強化するとともに、地球規模の環境問題への対応などを図ってきました。

2021（令和 3）年10月には、「気候危機」への対応として区民・事業者・区が一丸となって「脱炭素社会」を実現するため、「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を行いました。

今回、「第二次すみだ環境の共創プラン」の策定後6年が経過し、SDGsの浸透、「気候危機」への対応など様々な社会情勢が変化したことを踏まえ、全体を見直し、「環境にやさしいまち すみだ」の実現に向けて、さらなる取組を推進していくものとします。

1 - 2 プランの目的

本プランは、すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に関する目標及び施策を定め、それらの施策を総合的・計画的に推進することを目的として、「第二次すみだ環境の共創プラン」の後期計画として策定するものです。

また、本プランは2005（平成 17）年11月に策定された「墨田区基本構想」と、本プランと同時に策定された「墨田区基本計画（後期）」のもとに、すみだ環境基本条例の基本理念である「環境の共創」の実現に向けて、中長期的な視点から総合的、計画的に環境施策を推進するために必要な事項を定めています。

1 - 3 プラン中間見直しのプロセス

計画策定時に追加

2：すみだ環境基本条例で定義され、良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう
3：雨水を貯め散水や防火用水等を目的として利用すること。

1 - 4 プランの位置づけ

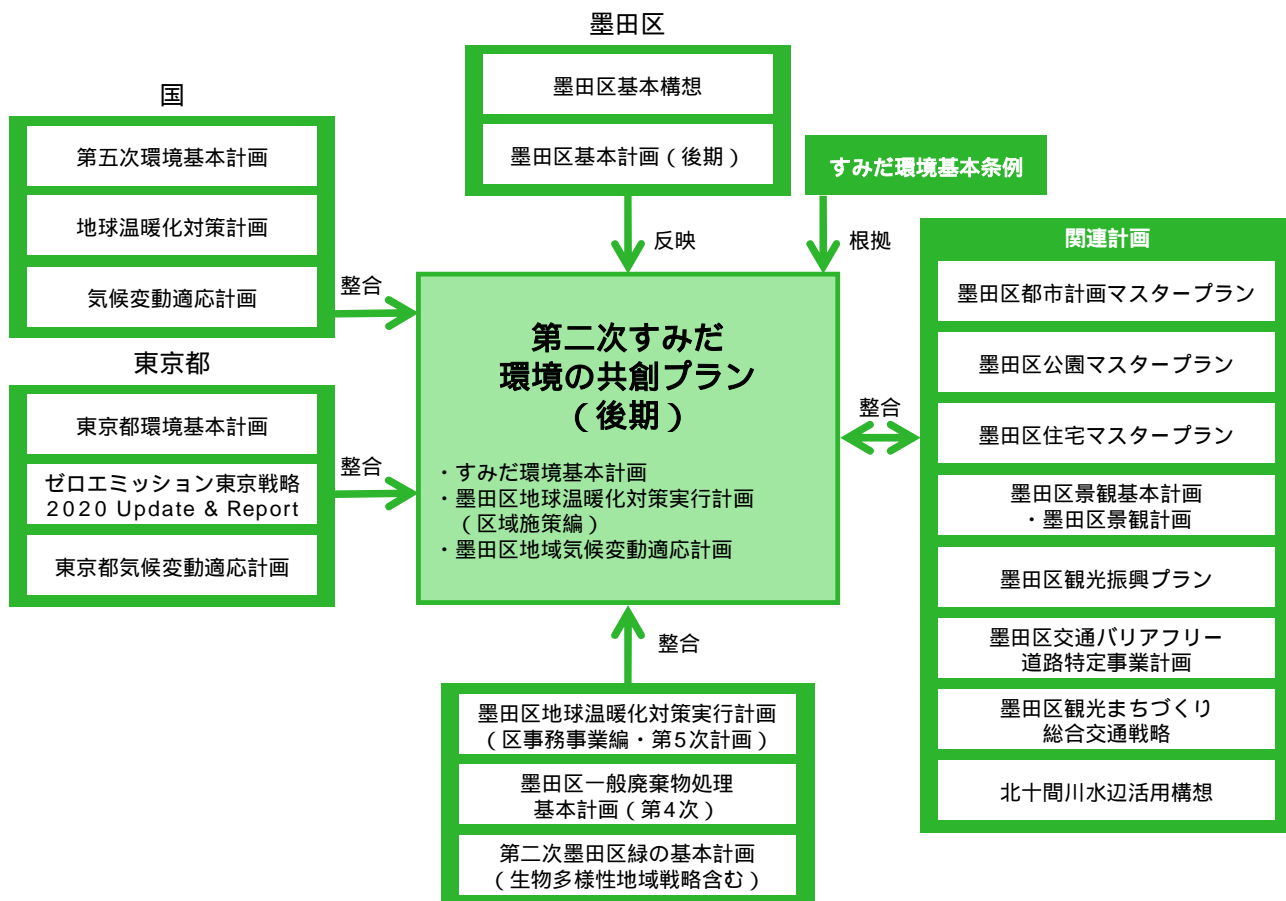
本プランは、墨田区の環境基本計画であり、区の環境行政の最上位となる計画です。

墨田区の最上位の総合計画である「墨田区基本構想」における区の将来の姿の実現に向けて、環境の側面から墨田区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めています。

また、本プランの策定にあたっては、環境分野における国や東京都の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、墨田区の主な関連計画や各種事業計画における施策との整合を図っています。

なお、地球温暖化への対応が国内外において緊急の課題となっていることから、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「墨田区地域気候変動適応計画」を包含し、地球温暖化対策に向けた一体的な取組を推進していきます。

【第二次すみだ環境の共創プラン（後期）の位置づけ】

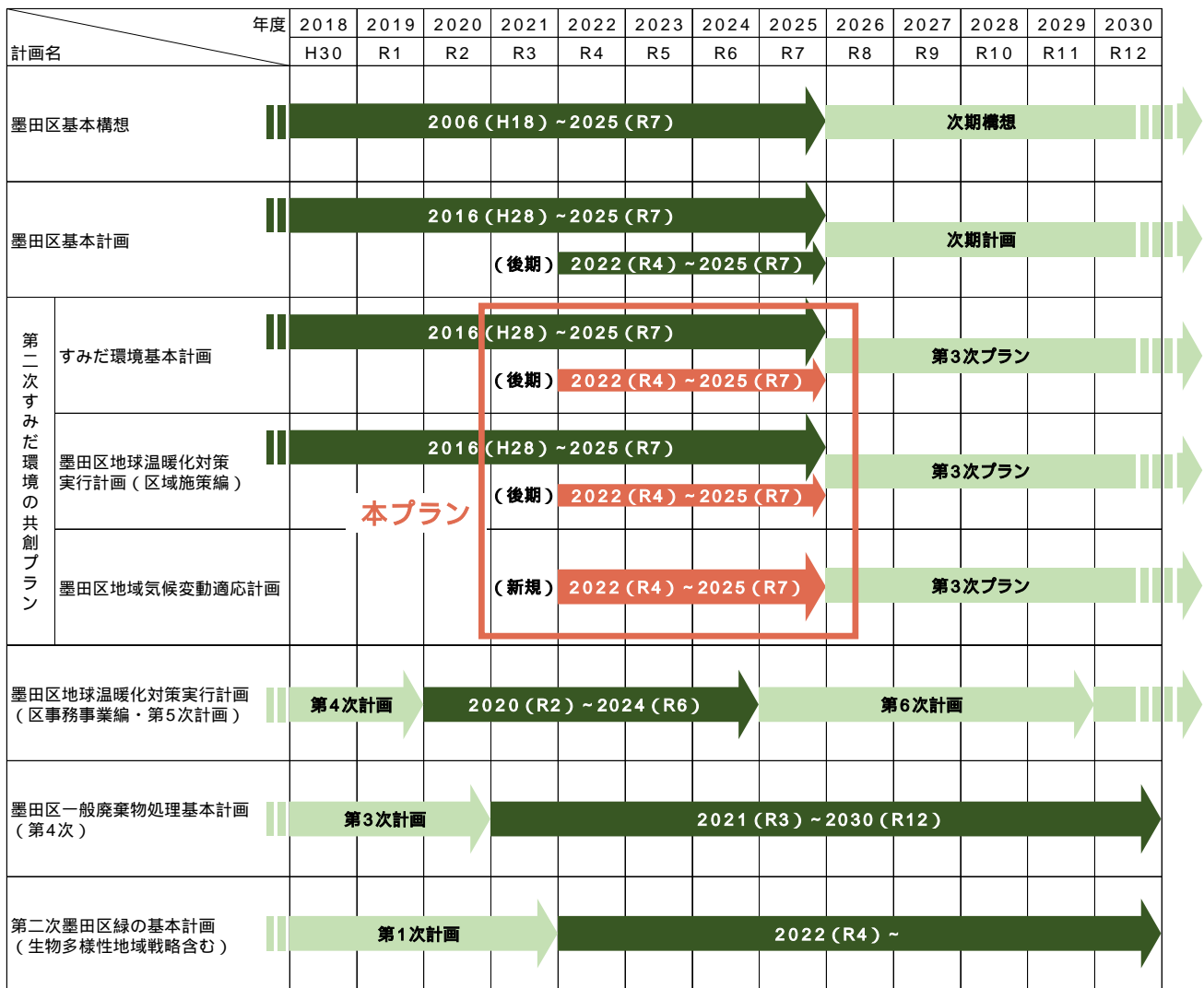


1 - 5 プランの期間

「第二次すみだ環境の共創プラン」は、計画期間を 2016（平成 28）年度から 2025（令和 7）年度までの 10 年間としています。本プランは、「第二次すみだ環境の共創プラン」の後期計画として、計画期間を 2022（令和 4）年度から 2025（令和 7）年度までの 4 年間とします。

なお、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、国や東京都の目標と整合を図るため、目標年次を 2030（令和 12）年度とします。

【すみだ環境の共創プラン（後期）と関連する計画の期間】



第2章 すみだの環境の現状と課題

第2章 すみだの環境の現状と課題

2 - 1 墨田区の環境の現状

1 社会概況

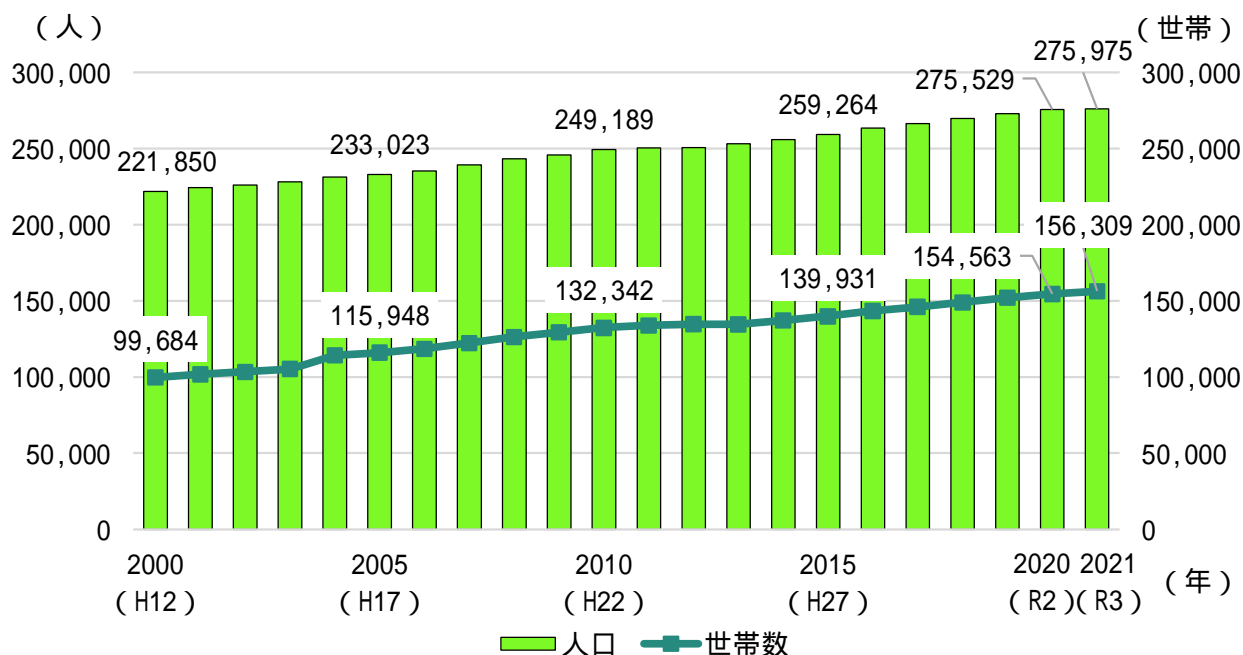
(1) 人口・世帯数

墨田区の人口及び世帯数は増加傾向にあり、2021（令和3）年4月1日現在、人口275,975人、世帯数156,309世帯となっています。

世帯人員数は、2021（令和3）年は1.77人と、2000（平成12）年の2.23人から減少しており、核家族化や単身世帯化が進行しています。

なお、2021（令和3）年度に行った将来人口の推計では、2030年に289,561人まで増加したあと減少に転じ、2050年には277,834人になると推計されています。

【人口・世帯数の推移（各年4月1日現在）】

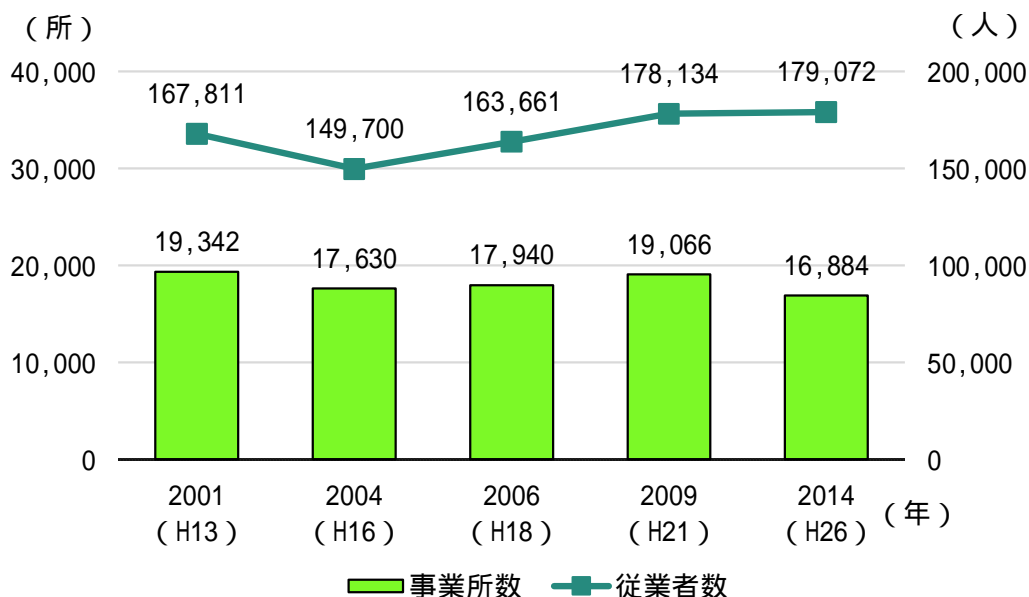


出典：墨田区住民基本台帳及び外国人登録

(2) 産業

事業所・企業統計調査及び経済センサスにより墨田区の産業の推移をみると、事業所数は、2009（平成21）年の19,066事業所から減少し、2014（平成26）年には16,884事業所となっています。従業者数は、2009（平成21）年の178,134人からほぼ変わらず、2014（平成26）年には179,072人となっています。

【事業所数・従業者数の推移】



注) 事業所・企業統計調査は、2009(平成21)年から経済センサスに統合されており、2006(平成18)年以前と2009(平成21)年以降では、対象範囲が異なるため単純に比較はできない。

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス(総務省・経済産業省)

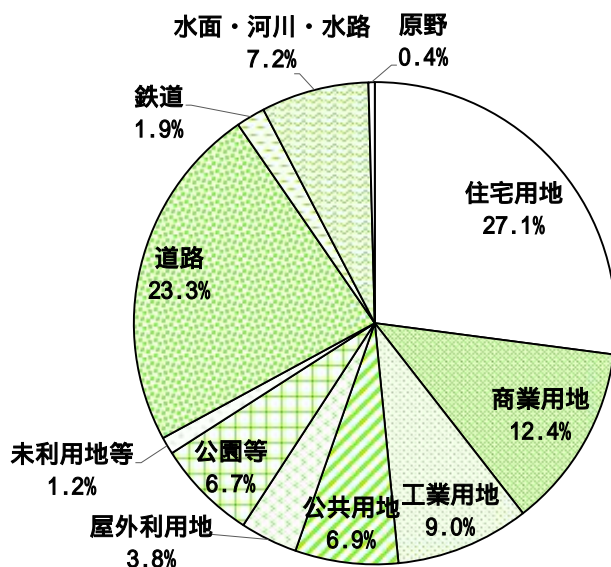
(3) 土地利用

墨田区の面積は13.77km²であり、東京都の総面積に対して、0.63%を占めています。

土地利用は、住宅用地が27.1%、商業用地が12.4%、工業用地が9.0%、道路が23.3%などとなっています。

近年は、工場跡地が住宅地に変更され、集合住宅の整備が進みつつあると同時に、住宅密集地における空き家や空き地の増加がみられます。

【土地利用の状況：2016(平成28)年】

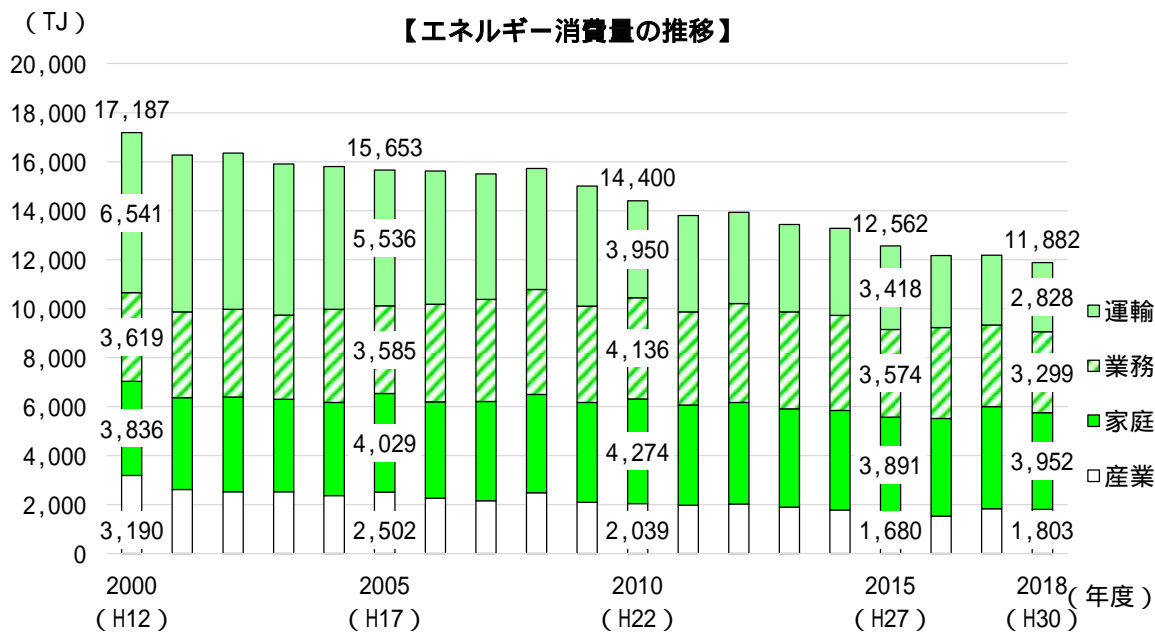


資料：東京の土地利用 平成28年東京都区部(オープンデータ)をもとに作成

2 エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の状況

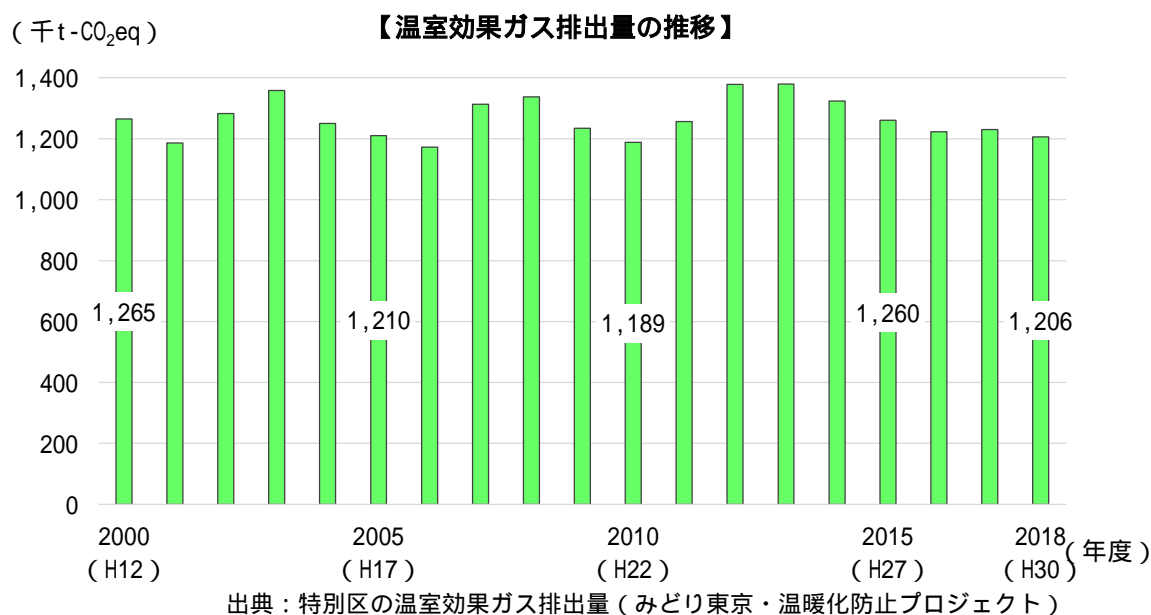
(1) 部門別エネルギー消費量の推移

2008(平成20)年度以降、墨田区のエネルギー消費量は減少傾向で、2018(平成30)年度は11,882TJとなっており、部門別にみると、運輸部門、業務部門、産業部門が減少しているのに対し、家庭部門は増減を繰り返しながらも横ばいで推移しています。



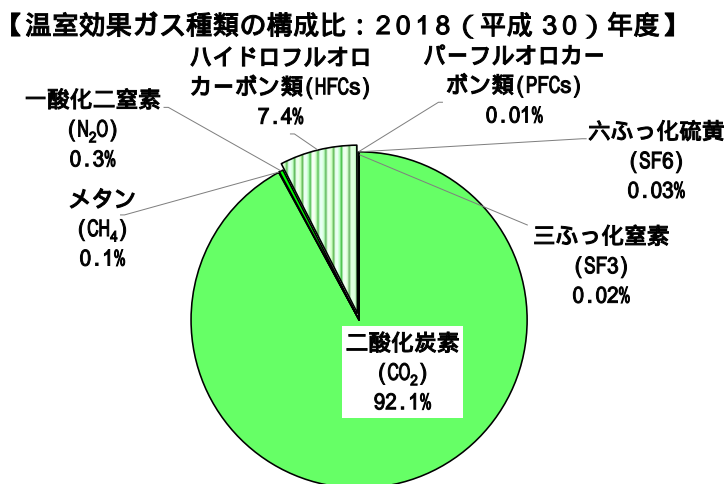
(2) 温室効果ガス排出量の推移

墨田区の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度以降、減少しており、2018(平成30)年度は、1,206千t-CO₂eqと、2000(平成12)年度に比べて4.7%減少しています。



(3) 温室効果ガス種別の状況

2018(平成30)年度に墨田区から排出された温室効果ガスの種類をみると、CO₂が全体の92.1%を占めています。

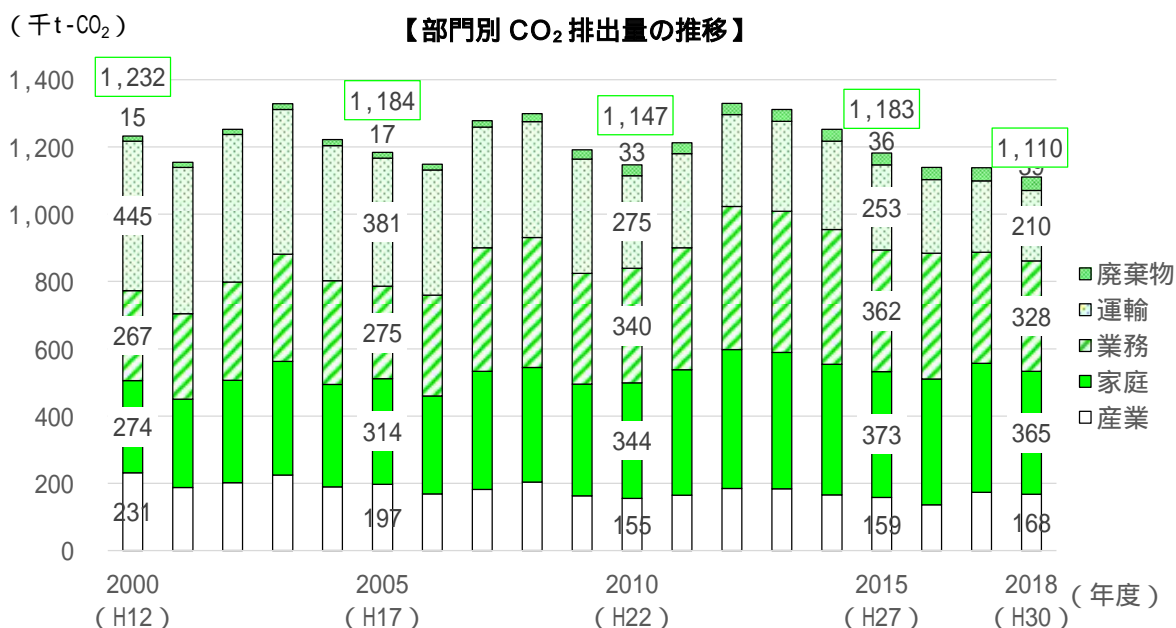


出典：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

(4) 部門別 CO₂ 排出量の推移

温室効果ガスの92.1%を占めるCO₂の内訳をみると、運輸部門は1990(平成2)年度以降、減少傾向にあるのに対し、産業部門は2010年度ごろまで減少傾向にあり、その後は横ばい、家庭部門と業務部門は2012年度ごろまで増加傾向にあり、その後は緩やかな減少傾向にあります。

2018(平成30)年度は、2000(平成12)年度に比べて、家庭部門が33.2%の増加、業務部門が22.8%の増加となっています。なお、廃棄物が2008(平成20)年度以降増加しているのは、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施が主な要因です。

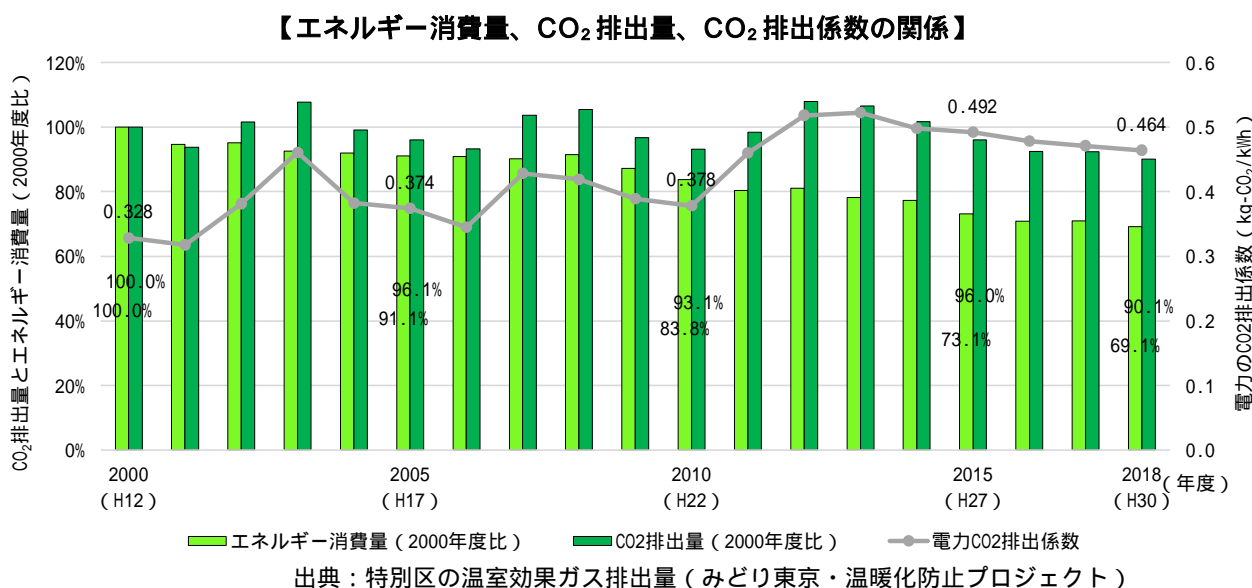


出典：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

(5) 電力のCO₂ 排出係数の推移

前述のとおり、エネルギー消費量は一貫して減少傾向にあります。CO₂ 排出量は 2011 (平成 23) 年度から 2012 (平成 24) 年度に一度増加し、その後はエネルギー消費量と同じように減少しています。

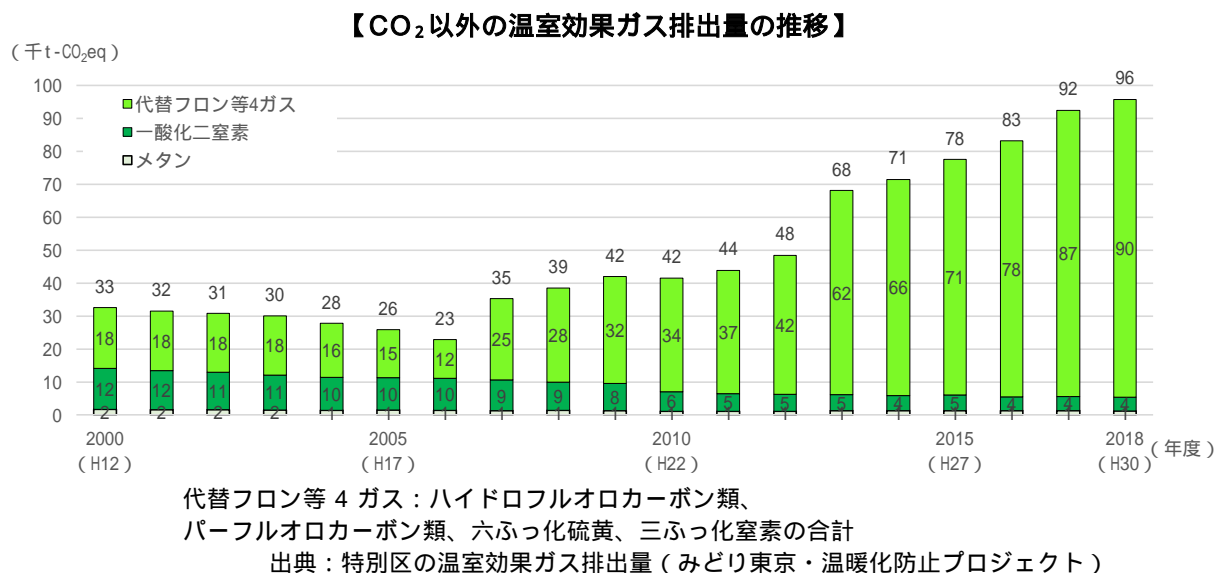
このように、エネルギー消費量と CO₂ 排出量の推移が異なるのは、電力の CO₂ 排出係数が変化することが主な要因です。2010 (平成 22) 年度の東日本大震災以降、火力発電の占める割合が増加したため、電力の CO₂ 排出係数が上昇しました。その後は、少しずつ太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの割合が増加していることもあり、CO₂ 排出係数が低下する傾向にあります。



(6) CO₂ 以外の温室効果ガス排出量の推移

CO₂ 以外の温室効果ガス排出量は、2006 (平成 18) 年度以降、増加傾向にあります。

内訳を見ると、メタンは横ばい、一酸化二窒素は減少傾向、代替フロン等 4 ガスは増加傾向にあります。



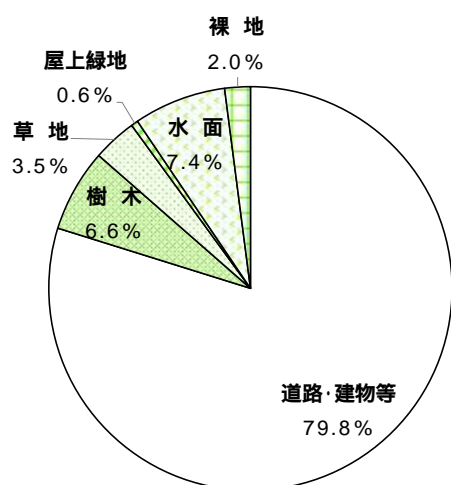
3 自然環境

(1) 区内の緑の状況

墨田区では、1972（昭和47）年3月に東京23区の中で最初に緑化宣言を行い、以来、積極的な緑化推進施策を展開してきました。

1973（昭和48）年に5.4%だった緑被率は、1990（平成2）年に9.2%、2018（平成30）年には10.7%に増加しています。墨田区は敷地の狭い商工併用住宅が密集している地域が多く、建築物等の面積がその敷地の大半を占めており、新たな緑被地の確保が難しい状況にあります。

【緑被率の状況：2018（平成30）年度】



土地区分	面積 (ha)	割合 (%)
道路・建物等	1094.7	79.8
樹木	90.8	6.6
草地	48.3	3.5
屋上緑地	7.6	0.6
水面	101.7	7.4
裸地	28.0	2.0
合計	1371.1	100.0

出典：墨田区緑と生物の現況調査報告書（2019（平成31）年3月）

(2) 区内の生き物の状況

「墨田区緑と生物の現況調査報告書」によると、墨田区にはツミ、アオダイショウ、アズマヒキガエルなどの重要種をはじめとして様々な動植物の生息・生育が確認されています。

区域面積は小さいながらも公園・緑地や緑道、水辺などの多種の生息・生育環境が保全され、生物の多様性が高い地域もあります。一方で、アライグマ、カダヤシ、アレチウリなどの生態系に被害を与える外来種も確認され、課題となっています。

【調査で確認された生物の種数：2018（平成30）年】

調査項目	確認種数	重要種数	外来種数
植物	144科943種	29科46種	27科71種
両生類	2科2種	1科1種	1科1種
爬虫類	5科5種	4科4種	1科1種
哺乳類	3科3種	なし	2科2種
鳥類	30科54種	15科20種	なし
魚類	10科25種	5科9種	1科1種
水生生物	51科90種	9科11種	5科8種
昆虫類・クモ類	184科591種	4科4種	1科1種

注1) 重要種とは文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト2018、レッドデータブック東京2013により選定されている動植物のことを指す。

注2) 外来種とは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに指定されている動植物のことを指す。

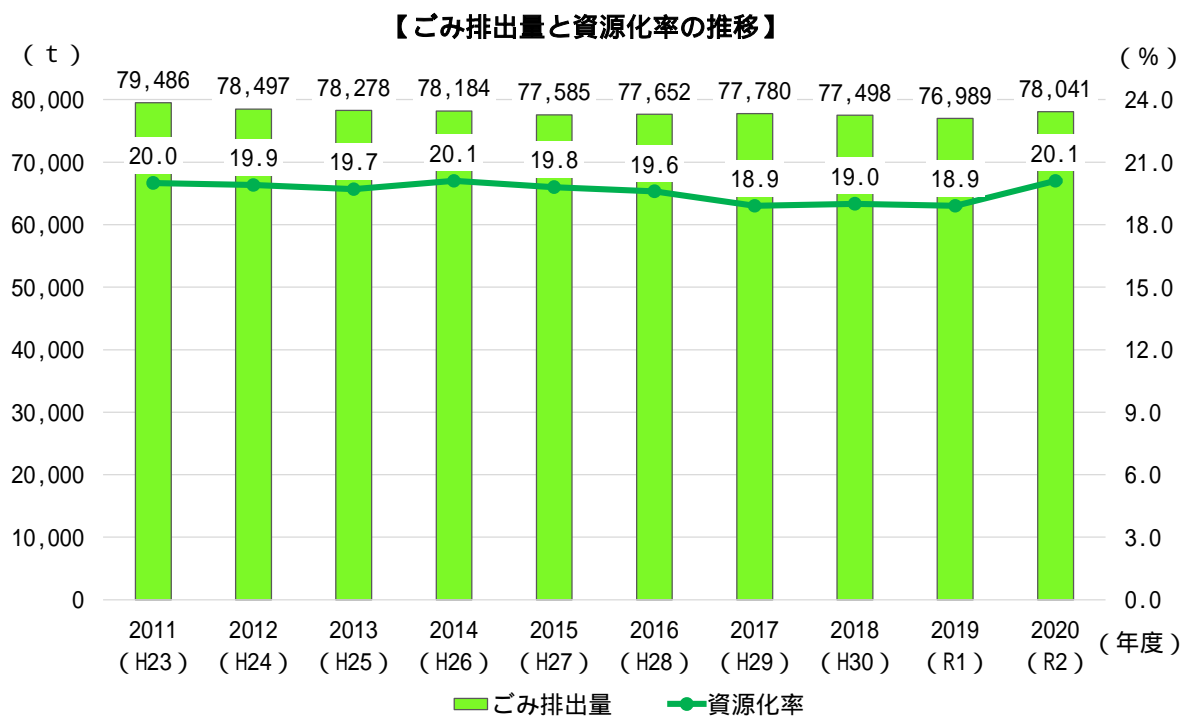
出典：墨田区緑と生物の現況調査報告書（2019（平成31）年3月）

4 資源循環

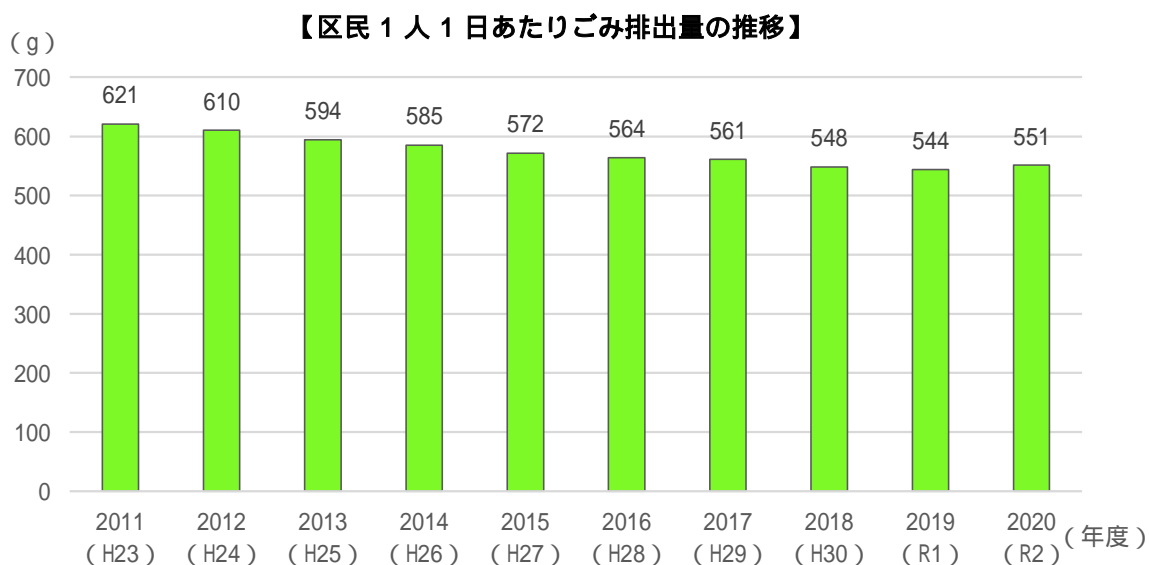
(1) ごみの排出量と資源化率

墨田区のごみ排出量は減少傾向にあり、2020（令和 2）年度のごみの排出量は 78,041t、区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 551g となりました。

2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、年々減少傾向にあったごみ排出量はわずかに増加しましたが、資源物の割合が増えたため資源化率は上昇しました。



出典：墨田区すみだ清掃事務所



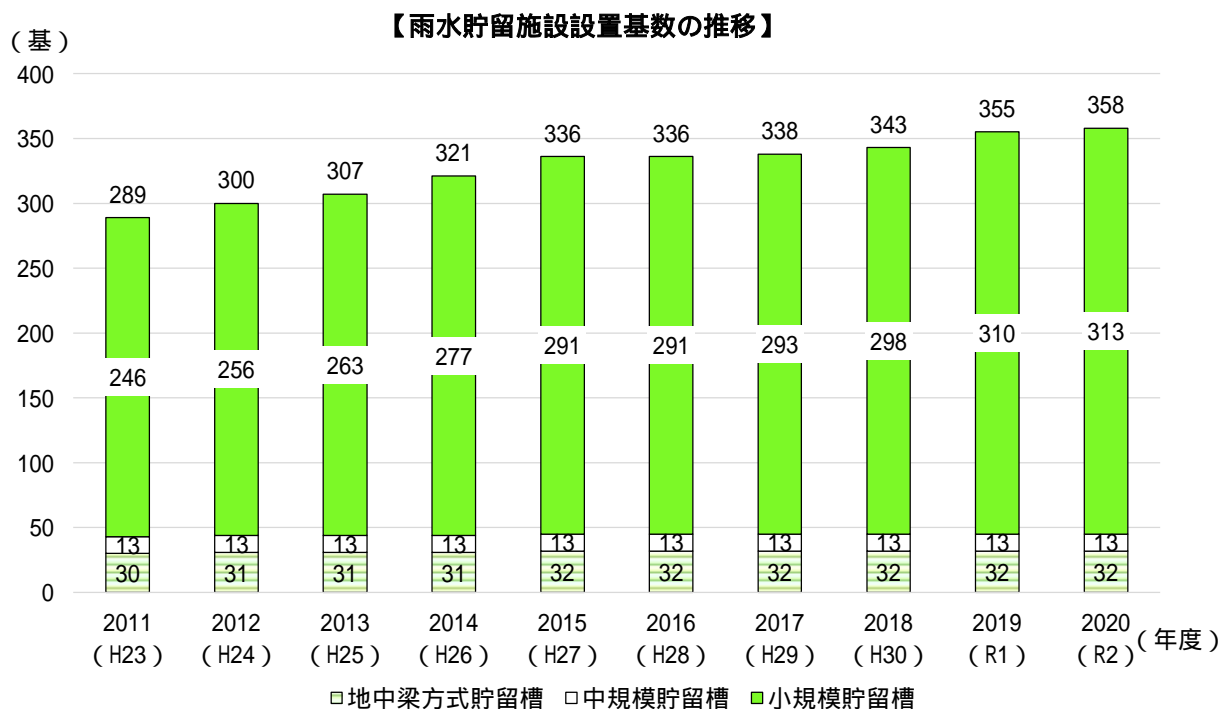
出典：墨田区すみだ清掃事務所

(2) 雨水利用の状況

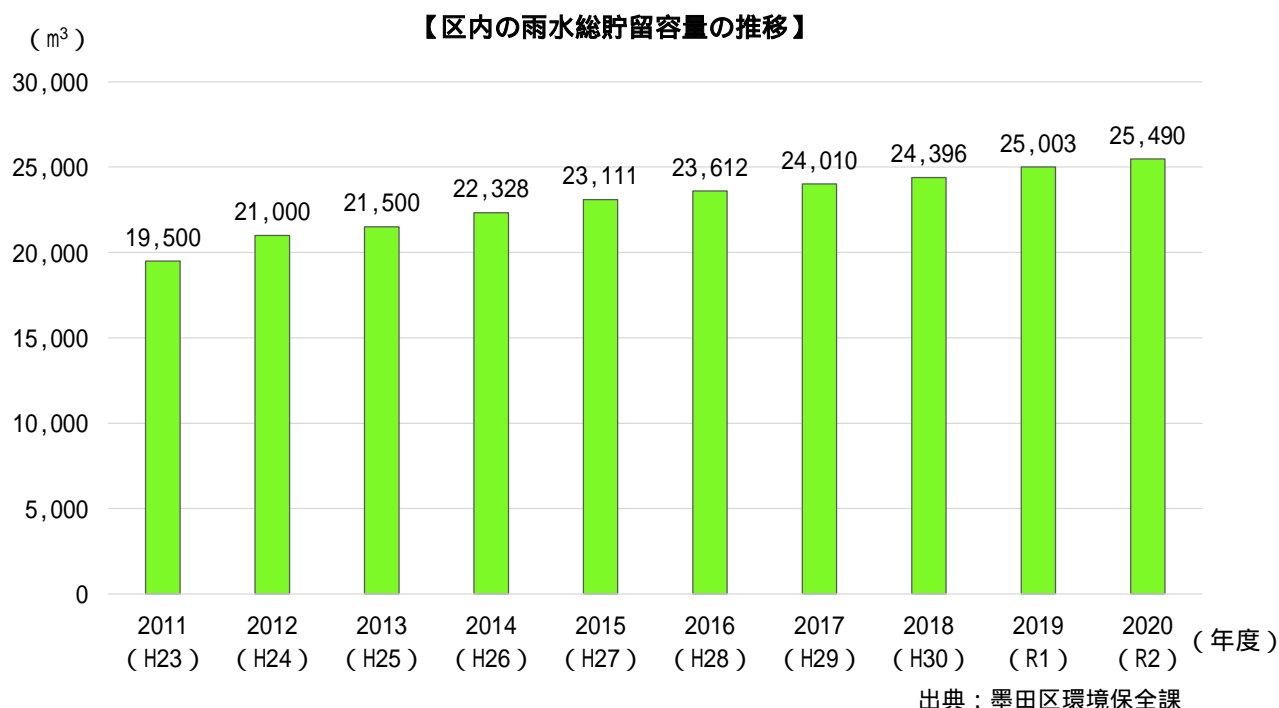
墨田区では、雨水利用促進助成制度により雨水貯留槽を設置する場合、規模に応じて一定の助成を行っており、2020（令和2）年度までの設置基数累計は、358基となっています。

また、民間の開発事業にあたっては雨水の貯留、浸透及び利用を指導しているほか、区庁舎においても、雨水を貯め、雑排水の処理水と合わせてトイレの洗浄水に利用しています。

区内における雨水貯留槽容量の総量は年々増加し、2020（令和2）年度には25,490m³となっています。



出典：墨田区環境保全課



5 生活環境

(1) 大気

大気汚染は、窒素酸化物や光化学オキシダント¹等の物質が直接人々の健康に影響を与えるだけでなく、酸性雨を引き起こす原因となり、その対策が求められています。

墨田区の大気汚染の由来としては、自動車等の移動発生源から排出される物質の影響が大きいとされ、増え続ける自動車交通量やディーゼル車の排出ガスが大きな原因となり、長い期間大気汚染は改善されませんでした。2003（平成 15）年からディーゼル車の走行規制により大気環境は改善しています。

大気汚染物質の測定

墨田区では毎年度 2 地点で代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄、浮遊粒子状物質²、窒素酸化物について常時測定を実施しています。

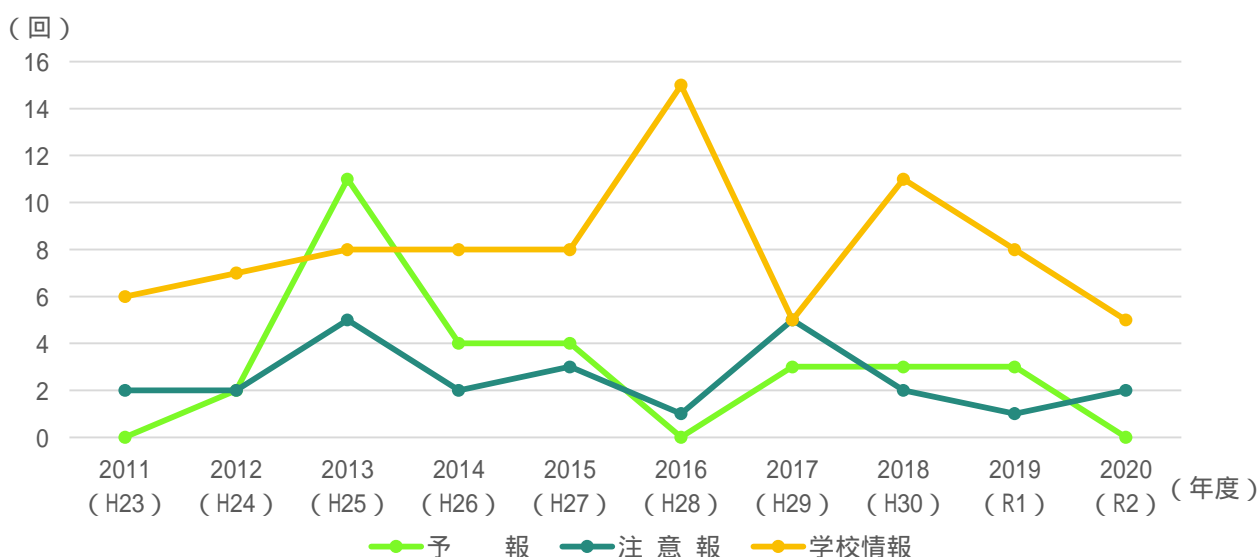
環境基準がある二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の長期的評価においては、環境基準を達成しています。

その他、有害化学物質の測定（年 2 回）、ダイオキシン類の測定（年 1 回）を実施しており、いずれも環境基準を達成しています。

光化学スモッグ

墨田区では、光化学スモッグ注意報等の発令時には、防災無線等を使って区民に屋外で運動を控えるよう注意を呼びかけています。

【光化学スモッグ注意報等の発令状況】



出典：墨田区環境保全課

1：「光化学スモッグ」の原因となる大気中の物質の総称

2：粒径 10 μm 以下の大気中に浮遊している粒子状物質

アスベスト対策

墨田区では、2005（平成17）年度に民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱を制定し、民間住宅や中小企業の建築物における吹付けアスベストの分析費用の助成を行うとともに、除去工事費用の融資あっせん及び利子分の補助を行っています。

また、アスベスト含有建築物解体等の工事については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び大気汚染防止法に基づき、石綿飛散防止方法等計画届出書等の提出を受け、工事施工前に近隣にアスベストが飛散しないよう対策がきちんとなされているかの調査指導を行っています。

（2）水質

墨田区では、河川の水質の現状を把握するため、毎年度8地点において定期的な水質測定を実施しています。水質に関する環境基準には、生物化学的酸素要求量（BOD）や溶存酸素量（DO）といった指標があります。2017（平成29）年度から環境基準の水域類型の指定見直しがあり、2020（令和2）年度は、環境基準を満たしていない河川がありました。年度によって若干の変動も見られるため、経過を観察していきます。

隅田川の水質は、過去において水質汚濁が進行したこともありましたが、工場排水の規制により改善が図られてきました。また、1994（平成6）年度には隅田川流域の下水道普及率が100%を達成するなど、水質は大幅に向上しています。

東京都区部では合流式下水道を採用しているため、一定以上の降雨により下水道の処理能力を超えるとポンプで直接河川に放流しており、河川の水質汚染に影響を及ぼすことがあります。こうした河川への汚水混じりの雨水排出を防止する観点からも、墨田区では積極的な雨水利用を推進しています。

（3）騒音・振動

墨田区では、騒音に関する相談は、建設作業や工場に関係する苦情が多いため、工場を設置する際や特定建設作業を実施する際に窓口で指導し、苦情があった時には現場確認し、調査・指導を行っています。

また、自動車による公害を継続的に監視するため、区内道路に面する地域の自動車騒音の環境基準達成状況と、主要幹線道路における道路交通騒音・振動の調査を実施しています。

2020（令和2）年度の道路交通騒音では、水戸街道（四ツ木橋手前）で夜間の要請限度³を超えています。振動については要請限度を超えていません。

3：騒音・振動について対策を講じるよう要請する大きさの基準のこと。単位はdB

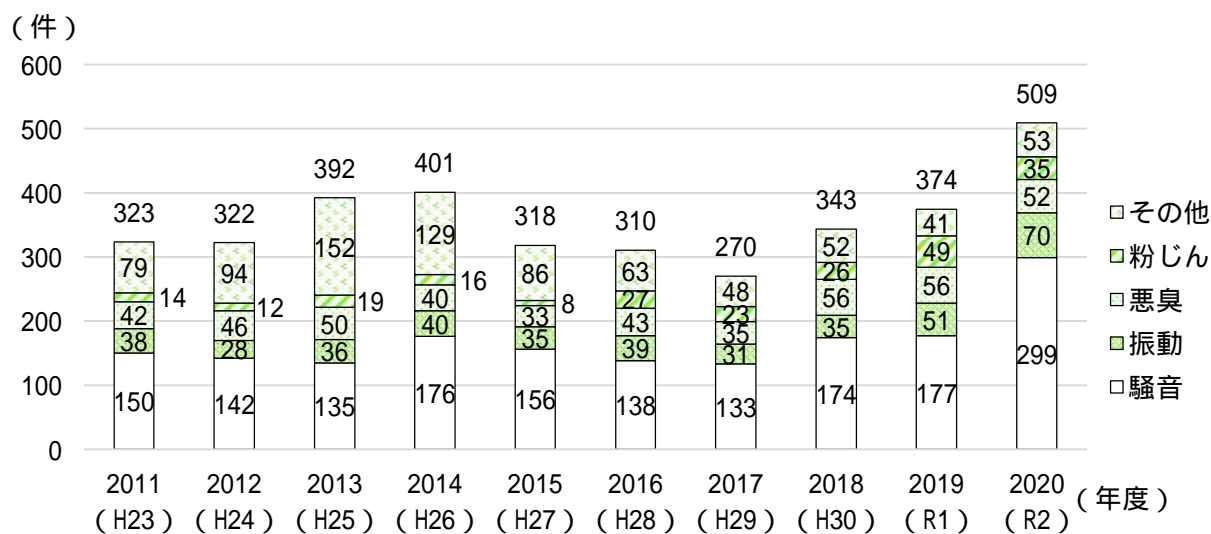
(4) 公害苦情件数

墨田区における苦情件数の推移をみると、過去 10 年間に於いて毎年度 300 件前後の苦情が発生しています。

苦情件数を現象別にみると、騒音が最も多く、毎年度 100 件を超える苦情が寄せられています。特に、2020（令和 2）年度には、騒音の苦情件数が増えました。これは、新型コロナウイルス感染症への対策として在宅勤務が増え、これまで日中に感じる事が少なかった騒音等に気づく区民が増えたことが要因と考えられます。

また、振動、悪臭、粉じんなども依然として課題となっているほか、「カラスによる人への被害」や「空き地の管理」といった「その他」に分類される苦情も見られます。

【公害苦情件数の推移】



出典：墨田区環境保全課

2 - 2 東京 23 区の気候状況と将来予測

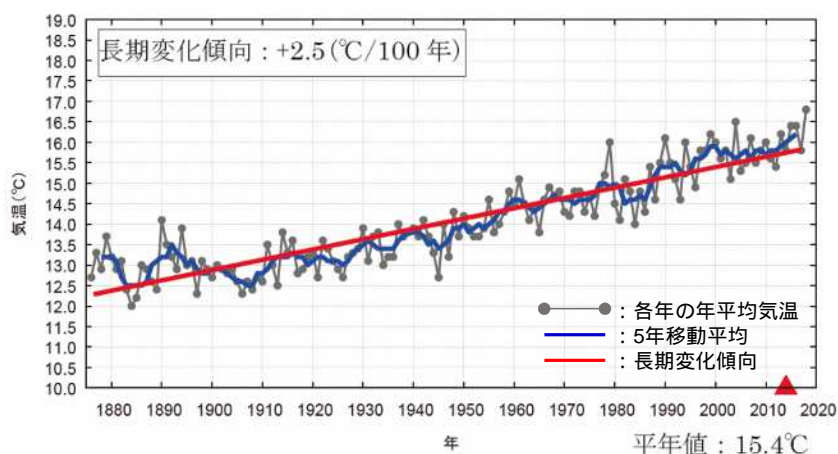
1 気温

国内の平均気温は、1898～2019年の期間に100年あたり1.3 上昇しています。

東京管区気象台では、ヒートアイランド現象の影響もあり、1876～2018年の期間に100年あたり2.5 上昇しています。また、2018（平成30）年には、最高気温39.0 を記録しました。これは、2004（平成16）年の39.5、1994（平成6）年の39.1 に続く高い記録です。

気象庁が2017（平成29）年に公表した「地球温暖化予測情報第9巻」によると、温室効果ガス濃度が最も高くなるシナリオ（RCP8.5）において、東京の平均気温は、21世紀末に4.3 上昇すると予測されています。（現在の鹿児島県屋久島辺りの気温に相当）

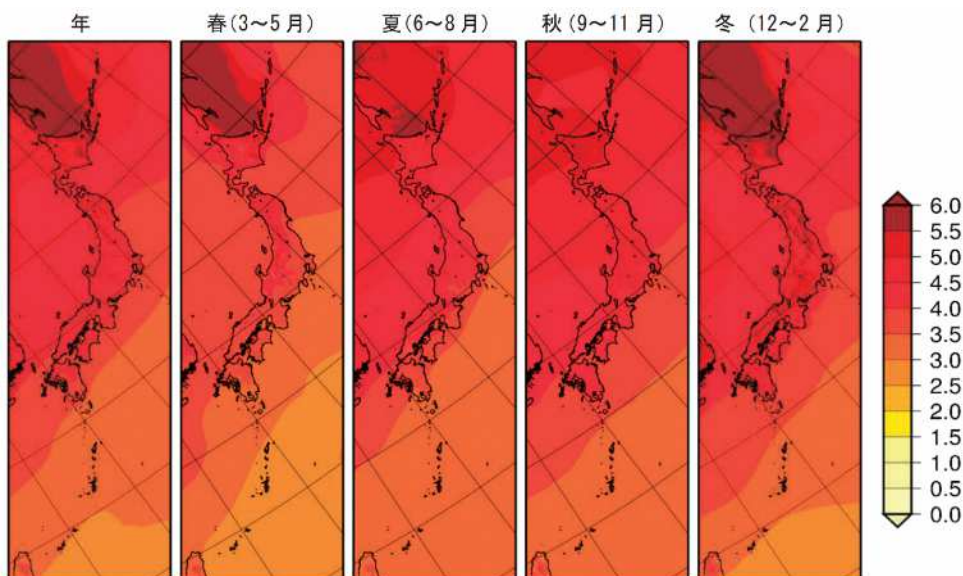
【東京管区気象台（千代田区）の年平均気温の経年変化】



▲：観測場所が移転した時期（移転前の値は補正済）

出典：気候変化レポート2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 - （東京管区気象台）

【現在気候に対する21世紀末時点の平均気温の上昇量（RCP8.5）（単位：℃）】



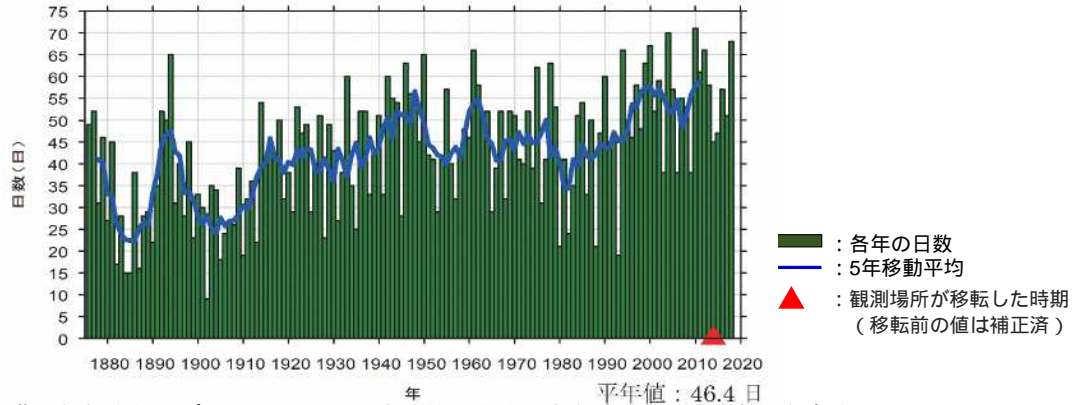
出典：地球温暖化予測情報第9巻（環境省）

2 真夏日・熱帯夜など

東京管区気象台では、1876～2018年の平均で、真夏日は46.4日、熱帯夜は11.3日となっており、いずれも増加傾向にあります。

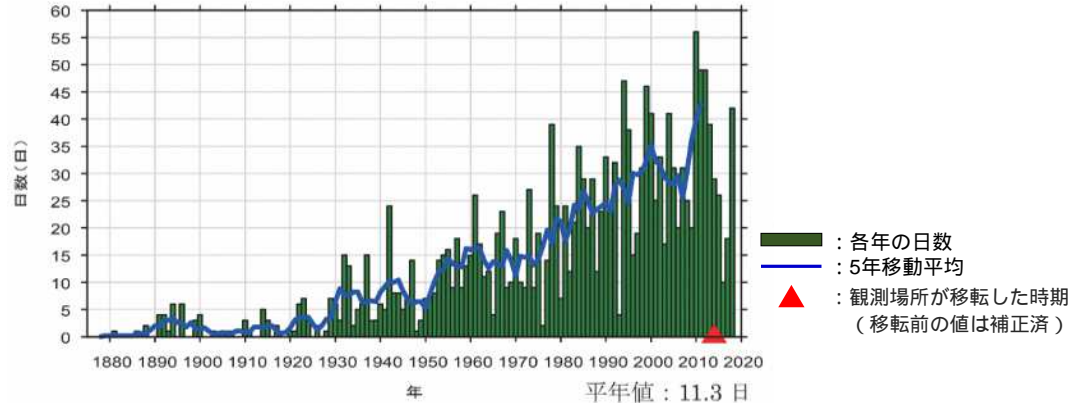
気象庁が2017（平成29）年に公表した「地球温暖化予測情報第9巻」によると、温室効果ガス濃度が最も高くなるシナリオ（RCP8.5）において、21世紀末には、東京の猛暑日は年に約40日、真夏日、夏日、熱帯夜はいずれも年に約70日増加すると予測されています。

【東京管区気象台（千代田区）の真夏日日数の経年変化】



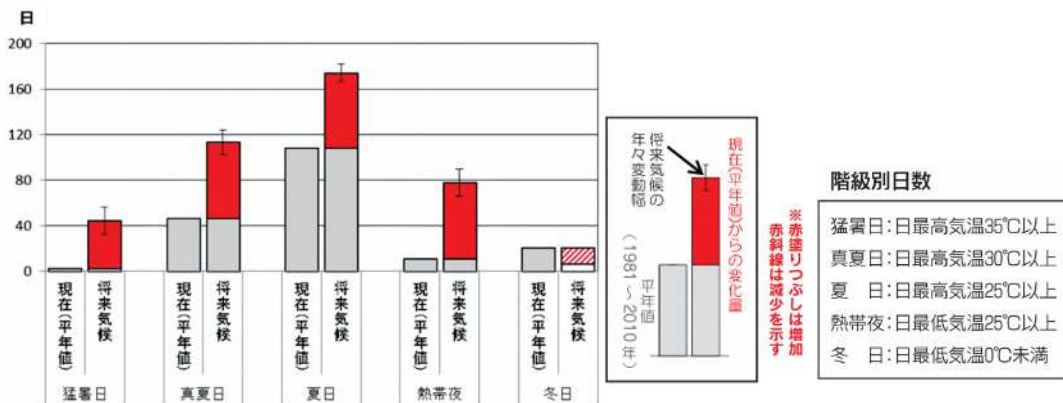
出典：気候変化レポート2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 - (東京管区気象台)

【東京管区気象台（千代田区）の熱帯夜日数の経年変化】



出典：気候変化レポート2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 - (東京管区気象台)

【東京管区気象台（千代田区）における真夏日・熱帯夜などの日数の将来変化（21世紀末時点 RCP8.5）】



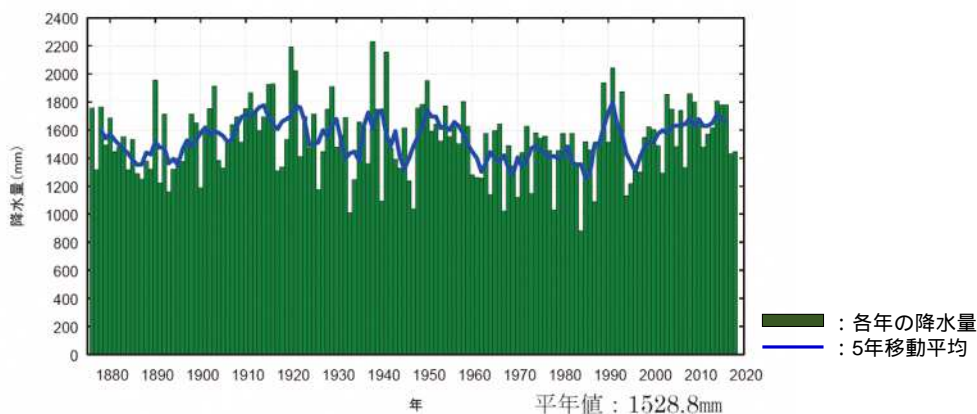
出典：東京都の21世紀末の気候（東京管区気象台）

3 降水量

東京管区気象台では、1876～2018年の期間に年降水量の明確な増減の傾向は見られません。

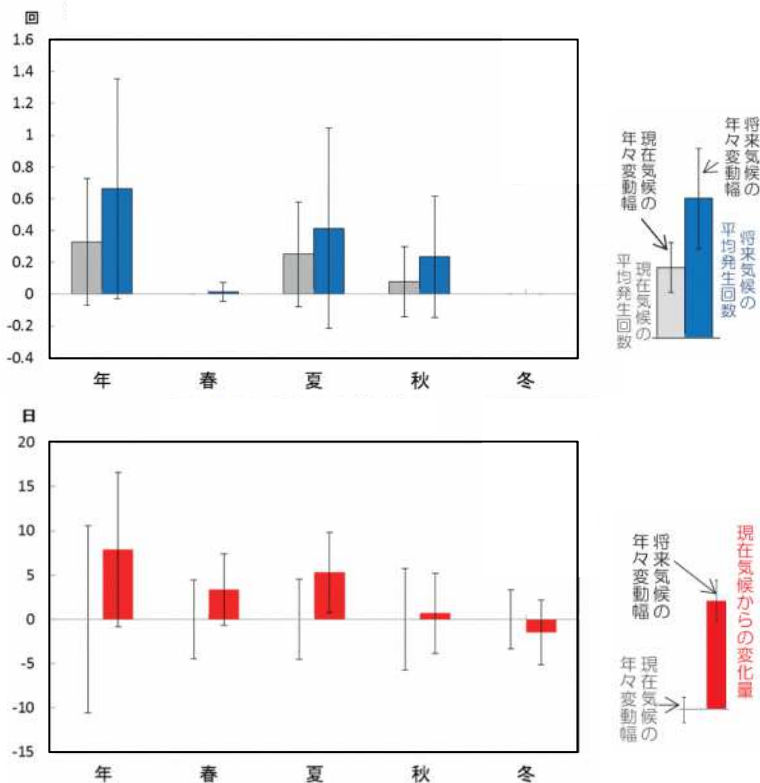
しかし、気象庁が2017（平成29）年に公表した「地球温暖化予測情報第9巻」によると、温室効果ガス濃度が最も高くなるシナリオ（RCP8.5）において、21世紀末には、東京で1時間降水量50mm以上の「滝のように降る雨」の発生回数が2倍以上となる一方、日降水量1mm未満の無降水日も増加すると予測されています。

【東京管区気象台（千代田区）の年降水量の経年変化】



出典：気候変化レポート2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 - （東京管区気象台）

【東京都の滝のように降る雨の回数（上）と無降水日（下）の将来変化（21世紀末時点 RCP8.5）】



滝のように降る雨：1時間降水量50mm以上

無降水日：日降水量1mm未満

出典：東京都の21世紀末の気候（東京管区気象台）

2 - 3 プランの進捗

「第二次すみだ環境の共創プラン」では、5つの「基本目標」を設定して各種施策・事業を推進しており、それぞれに「環境事業指標」を設定して進行管理を行っています。

また、5つの「基本目標」に「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催への対応」を加えた6つのテーマについて、優先的かつ発展的に推進すべき取組などを重点プロジェクトとして位置付けており、それぞれに「活動指標」を設定して進行管理を行っています。

これらの「環境事業指標」と「活動指標」の進捗を見ると、気候変動対策に関する「基本目標1」や資源循環に関する「基本目標3」など、複数の項目で目標を達成できていないものがあります。

【第二次すみだ環境の共創プランの進捗】

基本目標 (重点プロジェクト)	指標区分	指標	実績値	中間目標値	最終目標値
			2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
基本目標1 温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまち	環境事業指標	区域における温室効果ガス排出量(万t-CO ₂)	120.6 ¹ (-5%) ³	101.0 (-20%) ³	88.0 ² (-30%) ³
		区域におけるエネルギー消費量(TJ)	11,882 ¹ (-31%) ³	12,800 (-26%) ³	10,600 ² (-38%) ³
	重点プロジェクトの活動指標	区民1人あたりの温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	4.4 ¹	3.8	3.1 ²
		太陽光発電等の導入によるCO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)	1,222	1,315	1,600
基本目標2 身近な緑と水辺に親しみ、生きものをふれあえるまち	環境事業指標	緑被率(%)	10.7 ¹	12.2	13.0
	重点プロジェクトの活動指標	まちなか緑化の活動地域数(地域)	20	16	22
基本目標3 資源循環型社会の実現を目指すまち	環境事業指標	資源化率(%)	20.1	23.0	25.0
		雨水総貯留容量(m ³)	25,490	26,300	30,000
	重点プロジェクトの活動指標	区民1人1日あたりごみ排出量(g)	551	520	515
基本目標4 良好な生活環境が確保され、安心とやすらぎが実感できる住みよいまち	環境事業指標	苦情があった特定建設作業の割合(%)	14	8	5
		苦情申立人が満足した割合(%)	75	45	60
	重点プロジェクトの活動指標	住宅・事業所が設置した緑のカーテン面積(m ²)	445	350	420
		緑のカーテンモデル設置施設数(施設)	25	30	35
基本目標5 環境活動を実践する人が育つまち	環境事業指標 重点プロジェクトの活動指標	環境ボランティア登録者の実働割合(%)	69	71	75
(重点プロジェクト6 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催への対応)	重点プロジェクトの活動指標	遮熱性舗装の区道面積(m ²)	3,365	5,000 対象 3,342	-

1:2018(平成30)年度実績値。 2:2030(令和12)年度目標値。 3:2000(平成12)年度からの変動割合。

■:中間目標を達成できていない、又は達成が困難と考えられるもの。

2 - 4 環境アンケートの結果

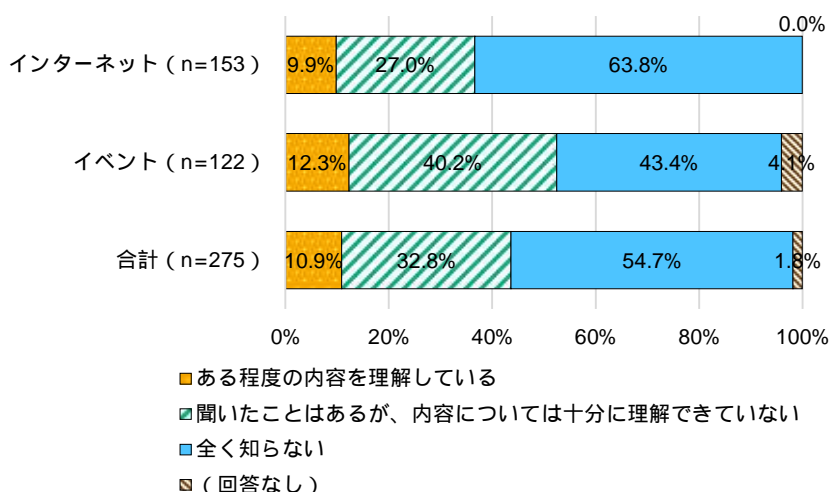
2020（令和2）年度に、区民や区内に通勤・通学する人を主な対象として、下記の環境アンケートを行いました。

項目	内容
調査期間	2020（令和2）年9月3日～2021（令和3）年3月31日
調査対象	区民や区内に通勤・通学する人
調査方法	墨田区HPでのWebアンケート・環境関連イベント時にアンケート調査票を配付
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次すみだ環境の共創プランの認知度 ・SDGsの認知度 ・新しい生活様式の実践内容 ・レジ袋有料化後の対応 ・環境問題に対する普段の取組 ・環境問題に対する墨田区への要望 など
有効回答数	275件（インターネット153件、イベント122件）

1 第二次すみだ環境の共創プランの認知度

「第二次すみだ環境の共創プラン」について、ある程度の内容を理解している人が約1割、聞いたことはあるが、内容については十分に理解できていない人が約3割でした。

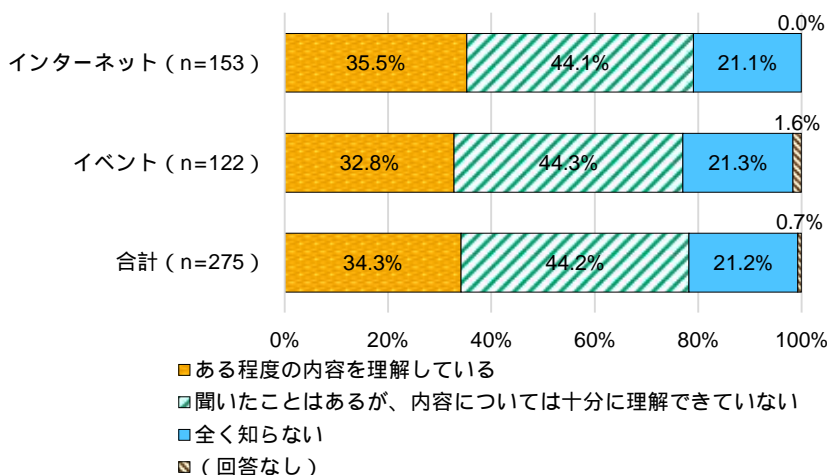
本プランの認知度を上げることが課題となっています。



2 SDGsの認知度

SDGsについて、ある程度の内容を理解している人が3～4割、聞いたことはあるが、内容については十分に理解できていない人が4～5割でした。

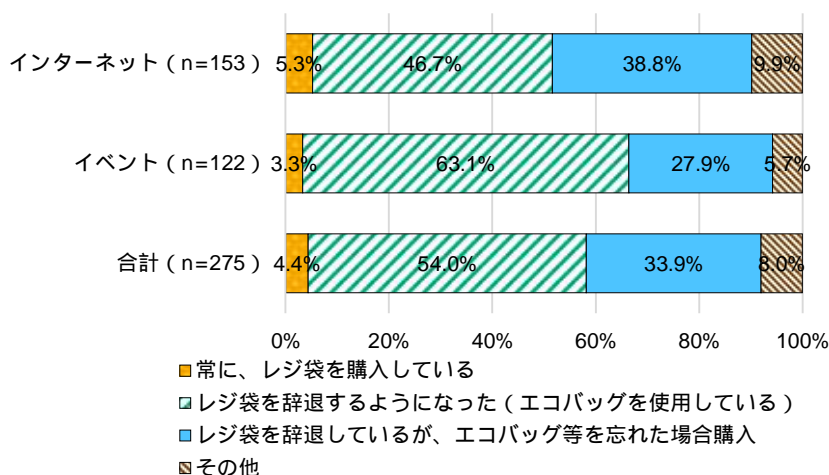
SDGsが社会に浸透しつつあると考えられますが、さらなる認知度の向上が必要です。



3 レジ袋有料化後の対応

2020（令和2）年7月にレジ袋が有料化された後、常にレジ袋を購入している人が1割弱いますが、レジ袋を辞退している人は約9割にのぼることがわかりました。

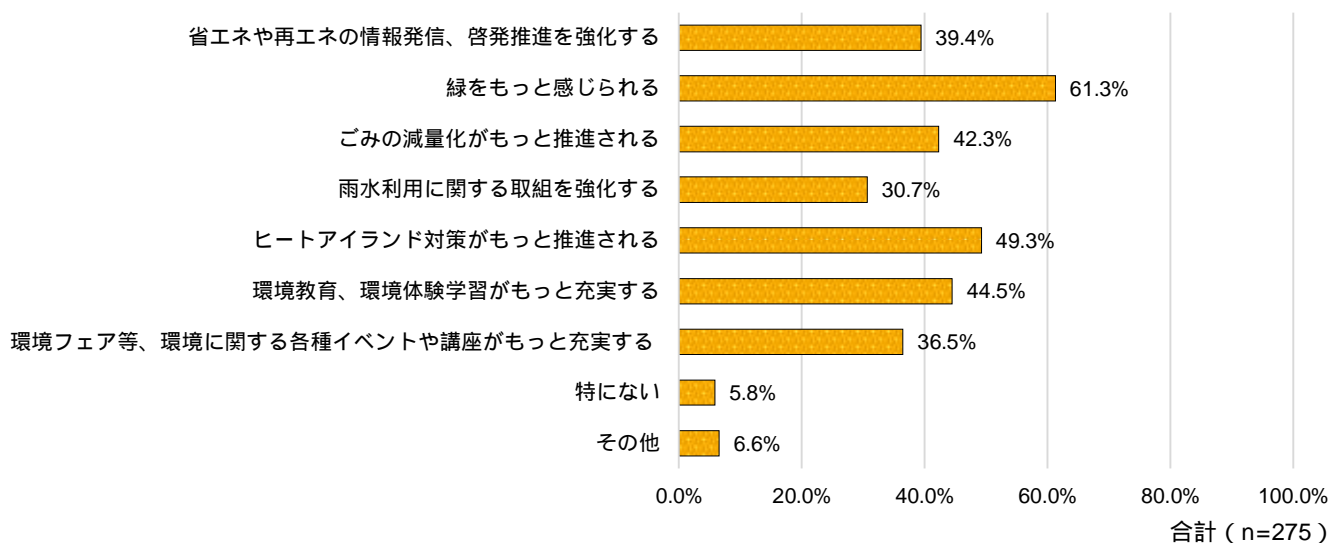
これをきっかけとして、ごみの減量を意識する人が増えていくことが望まれます。



4 環境問題に対する墨田区への要望

環境問題に対する墨田区への要望として、「緑をもっと感じられる」（約6割）、「ヒートアイランド対策をもっと推進される」（約5割）、「環境教育、環境体験学習をもっと充実する」（4～5割）の順にニーズが高いことがわかりました。

住みやすさに直結する「緑」や「ヒートアイランド対策」などのニーズに応えられる環境施策を展開していく必要があります。



2 - 5 プラン中間見直しに当たっての課題と対応

1. 気候変動対策の課題と対応

(1) 気候変動対策（緩和策）への対応

墨田区の温室効果ガス排出量は、2018（平成30）年度までに2000（平成12）年度比で5%削減することができました。

しかし、現在の削減ペースでは、2030（令和12）年度までに30%削減するという目標を達成することは困難です。これは、当初の想定よりも電力のCO₂排出係数が下がっていないこと、代替フロンなどの排出量が増加していることが主な要因と考えられます。

一方で、社会的な動向をみると、我が国では2020（令和2）年、東京都では2019（令和元）年に、『2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）』が宣言されており、墨田区においても、2021（令和3）年10月に区民・事業者・区が一丸となって「脱炭素社会」を実現するため、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を行いました。

墨田区では、この「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」に基づき、国や東京都の削減目標と整合する野心的な目標に切り替えるとともに、区内のエネルギー消費量を大幅に削減しながら、電力のCO₂排出係数の低減や代替フロンの削減などに貢献する取組を推進することが求められます。このためには、家庭、事業所、まちづくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を脱炭素型へと移行するための再構築・再設計が必要となります。

(2) 気候変動対策（適応策）への対応

第1章に示したとおり、これまで以上に温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」に取り組む必要がありますが、併せて気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組む必要があります。

墨田区は、西側を隅田川、東側を荒川に挟まれるとともに、大部分の土地がゼロメートル地帯にあるため、豪雨や高潮による水害リスクが大きいことが特徴です。また、都市化の進行によりヒートアイランド現象⁴が進行しているため、熱中症リスクにも注意が必要です。その他にも、気候変動による産業・経済活動への影響や、生活への影響、感染症を媒介する生き物（蚊やマダニ、ネズミなど）の分布域の変化による感染症リスクの変化など、複数の分野で「適応策」を推進していく必要があります。

4：都市域において地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象

2. 自然環境の課題と対応

(1) 緑化への対応

墨田区では、1972（昭和47）年3月に東京23区の中で最初に緑化宣言を行い、以来、積極的な緑化推進施策を展開してきました。

区内の緑被率は、関係者の努力により少しずつ増加していますが、直近の調査結果では10.7%であり、2025（令和7）年度の目標である13%とは離れたものとなっています。

住宅、商業、工業の土地利用が混在し、すでに成熟した都市である墨田区では、新たな緑地を創出するには大きな制約があります。このため、再開発や公園整備、新規建築物の建設や改修、整備の機会を捉え、公園や緑地の整備・拡大につなげていく必要があります。また、豊かな水辺空間を生かしたやすらぎとうるおいが実感できる空間を作ることや、身近な公園などの緑が区民の日々の暮らしに与える心のやすらぎや豊かさを高めていくことなどが求められます。

(2) 生物多様性への対応

都市地域で生物多様性を保全するためには、生物の生育・生息地として緑地の規模や連続性を評価して、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地によるネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが望ましいとされています。そのため、完成された市街地である墨田区では、緩衝地区になりうる「まちなかに点在する緑」や、回廊ともなり得る「街路樹」を増やし、充実させることが求められます。

また、生物多様性の損失は地球規模でも生じています。都市部では、大量に農薬を使用して生産された農作物や、熱帯雨林を伐採して生産されたパーム油製品の消費などを通じて、地球規模での生物多様性の損失に対する責任を負っています。一方で、2019（令和元）年度に実施したアンケートによると、50.8%の人が「生物多様性」という言葉の意味を知らず、このような影響についてもあまり認識されていないと考えられます。そのため、身近な地域や地球規模での生物多様性の保全のためには、区民一人ひとりが、緑の大切な役割と生物多様性の恵みについて理解を深める必要があります。

3. 資源循環の課題と対応

区民1人1日当たりごみ排出量は、2020（令和2）年度に551gとなり、2014（平成26）年度の585gと比較して6%削減することができました。

しかし、近年は、人口の増加や粗大ごみ排出量の増加により、年間総排出量の減少幅は鈍化し、下げ止まりの傾向が見られます。

最終処分場の延命化や、食品ロス、プラスチックごみなどの新たな社会的課題に対応するためには、さらなるごみの減量が求められます。そのためには、3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進していくとともに、優先度の高い2R（発生抑制・再使用）に一層注力し、「ごみを出さない」「ごみをつくらない」取組を進めていく必要があります。

省資源・循環型社会を実現するために、区民・事業者・区の三者が協働して、更なるごみ

の発生抑制・排出抑制に取り組んでいくことが求められています。

4. 生活環境の課題と対応

墨田区では、大気、水質、騒音、振動及び放射線についての環境監視を定期的に行っています。これらの公害については、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、環境監視を継続するとともに、法令等に基づく公害防止に向けた事業所・工場等への指導を行っていくことが求められています。

また、大気や水質については、東京都や周辺自治体との連携により、広域的な対策を推進していくことが求められています。

さらに、カラス等の鳥獣による人への被害の苦情やごみの不法投棄、ごみ屋敷の増加が懸念されており、防止策を含めた対応が求められています。

5. 協働による環境活動の課題と対応

従来の環境対策は行政が主体となり実施してきましたが、地球温暖化をはじめとする今日の環境問題を解決していくためには、様々な年代の区民や事業者の自主的かつ積極的な環境活動の実践が不可欠です。

「すみだ環境区宣言」の基本理念である「環境にやさしいまち すみだ」の実現に向けて、区民や事業者による環境にやさしい行動の実践に向けた支援策を展開するとともに、「環境の共創」の考え方のもと、より一層の協働により環境問題の解決に取り組んでいくことが求められています。

6. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの対応

東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の流行により 1 年延期され、2021（令和 3）年夏季に開催されました。

墨田区では、国技館でボクシング競技が開催されることを踏まえ、国技館の周辺の区道を中心に遮熱性舗装を施すとともに、歩道舗装材に透水性平版ブロックを用いたり、街路樹を整備するなど、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する整備を行いました。

今後は、これらの成果をレガシーとして継承し「気候変動への適応」として位置付けるとともに、区の全域に同様の取組を展開させる必要があります。

7. 分野横断的な課題と対応

環境問題は様々な分野に及ぶため、それぞれの分野に対して個々に施策や事業を検討するのではなく、分野横断的な視点で検討することが重要です。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」では、世界が直面する「社会面・経済面・環境面」の課題に対して統合された形での解決を目指しており、ここでも分野横断的な視点が重要です。

墨田区が「SDGs 未来都市」に選定されたことも踏まえると、多様な環境分野、その多分野におけるマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）をもたらす事業推進していくことが求められています。

第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像

第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像

3 - 1 本プランが目指す「すみだ」の将来像

「第二次すみだ環境の共創プラン」では、「すみだ」の将来像を「みんなで創る環境にやさしいまち『すみだ』」としました。

後期計画ではこの将来像を引き継ぎながらも、SDGsを踏まえ、環境を中心とした様々な課題の解決を通じ、より良いまちづくりと世界規模での持続可能な社会の構築に貢献するため、「みんなで創る環境にやさしい持続可能な『すみだ』」とします。

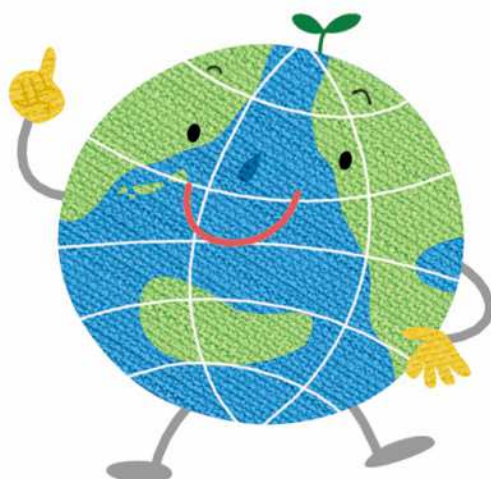
みんなで創る環境にやさしい持続可能な「すみだ」

私たちの暮らす墨田区は、悠久の流れをたたえた隅田川と先人の力によって生まれた荒川の二つの河川に抱かれた豊かな水辺の地にあります。この地の自然をはじめとして、江戸下町文化を育んできた環境を守り、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐことは、墨田区に住み、働き、学び、集う私たちの願いであり、今を生きる私たちの責務です。

また、墨田区のような都市部では、持続可能な消費と生産を通じて、世界規模での持続可能な社会の構築に貢献する責務も負っています。

本プランが目指す「すみだ」の将来像の実現には、行政の力だけではなく、より一層の区民・事業者等との協働と連携が必要です。

区民・事業者等との協働と連携によって、よりよい環境を守り育てていく、という「責務」をあらためて認識することが「環境の共創」の土台となります。そのうえで、「すみだの将来像」を共有することによってはじめて、環境にやさしい持続可能な「すみだ」の実現に近づくことができます。



3 - 2 2025（令和7）年ごろのすみだのイメージと基本目標

墨田区は、隅田川や荒川をはじめ豊かな水辺に恵まれ、かつては江戸のまちの中で最も栄えた文化や歴史が薫るまちとしての魅力を持っています。さらに2012（平成24）年5月には東京スカイツリー[®]が完成し、観光都市としての魅力も高まっています。

このようなすみだの魅力とすみだが抱える環境への課題を踏まえて、本プランが目指す2025（令和7）年ごろのすみだのイメージを描きました。

これらの6つのイメージは、今後の環境行政の取組成果の目標となるものです。そのため、このイメージを本プランが目指す「すみだ」の将来像を実現するための基本目標として位置づけ、区民・事業者・区の協働による取組の指針とします。

【本プランが目指す「すみだ」の将来像に基づく2025（令和7）年ごろのすみだのイメージ】

基本目標1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち

省エネルギー型の設備や家電の普及とともに、太陽光発電設備をはじめとする創エネルギー設備や蓄エネルギー設備の導入が進んでいます。また、無駄なエネルギーを消費しない構造の住宅やビルが増え、エネルギーマネジメントの取組が普及しています。さらに、水素エネルギーの活用も進み、家庭や事業所において燃料電池、燃料電池自動車が普及しつつあります。

まちには、歩きやすい歩道や自転車道が整備され、公共交通機関と組み合わせて快適かつ環境に配慮した移動がしやすくなっています。自家用車やバスは、電気自動車などに切り替わりつつあり、CO₂とともに大気汚染物質の排出量も削減されています。

家庭や事業所では、省エネルギー行動が「日常的な習慣」として定着しており、省資源・省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイルが定着しています。

基本目標2 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち

国や東京都と連携し、豪雨や高潮による水害に強いまちづくりが進み、家庭や事業所では災害時に迅速に避難行動を取れる体制が整っています。

また、住宅やビルからの排熱抑制や多様な地域の緑化の取組により、ヒートアイランド現象が緩和され、クールスポットが公共施設のほかに、事業者の協力により区内の各所に設置され、健康で快適に夏を過ごせるまちになっています。

家庭や事業所では、気候変動に対する正しい知識が身につけており、様々な影響に対し、自助・共助・公助による適応が進んでいます。

基本目標3 水と緑が暮らしに寄り添うまち

公園や街路樹の緑化、水辺など公共の場の緑化に加え、住宅やビルの壁面緑化、屋上緑化、緑のカーテンなどの多様な地域の緑化が着実に進むとともに、エコロジカルネットワークが形成されています。併せて、緑を用いた生きがいがづくり、交流、生き物観察講座などが活発になることで、区民の緑の満足度が高まっています。

また、大横川や北十間川をはじめとして親水空間の整備が進み、隅田川の観光船からは緑と水辺の風景を楽しめるようになっています。

家庭や事業所では、生物多様性に対する正しい知識が身につけており、生物多様性に配慮した方法で生産されたものを選択して購入するなどのライフスタイル、ビジネススタイルが定着しています。

基本目標 4 省資源・資源循環型社会を実現するまち

街なかに並ぶ商品の大部分は、容器包装が最小限又はパッケージフリーになり、リユース容器も普通になっています。

家庭や事業所では、できる限りごみを出さない、ものを捨てずに大切に使うライフスタイルやビジネススタイルが定着し、焼却処理や最終処分されるごみの量が減っています。

基本目標 5 良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち

大気や河川、騒音、振動などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、都市・生活型公害への苦情が減っています。

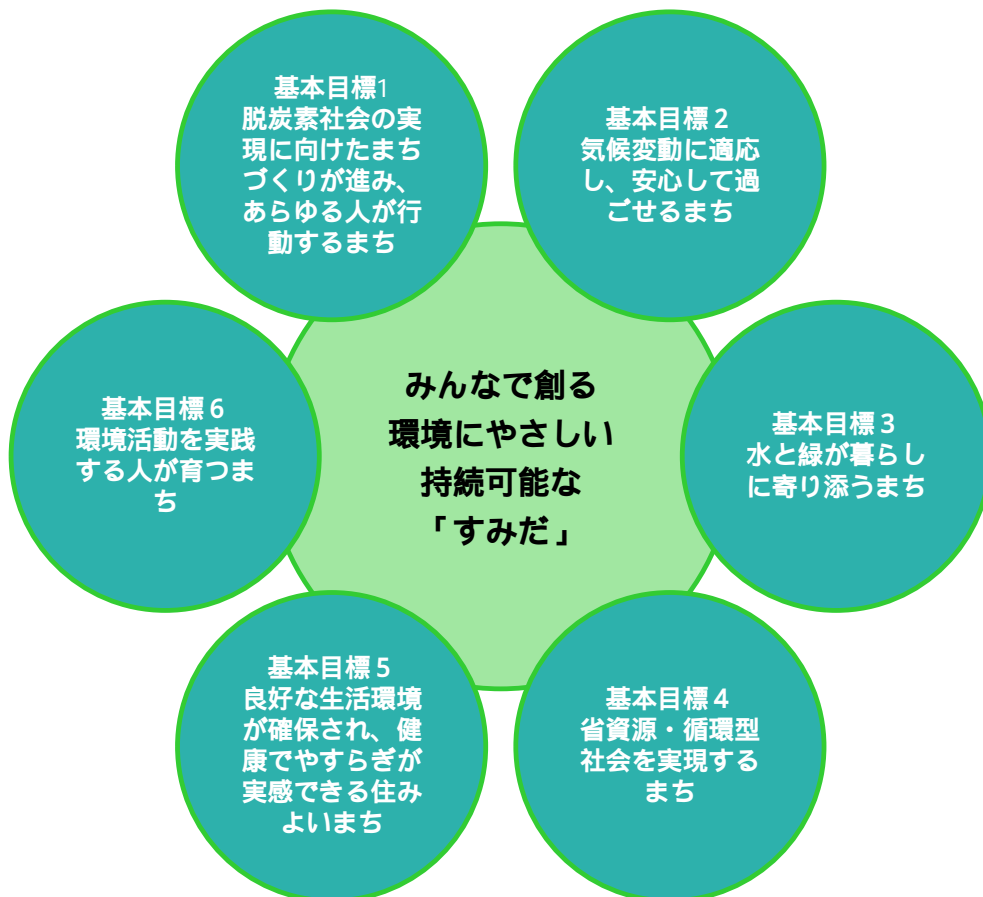
また、ごみ排出ルールが守られ、カラスやネズミなどの鳥獣被害が減るとともに、ごみの不法投棄、ごみ屋敷もなくなり、これらへの苦情も減っています。

基本目標 6 環境活動を実践する人が育つまち

人情や風情にあふれたすみを愛し、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる区民や事業者になっています。

江戸の昔から連綿と続く生活の場、働く場としてのすみを、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、「環境の共創」の考え方のもと区民・事業者・区が協働してさまざまな環境保全活動に取り組む環境にやさしいまちになっています。

【本プランが目指す「すみだ」の将来像に基づく 6 つの基本目標】



第4章 「環境の共創」基本施策

第4章 「環境の共創」基本施策

第二次すみだ環境の共創プラン（後期）の体系

本プランが目指す「すみだ」の将来像を実現するため、6つの「基本目標」と、それに連なる16の「個別目標」を設定し、各種施策・事業を推進します。

将来像	基本目標	個別目標
みんなで創る環境にやさしい持続可能な「すみだ」	基本目標1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち 【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	1 家庭での脱炭素化を促進する 2 事業所での脱炭素化を促進する 3 脱炭素型のまちをつくる
	基本目標2 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち 【墨田区地域気候変動適応計画】	1 気象災害に強いまちをつくる 2 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる 3 節水と雨水の有効活用を推進する 4 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める
	基本目標3 水と緑が暮らしに寄り添うまち	1 緑の満足度を向上させる 2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす 3 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる
	基本目標4 省資源・循環型社会を実現するまち	1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する 2 省資源・資源循環型社会の実現に協働で取り組む
	基本目標5 良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち	1 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる 2 景観に配慮したまちをつくる
	基本目標6 環境活動を実践する人が育つまち	1 環境教育・環境学習を推進する 2 協働による環境活動を推進する

「基本目標」は、2025（令和7）年ごろのすみだの環境をどのような方針で形作っていくのか、「すみだの将来像」を実現するための内容を表しており、区民・事業者・区の協働による取組の指針となるものです。

「個別目標」は、各基本目標の達成に向けて、必要な施策の方向を定め、事業対象や範囲を明確にしたものです。

「施策の方向」は、個別目標の達成や関連するSDGsへの貢献のための具体的な取組、個別事業を明確にしたものです。

施策の方向	貢献するSDGs
① 省エネルギー型ライフスタイルへの切り替え促進 ② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進 ③ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切り替えの促進	
① 省エネルギー型ビジネススタイルへの切り替え促進 ② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進 ③ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切り替えの促進 ④ 代替フロンへの漏えい防止策の促進 ⑤ 公共施設における脱炭素化の推進	
① 省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進 ② 環境負荷の少ない交通手段の利用促進 ③ 水素社会の実現に向けた取組 ④ 国産木材の利用促進	
① 豪雨対策の推進 ② 強風等への対策の推進 ③ 公共施設における気象災害対策の推進	
① ヒートアイランド対策の推進 ② 熱中症対策の推進 ③ 感染症対策の推進	
① 節水の促進 ② 雨水利用の啓発・普及の推進 ③ 広域連携による雨水利用の推進	
① 気候変動に関わる情報発信の強化 ② 一人ひとりが災害や酷暑に対応できるようになるための啓発	
① 身近な緑にふれる機会の充実 ② 緑と生物について学ぶ機会の充実 ③ 区民の活動の場や機会の充実 ④ 公園の活用	
① 緑の保全 ② 生物多様性の確保・保全・拡充 ③ 暮らしに身近な緑の育成、拡充 ④ 協働・共創による緑化の推進	
① 緑の拠点の拡充 ② 緑のネットワークの拡充 ③ 緑と花を生かした空間づくりの推進	
① 2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進 ② 資源化への取組推進	
① 普及啓発と環境学習の推進 ② 区民・事業者・行政の協働の推進 ③ 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備	
① 都市・生活型公害の防止 ② 環境美化に向けた取組の推進 ③ 環境リスクへの対応 ④ 老朽危険家屋対策の推進	
① 都市景観に配慮したまちづくりの推進 ② 道路不正使用の是正	
① 環境体験学習機会の拡充 ② 環境体験学習拠点の確保 ③ 環境教育・環境学習の強化	
① 環境ボランティア・環境リーダーの育成 ② 区民・事業者の支援 ③ 協働による環境活動・イベントの充実	

環境問題は様々な分野に及ぶため、それぞれの分野に対して個々に施策や事業を検討するのではなく、分野横断的な視点で検討することが重要です。そこで、複数の社会課題を同時解決するマルチベネフィットを意識した事業を検討し、推進していきます。

また、温室効果ガスの排出量を削減するためにエアコンの使用を控えることが、熱中症のリスクを上昇させるなど、トレードオフ（一方を追求するともう一方を犠牲にしなければならないという、二律背反の状態）の関係にある施策についても、どちらか一方が犠牲にならないように留意しながら事業を検討し、推進していきます。

【マルチベネフィットを意識する施策】

基本目標	個別目標	施策の方向	波及効果の内容
基本目標 1 脱炭素社会の 実現	1 家庭での脱炭素化を促進する	省エネルギー型ライフスタイルへの切り替え促進	基本目標 2：冷房や自動車からの廃熱の抑制によるヒートアイランド現象の緩和
			基本目標 4：環境に配慮した製品を選択することなどによるごみの発生抑制
		省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進	基本目標 5：自動車からの排気ガスの抑制による大気汚染物質の減少
			基本目標 2：災害時に自家給電可能な設備を設置することによる生活の維持
	2 事業所での脱炭素化を促進する	省エネルギー型ビジネススタイルへの切り替え促進	基本目標 2：冷房や自動車からの廃熱の抑制によるヒートアイランド現象の緩和
			基本目標 4：環境に配慮した製品を選択することなどによるごみの発生抑制
		省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進	基本目標 5：自動車からの排気ガスの抑制による大気汚染物質の減少
			基本目標 2：災害時に自家給電可能な設備を設置することによる事業の継続
	3 脱炭素型のまちをつくる	公共施設における脱炭素化の推進	基本目標 2：災害時に自家給電可能な設備を設置することによる行政機能の維持
		省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進	基本目標 2：遮熱性能の高い建物への転換によるヒートアイランド現象の緩和
環境負荷の少ない交通手段の利用促進		基本目標 5：自動車からの排気ガスの抑制による大気汚染物質の減少	
基本目標 2 気候変動への 適応	3 節水と雨水の有効活用を推進する	国産木材の利用促進	基本目標 2：国内の林業の活性化（樹林地の健全化）による土砂災害の抑制
		節水の促進	基本目標 3：国内の林業の活性化（樹林地の健全化）による生物多様性の保全と回復
		雨水利用の啓発・普及の推進	基本目標 1：水道水利用の抑制による水道事業から排出される温室効果ガスの抑制
基本目標 3 緑と生物多 様性の保 全・回復	2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす	緑の保全	基本目標 2：緑地の雨水流出抑制効果による災害の緩和
		暮らしに身近な緑の育成、拡充	基本目標 2：緑陰の形成や蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和
	3 水や緑のうおいを感ぜられるまちをつくる	緑と花を生かした空間づくりの推進	基本目標 5：緑の育成、拡充による景観の向上
基本目標 4 省資源・循環 型社会の実現	1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する	2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進	基本目標 1：製品や食品の製造・生産時と廃棄時に排出される温室効果ガスの抑制
		基本目標 3：食品の生産時の生物への負荷の軽減	基本目標 3：海洋プラスチックごみの流出抑制による生物への負荷の軽減
			基本目標 3：水質の改善などによる生物への負荷の軽減
基本目標 5 良好な生活 環境の確保	1 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる	都市・生活型公害の防止	基本目標 1：徒歩や自転車利用による移動への転換や交通の円滑化
		道路など使用の適正	基本目標 2：環境リーダーなどの助言・指導による適応の理解促進
		環境ボランティア・環境リーダーの育成	基本目標 3：環境リーダーなどの助言・指導による緑や生物多様性の理解促進
基本目標 6 環境活動の 実践	2 協働による環境活動を推進する	区民・事業者の支援	基本目標 4：環境リーダーなどの助言・指導による省資源・資源循環の理解促進
			基本目標 2：区民や事業者の環境活動を通じた適応の理解促進
			基本目標 3：区民や事業者の環境活動を通じた緑や生物多様性の理解促進
		協働による環境活動・イベントの充実	基本目標 4：区民や事業者の環境活動を通じた省資源・資源循環の理解促進
			基本目標 2：環境活動・イベントを通じた適応の理解促進
			基本目標 3：環境活動・イベントを通じた緑や生物多様性の理解促進
基本目標 4：環境活動・イベントを通じた省資源・資源循環の理解促進			

基本目標 1

脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、
あらゆる人が行動するまち
【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

化石燃料の使用や人類の生産活動によって増加した CO₂ などの温室効果ガスは、地球の気温を上昇させるとともに私たちの生命や財産、様々な生物に甚大な被害を与えています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 2018（平成 30）年に公表した「1.5 特別報告書」では、2050 年前後には世界の CO₂ 排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が活発化しています。こうした動きを踏まえ、我が国では 2020（令和 2）年、東京都では 2019（令和元）年に、『2050 年カーボンニュートラル（脱炭素化）』が宣言されました。また、墨田区でも 2021（令和 3）年 10 月に「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を行いました。

このような「脱炭素社会」を実現するためには、省エネ性能の高い建築物や設備、家電の導入、節電などにより消費エネルギーを少なくする「省エネ」、太陽光発電などでエネルギーを創り出す「創エネ」、創り出したエネルギーを蓄電池に蓄えてピーク時や夜間に使う「蓄エネ」を、まちづくりのあらゆる分野に組み込み、あらゆる人が行動する必要があります。また、これらの効率的な運用を実現する「エネルギーマネジメントシステム」¹を導入することで、エネルギー利用の最適化を図ることも重要です。

さらに、社会システムそのものを大量生産・大量消費型から、省資源・循環型へと転換していくこととともに、環境負荷の少ない交通手段や水素エネルギーの普及も目指していく必要があります。

これらを踏まえ、本目標を「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づく「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけて以下の数値目標を設定し、様々な取組を推進していきます。

【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の数値目標】

2030（令和 12）年度までに 2000（平成 12）年度比で

区内の温室効果ガス排出量を 50%削減する
エネルギー消費量を 50%削減する

【数値目標の設定根拠】

東京都は、『2050 年カーボンニュートラル（脱炭素化）』のためのマイルストーンとして、2021（令和 3）年 1 月に、都内の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量を 2030（令和 12）年までに 2000（平成 12）年比で 50%削減すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めることを表明しました。

墨田区でも、この目標の達成に貢献できるよう、区内の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量を 50%削減することを数値目標として設定しました。

1：エネルギーの需要と供給について、モニター（見える化）とコントロール（制御）を行い、効率性の高いエネルギー利用を図るシステムのこと

【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の対象地域・部門】

本計画は、墨田区全域において、産業部門・家庭部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門の5部門を対象とします。

【計画の対象とする部門】

部門	主な排出源
産業部門	農業・建設業・製造業
家庭部門	家庭内での電気、ガス、灯油などのエネルギー消費
業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物部門	石油から生成されたビニール、プラスチック、合成繊維などの焼却

【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で対象とする温室効果ガス】

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、以下の7物質とします。

【計画の対象とする温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	用途・排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	化石燃料の燃焼など
メタン（CH ₄ ）	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430 など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類（PFCs）	7,390 など	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体の製造プロセスなど

：二酸化炭素（CO₂）「1」を基準として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。

例えば地球温暖化係数が「25」のメタン（CH₄）では、メタン1トン分の温室効果ガスの強さが二酸化炭素（CO₂）25トン分に相当します。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHPをもとに作成

【個別目標】

前述のように、2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度比で区内の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量を半減するとともに、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまちを目指して、以下の3つの個別目標を掲げます。

- 1 - 1 家庭での脱炭素化を促進する
- 1 - 2 事業所での脱炭素化を促進する
- 1 - 3 脱炭素型のまちをつくる

【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。






【環境事業指標】

指標	基準値 2000（平成12） 年度	実績値 2018（平成30） 年度	目標値 2030（令和12） 年度
区域におけるエネルギー消費量（TJ）	17,187	11,882	8,593
家庭における一世帯あたりのエネルギー消費量（MJ/世帯）	40,739	28,210	19,747 （検討中）
業務における床面積1m ² あたりのエネルギー消費量（MJ/m ² ）	1,166	975	683 （検討中）
区域における温室効果ガス排出量（万t-CO ₂ ）	126.5	120.6	63.2

【貢献するSDGs】

基本目標1は、SDGsが掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献するSDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
 <p>11 住み分けられる まちづくりを</p>	<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- 家庭での脱炭素化を促進する
 - ▶ こまめな消灯、冷暖房の適切な温度設定など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
 - ▶ うちエコ診断の活用や環境家計簿を利用する。
 - ▶ 家庭用燃料電池、太陽光発電システムなどの導入に努める。
 - ▶ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力へ切り替える。
- まち全体でエネルギー利用の効率化を推進する
 - ▶ 自宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物及び高効率な設備（可能であれば ZEH）を導入する。
 - ▶ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がける。
 - ▶ 自動車の買い替え時には、電気自動車や燃料電池車など、次世代自動車の導入に努める。

【事業者】

- 事業所での脱炭素化を促進する
 - ▶ こまめな消灯、冷暖房の適切な温度設定など、日常業務での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
 - ▶ 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。
 - ▶ テレワークやオンライン会議などを適切に活用する。
 - ▶ 省エネ診断を受診する。
 - ▶ 高効率空調機器、太陽光発電システムなどの導入に努める。
 - ▶ 事業所内の設備に対して、適切な運轉管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。
 - ▶ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力へ切り替える。
- まち全体でエネルギー利用の効率化を推進する
 - ▶ 事業所の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物及び高効率な設備（可能であれば ZEB）を導入する。また、国産木材を積極的に利用する。
 - ▶ 省エネルギー化に配慮したテナントを借りる。
 - ▶ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がける。
 - ▶ 自動車の買い替え時には、電気自動車や燃料電池車など、次世代自動車の導入に努める。

『脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、
あらゆる人が行動するまち』の実現

【墨田区】

- ▶ 省エネルギー行動に関する情報を提供する。
- ▶ 家庭や事業所における自主的な省エネルギー行動を支援する。
- ▶ 家庭や事業所における省エネ診断制度を周知・啓発する。
- ▶ 再生可能エネルギーや省エネルギー機器等、省エネに資する設備等の導入助成制度を実施する。
- ▶ 水素エネルギーについての普及・啓発を行う。
- ▶ 区の事業活動から排出される温室効果ガスを削減する。

個別目標 1 - 1 家庭での脱炭素化を促進する

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

省エネルギー型ライフスタイルへの切り替え促進

区民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー型ライフスタイルへの切り替えを促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断²の周知と受診の促進などの取組を推進します。

省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進

区民に対し、建築物断熱改修や家庭用燃料電池、住宅エネルギー管理システム等に関する情報を発信するとともに、地球温暖化防止設備導入助成制度を活用して導入を促進します。

また、太陽光発電システムについては、自宅の屋根や屋上に設置する設備を設置事業者の所有物としたままで、発電した電気を設置事業者から購入する仕組み（第三者所有モデル（オンサイト P P A モデル））により、設置に関わる初期費用がゼロになるサービスも普及していることから、このような情報を発信することで導入を促進します。

その他、省エネルギー化に配慮した建物や高効率な設備、再生可能エネルギー設備、エネルギーマネジメントシステムなどの導入により、エネルギー消費量を正味ゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ゼッチ・マンション（ZEH-M）の普及を促進します。

コラム：第三者所有モデル（オンサイト P P A モデル）

設置する太陽光発電システムを設置事業者の所有物としたままで、発電した電気を設置事業者から購入する仕組みのことです。利用者にとって、システムの設置に関わる初期費用がゼロになるというメリットがあります。

東京都では、このような事業プランに対して設置費用の一部を助成し、太陽光発電システムの設置を促進しています。

【東京都登録事業プランの特徴】

【東京都登録事業プランの例】

出典：クール・ネット東京 HP

2：現状のエネルギー使用量、施設や機器の運用状況等を調査し、それぞれの施設にあった省エネルギー対策を提案する事業

再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切り替えの促進

家庭に供給される電力の電源構成比や CO₂ 排出係数の情報をホームページなどで発信し、再生可能エネルギーの比率を高めることの意義などを啓発します。

また、東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンとの連携などにより、再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切り替えなどを促進します。

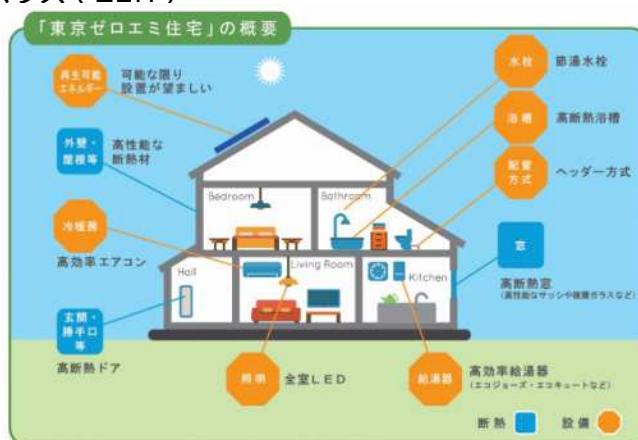
【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 墨田区地球温暖化対策に関する普及啓発 ● 地球温暖化に関する企画展示の実施 ● 環境家計簿の普及 ● 省エネ診断事業の取組支援 ● COOL CHOICE³の促進（新規） 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの普及啓発 ● エコ住宅、ZEHに関する情報提供 ● 省エネ機器普及支援事業の検討・推進 ● 太陽光発電・太陽熱利用システム導入の普及啓発（新規） ● 第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル）の普及促進（新規） 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 小売電力に係る啓発及び切替促進（新規） 	環境保全課

コラム：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅」のことです。建築に対し、国から様々な補助金が用意されています。

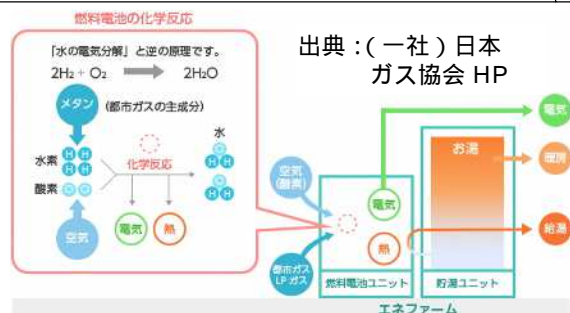
また、東京都では、同様の住宅を「東京ゼロエミ住宅」と名付け、独自の助成事業を行っています。



出典：東京都環境局 HP

コラム：家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガスや LP ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて、電気をつくり出す設備のことです。電気と同時に発生する熱でお湯を沸かして給湯などに利用し、エネルギーを有効活用するため、大きな省エネ効果が得られます。また、停電時に電気とお湯を使えるメリットもあります。



出典：（一社）日本ガス協会 HP

3：脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイル（COOL BIZ や WARM BIZ など）の選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組

個別目標 1 - 2 事業所での脱炭素化を促進する

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

省エネルギー型ビジネススタイルへの切り替え促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報や SDGs、ESG⁴の視点からの脱炭素化の動向などの情報を提供し、省エネルギー型ビジネススタイルへの切り替えを促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、エコチューニング⁵の周知と普及などの取組を推進します。

省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進

事業者に対し、建築物断熱改修や高効率空調機器等に関する情報を発信するとともに、地球温暖化防止設備導入助成制度を活用して導入を促進します。

また、太陽光発電システムについては、事業所の屋根や屋上に設置する設備を設置事業者の所有物としたままで、発電した電気を設置事業者から購入する仕組み（第三者所有モデル（オンサイト P P A モデル））により、設置に関わる初期費用がゼロになるサービスも普及していることから、このような情報を発信することで導入を促進します。

その他、省エネルギー化に配慮した建物や高効率な設備、再生可能エネルギー設備、エネルギーマネジメントシステムなどの導入により、エネルギー消費量を正味ゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及を促進します。

再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切り替えの促進

事業所に供給される電力の電源構成比や CO₂ 排出係数の情報をホームページなどで発信し、再生可能エネルギーの比率を高めることの意義などを啓発します。

また、東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンとの連携などにより、再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切り替えなどを促進します。

コラム：「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン

東京都では、2019（令和元）年から、再生可能エネルギー由来の電気を購入する希望者を募り、一定量の需要をまとめることで価格を低減しながら再生可能エネルギー由来の電気の購入を促すキャンペーンを行っています。家庭・商店・小規模オフィスが対象となっており、多くの方が参加するほど電気代が安くなる仕組みになっています。

4：企業の長期的な成長のために重要とされている「環境（Environment）」・「社会（Social）」・「ガバナンス（Governance）」の頭文字を取った言葉

5：業務用等の建築物から排出される温室効果ガスの削減のため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと

代替フロン⁶の漏えい防止策の促進

業務用冷凍空調機器を使用する事業者や建設・解体業者、廃棄物・リサイクル業者などへ呼び掛けるとともに、東京都のアドバイザーによる簡易点検についての訪問指導や動画解説を案内するなど、業界団体と連携して代替フロンの漏えい防止策を促進します。

公共施設における脱炭素化の推進

区庁舎をはじめとする区の公共施設においては、2020（令和2）年3月に策定した「墨田区地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）第5次計画」に基づき、脱炭素化を推進します。

【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 墨田区地球温暖化対策に関する普及啓発 ● 地球温暖化に関する企画展示の実施 ● 省エネ診断事業・エコチューニングへの取組支援 ● 環境マネジメントシステム⁷の導入支援 ● カーボンオフセット事業⁸の推進 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの普及啓発 ● 省エネ機器普及支援事業の検討・推進 ● 太陽光発電・太陽熱利用システム導入の普及啓発（新規） ● 第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル）の普及啓発（新規） 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 小売電力に係る啓発及び切替促進（新規） 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 代替フロン使用製品使用時の漏えい防止管理の啓発（新規） 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 墨田区地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）の推進 ● エコスクール⁹の推進 ● エコチューニングの推進 ● 庁舎リニューアルプランの推進 ● 道路照明灯・公園灯のLED化 ● 施設のZEB化の促進（新規） 	環境保全課 庶務課 関係課 総務課 道路公園課 ファシリティ マネジメント担当
<ul style="list-style-type: none"> ● ESCO¹⁰による省エネ推進の啓発（新規） ● 第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル）の活用（新規） ● 使用電力の再エネ比率の向上（新規） 	環境保全課 環境保全課 環境保全課

6：オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」を代替するために開発された物質

7：事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定・実行し、その実行状況を点検し、必要に応じて見直しを行いながら、達成に向けて取り組んでいく一連の手続きのこと

8：日常生活や経済活動において排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる事業

9：環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設を整備して、環境教育の教材として活用する取組

10：顧客が目標とする省エネルギー課題に対して包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る事業

個別目標 1 - 3 脱炭素型のまちをつくる

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進

戸建住宅や集合住宅、オフィスビル、商業ビルの新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物及び高効率な設備の導入を促進します。また、再生可能エネルギー設備やエネルギーマネジメントシステムなどの導入により、エネルギー消費量を正味ゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ゼッチ・マンション（ZEH-M）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及を促進します。

環境負荷の少ない交通手段の利用促進

自動車の使用について、環境負荷の少ないハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図るとともに、アイドリングストップなどエコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンやPRを展開します。

また、区民や来街者が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。さらに、シェアサイクルの普及を図るため、キャンペーンやPRを展開します。

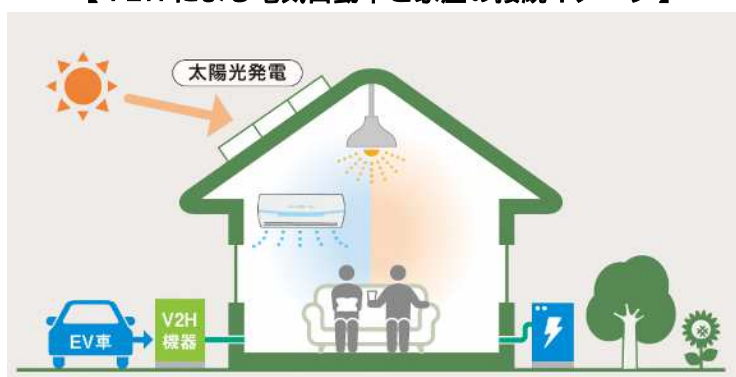
コラム：非ガソリン車への転換

東京都では、2030年までに、すべての乗用車新車販売を電気自動車などの非ガソリン車に転換する方針です。

電気自動車は、供給される電力のCO₂排出係数に応じて、CO₂排出量変動するため、今後、国内の保有台数の増加に併せて、電力のCO₂排出係数を低減させる努力が必要です。

また、脱炭素社会の実現に向けては、電気自動車と家屋をつなぐV2H機器を活用し、家屋に設置した太陽光発電システムで作られた電気を電気自動車に蓄えるとともに、蓄えた電気を家庭で利用する取組も有効です。国立研究開発法人国立環境研究所では、都市部の屋根面積の70%に太陽光発電システムを設置するとともに、乗用車を電気自動車へ転換し、稼働率の低い電気自動車を蓄電池（40kWhの50%の容量）として用いることで、**都市の電力需要の53-95%（東京都区部は53%）**を賅うことができると試算しています。

【V2Hによる電気自動車と家屋の接続イメージ】



出典：ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report（東京都）

水素社会の実現に向けた取組

東京都が進めている水素エネルギーを活用した環境に優しく災害に強い街づくりの実現に向けて、東京都と連携を図りながら、墨田区におけるインフラ等の基盤整備やエネルギーシステムのあり方を検討します。

国産木材の利用促進

2021（令和3）年度に策定を予定している「第3次 墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づいた公共施設の再編とともに、国産木材の利用についても併せて検討していきます

【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や事業所からの排熱抑制、省エネ配慮についての普及啓発 ● 建築物の断熱施工等の導入推進 ● 大規模開発における地域冷暖房等の導入促進 ● ZEB化の促進（新規） ● VPP¹¹の構築（新規） 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関の積極的な利用の普及啓発 ● 次世代自動車の普及・啓発 ● アイドリングストップなどエコドライブの普及啓発 ● 歩道と車道の分離のための道づくりなどの交通環境の整備 ● 自転車利用の啓発 ● 自転車専用レーンの整備 ● 電気自動車を活用したカーシェアリングの誘致（新規） ● シェアサイクルの普及啓発（新規） 	環境保全課 環境保全課 環境保全課 道路公園課 環境保全課 道路公園課 総務課 土木管理課
<ul style="list-style-type: none"> ● 水素社会の実現に向けた基盤整備の検討 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 木材利用の促進（新規） 	環境保全課

コラム：国産木材の利用

国内林業は、外国産木材の輸入量の増加や後継者不足などにより、生産活動が停滞しており、放置される人工林が多く見られるようになってきました。

森林は、炭素の固定や水源の涵養をはじめとした多様な機能を持っているため、国産木材を利用することは、このような森林の多面的機能を保持することにつながります。また、農山村地域の活性化のためにも重要な取組です。



出典：政府広報オンライン

11：「バーチャル・パワー・プラント」の略で、分散設置されたエネルギーリソース(発電設備、蓄電設備、需要設備)を情報通信技術の活用により束ね、あたかも一つの発電所のように制御する技術

基本目標 2

気候変動に適応し、安心して過ごせるまち

【墨田区地域気候変動適応計画】

近年、短時間に 100 ミリを超えるような集中豪雨の増加や熱中症搬送者数の増加など地球温暖化の影響と考えられる現象が現れており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。そのため、これまで以上に温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」¹²に取り組む必要がありますが、併せて気候変動による被害を回避・軽減する「適応」¹³にも取り組む必要があります。

また、墨田区は、雨と都市の共生をめざして雨水の貯留・浸透及び有効利用を進めるとともに、各地からの視察を受け入れている先進的な地域です。このような取組は、気候変動に対する「適応」としても重要です。今後も、全国に先駆けた雨水利用のノウハウを持つすみだの特色を生かして、区民・事業者等への PR や情報提供等を積極的に行うことにより、一層の雨水利用を推進する必要があります。

【個別目標】

前述のように、気候変動に適応し、安心して過ごせるまちを目指して、以下の 4 つの目標を掲げます。

- 2 - 1 気象災害に強いまちをつくる
- 2 - 2 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる
- 2 - 3 節水と雨水の有効活用を推進する
- 2 - 4 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める

【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

【環境事業指標】

指標	現状値	目標値
	2020 (令和 2) 年度	2025 (令和 7) 年度
住民意識調査において「大雨や荒川の氾濫等による大規模な水害時の避難方法等を知っている」と回答した区民の割合	33.0%	50.0%
みどり率	20.8%	20.9%
雨水総貯留容量	25,490m ³	30,000m ³

12：気候変動対策のうち、温室効果ガスの排出量を抑制する対策

13：気候変動対策のうち、気候変動による被害を回避・軽減する対策









気候変動対策は、「緩和」と「適応」の両輪で進めることが重要（p.5 参照）。

【貢献する SDGs】

基本目標 2 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
3 すべての人に健康と福祉を 	3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
11 住み続けられるまちづくりを 	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
13 気候変動に具体的な対策を 	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- 気象災害に強いまちをつくる
 - ▶ 気象災害への備えを確認しておく。
 - ▶ 家庭で雨水タンクの設置を検討・導入する。
- 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる
 - ▶ 打ち水イベントに参加する。
 - ▶ 緑のカーテンを設置して日差しを和らげる。
 - ▶ クールスポットを利用する。
 - ▶ 家の周辺で蚊が発生する可能性がある水たまりの発生を抑制する。
- 節水と雨水の有効活用を推進する
 - ▶ 日常生活における節水や効率的な水利用を心がける。
 - ▶ 家庭で雨水タンクの設置を検討・導入する。
- 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める
 - ▶ 環境フェア、環境学習講座などに積極的に参加する。
 - ▶ 自主的に環境学習に取り組む。

【事業者】

- 気象災害に強いまちをつくる
 - ▶ 気象災害への備えを確認しておく。
 - ▶ 気象災害時に帰宅困難者が留まれるように備える。
 - ▶ 雨水貯留設備の設置を検討・導入する。
- 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる
 - ▶ 打ち水イベントに協力するとともに参加する。
 - ▶ 緑のカーテンを設置して日差しを和らげる。
 - ▶ 敷地内や屋上・壁面の緑化に努める。
 - ▶ クールスポットの設置に協力する。
- 節水と雨水の有効活用を推進する
 - ▶ 雨水貯留設備の設置を検討・導入する。
- 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める
 - ▶ 従業員を対象とした環境研修を実施する。
 - ▶ 施設見学の受け入れなど環境教育・環境学習の機会を提供する。

『気候変動に適応し、安心して過ごせるまち』の実現

【墨田区】

- ▶ 保水性舗装、遮熱性舗装の施工を推進する。
- ▶ 雨水タンク・雨水貯留設備の情報を提供し、導入を推進する。
- ▶ 浸水対応型市街地づくりを検討する。
- ▶ 公共施設における気象災害対策を推進する。
- ▶ 緑のカーテンや打ち水を推進する。
- ▶ 緑化を推進する。
- ▶ 公共施設をクールスポットとして提供するとともに、事業者へクールスポットへの協力の呼びかけを行う。
- ▶ 気候変動による影響や将来予測、必要な適応策などの情報を発信する。

個別目標 2 - 1 気象災害に強いまちをつくる

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

豪雨対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため、東京都と連携し、河川整備とともに雨水の貯留、浸透及び利用の推進や下水の排水能力の強化など区内の水害対策を推進します。

また、広域避難と垂直避難を組み合わせる避難できる環境の整備と、水が引くまでの間、許容できる生活レベルが担保される浸水対応型市街地づくりの検討を行います。

公共施設における気象災害対策の推進

2021（令和3）年度に策定を予定している「第3次 墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づいた公共施設の再編と併せて施設の防災機能を強化します。また、施設ごとの立地、特性に応じた災害時の被害最小化、避難誘導體制などを検討します。

【個別事業一覧】

● 堤防等の耐震性や治水機能の向上	都市整備課 道路公園課
● 雨水の貯留、浸透及び利用の推進	環境保全課
● 下水の排水能力の強化	都市整備課
● 浸水対応型市街地づくりの促進（新規）	防災課 都市整備課
● 施設の防災機能強化（新規）	各施設設置・管理課
● 施設運営における気象災害への対応強化（新規）	課

個別目標 2 - 2 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象の原因となっている人工排熱を抑制するため、高効率設備の導入を促進します。また、気温の上昇を緩和するため、道路の整備にあたっては、保水性舗装¹⁴を施すとともに、公共施設の緑化を推進します。さらに、区民や事業者にも排熱の抑制や屋根・屋上の遮熱化について普及啓発を行います。

熱中症対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行います。また、公共施設に「クールスポット」¹⁵の設置を推進するとともに、事業者にも協力を呼びかけます。

感染症対策の推進（要修正）

気温の上昇や降水パターンの変化などにより、感染症を媒介する生き物（蚊やマダニ、ネズミなど）の分布領域が変化する可能性があることから、区民へ向けて感染症の流行状況の情報提供や予防に関する啓発を行います。また、自宅の周りなどで、バケツや植木鉢の受け皿、古タイヤなど、蚊が発生する可能性がある水たまりの発生を抑制するなど、感染症を媒介する生き物を発生させない工夫に関する啓発を行います。

【個別事業一覧】

● 家庭や事業所からの排熱の抑制についての普及・啓発	環境保全課
● 建築物の断熱施工の導入推進	環境保全課
● 保水性舗装などを施した区道の整備	道路公園課
● 環境マネジメントシステムの導入支援	環境保全課
● 立体緑化（屋上及び壁面緑化）の推進	環境保全課
● 緑のへの設置奨励	環境保全課
● 緑のカーテンの普及	環境保全課
● 一定規模以上の建設事業に対する緑化指導	環境保全課
● 屋根や屋上の遮熱化の促進（新規）	環境保全課
● 熱中症の予防に関する普及啓発の推進	保健計画課
● クールスポットの設置	環境保全課
● 感染症の予防に関する普及啓発の推進（新規）	生活衛生課 保健予防課

14：道路や歩道を間隙の多い素材で舗装し、水を吸い込み保持する素材を詰めた構造にすることで、しみこんだ雨水が蒸発する際の気化熱を利用して、路面温度の上昇を抑制するもの

15：区民が公共施設や民間施設を避暑地として利用することで、健康で快適に夏を過ごせるようにする取組

個別目標 2 - 3 節水と雨水の有効活用を推進する

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

節水の促進

降水パターンの変化などにより、墨田区の水源地となっている江戸川で濁水（給水制限）が増加する可能性があるため、区民へ向けて日常生活における節水や効率的な水利用に関する情報提供を行います。

雨水利用の啓発・普及の推進

雨水貯留による減災効果や雨水利用のメリット、区における取組状況などの情報を積極的に区民・事業者へ PR するとともに、雨水タンクの設置に関する助成を継続し、区民・事業者等の自主的な雨水利用を支援します。

広域連携による雨水利用の推進

他自治体・雨水に関する環境 NPO・事業者・大学との連携強化を図りながら、雨水利用を推進します。

【個別事業一覧】

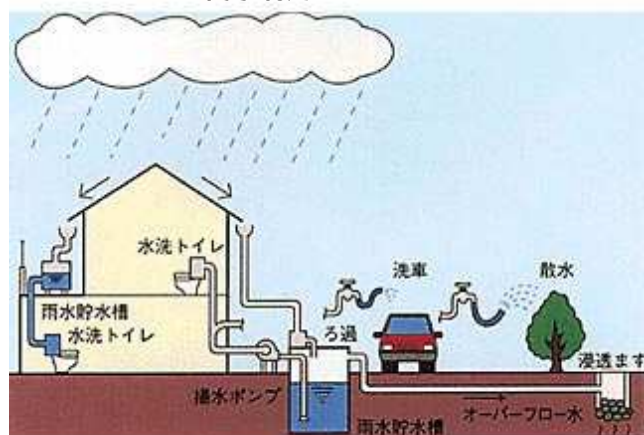
● 節水の啓発・情報発信	環境保全課
● 雨水利用の啓発・情報発信	環境保全課
● 雨水利用促進助成及び雨水の貯留・浸透指導	環境保全課
● 雨水利用ネットワーク事業の推進	環境保全課

コラム：雨水利用

2014（平成 26）年に、「健全な水循環の維持または回復」という目標を共有し、個別の施策を相互に連携・調整しながら進めていくための「水循環基本法」が公布されました。「雨水利用」は、気候変動への適応策であるのと同時に、本法における「貯留・涵養機能の維持及び向上」、「水の適正かつ有効な利用の促進等」に位置付けられます。

多くの家庭や事業所が雨水貯留を行えば、豪雨時の都市型水害を緩和する効果が期待できます。また、洗車や散水などに雨水を利用することによる節水効果や非常用の水源確保も期待できます。

【雨水利用のイメージ】



出典：墨田区環境保全課

個別目標 2 - 4 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

気候変動に関わる情報発信の強化

気候変動による影響や将来予測、必要な適応策などの情報を収集し、区報、ホームページ、町内会回覧版などで情報発信します。また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」と気候変動による被害を回避・軽減する「適応」の両輪の取組が重要であることを啓発します。

一人ひとりが災害や酷暑に対応できるようになるための啓発

環境フェア、環境学習講座などで気候変動による影響や将来予測、必要な適応策についての啓発を行い、区民や事業者の意識向上を図ります。また、災害や酷暑に対応するためには、一人ひとりが気候変動を理解すること、いざという時に自助・共助による行動を行えるようにしておく必要があることを啓発します。

【個別事業一覧】

● 気候変動に係る普及啓発（新規）	環境保全課
● 気候変動に係る情報発信（新規）	安全支援課 関係各課

コラム：気象に関わる情報

家庭や事業所において、災害や酷暑に対応していくためには、いざという時に一人ひとりが下記のような気象に関わる情報にアクセスできるようにしておく必要があります。

高解像度降水ナウキャスト・危険度分布〔キキクル〕(気象庁 HP)

気象レーダーの観測データを利用して、250m 解像度で降水の短時間予報を提供しています。また、大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを、地図上で視覚的に知ることができます。



川の防災情報（国土交通省 HP）

河川やダムの水位の状況、ライブカメラ映像、洪水予報などを、リアルタイムで提供しています。



熱中症予防情報サイト（環境省）

湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた暑さ指数（WBGT）について、1時間ごと実況、3時間ごとの予測を提供しています。



基本目標 3

水と緑が暮らしに寄り添うまち

墨田区は、荒川や隅田川、北十間川などの豊かな水辺に囲まれ、水と緑の骨格が形成され、江戸時代より受け継がれてきた春の花見、夏の夕涼みや花火、秋の月見や菊見・虫聞きなど、四季の自然を楽しむ文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。

区内は、住宅等が密集しているため、一定規模の緑地を新たに創出することは難しい状況ではありますが、「まちなかに点在する緑」や「街路樹」を増やし、エコロジカルネットワークを形成していく必要があります。

また、身近な地域だけではなく、地球規模での生物多様性の保全のために、区民一人ひとりが、緑の大切な役割と生物多様性の恵みについて理解を深められるように啓発していく必要があります。

【個別目標】

前述のように、水と緑が暮らしに寄り添うまちの実現や地球規模での生物多様性の保全を目指して、以下の 5 つの目標を掲げます。

3 - 1 緑の満足度を向上させる

3 - 2 生物多様性の重要性や、
生物との共生に理解を深めている人を増やす

3 - 3 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる

【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

【環境事業指標】

指 標	現状値 2020 (令和 2) 年度	目標値 2025 (令和 7) 年度
住民意識調査における「生活環境評価：緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	27.2%	29.2%
生物多様性という言葉の認知度	45.3%	46.5%
(再掲) みどり率	20.8%	20.9%

【貢献する SDGs】

基本目標 3 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p> <p>15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。</p> <p>15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- 緑の満足度を向上させる
 - ▶ 地域の環境保全活動に進んで参加する。
 - ▶ 子どもに緑と生きものに触れ合う経験をさせる。
- 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす
 - ▶ 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
 - ▶ 生物多様性に配慮した製品や食品を積極的に選択する。
- 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる
 - ▶ 植栽、緑のカーテンの設置や壁面緑化、屋上緑化など、身近な緑を増やす。

【事業者】

- 緑の満足度を向上させる
 - ▶ 地域の環境保全活動に協力するとともに参加する。
- 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす
 - ▶ 開発や施設建設の際は、条例・要綱を遵守し、生物多様性を保全する。
 - ▶ 自らの事業活動において生物多様性に配慮する。
 - ▶ 生物多様性に配慮した製品や食品を積極的に選択する。
 - ▶ 生物多様性に配慮した製品や食品を作る。
- 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる
 - ▶ 植栽、緑のカーテンの設置や壁面緑化、屋上緑化など、敷地内の緑化に努める。
 - ▶ 開発や施設建設の際は、条例・要綱を遵守し、生物多様性を保全する。

『水と緑が暮らしに寄り添うまち』の実現

【墨田区】

- ▶ 多様な緑化活動を支援する。
- ▶ 公共施設の緑化を推進する。
- ▶ 特別保全樹木の管理を支援する。
- ▶ 公園・水辺を整備する。
- ▶ 自然とふれあう場と機会を創出する。
- ▶ 生物多様性の保全について周知・啓発する。
- ▶ 条例、要綱に基づく緑化を指導する。

個別目標 3 - 1 緑の満足度を向上させる

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

身近な緑にふれる機会の充実

区民のだれもが日々の暮らしの中で心の安らぎや豊かさを感じることができるよう、身近な緑にふれる機会を充実していきます。また、イベントの開催や緑化技術を学び・知る機会を提供することで、緑に関心をもった緑を育む担い手となる取組を推進します。

また、より多くの人に興味・関心を持ってもらうために様々なメディア等を活用した情報発信を行います。

緑と生物について学ぶ機会の充実

区民の緑と生物への関心を喚起するとともに、生きものにとっても生息の基盤となる緑や環境への関心を高めていくための機会を充実していきます。また、専門家による調査等を行うことで、区の生物多様性保全の現状を適切に把握していきます。

コラム：

イベントの情報など

区民の活動の場や機会の充実

生活に身近な場所で緑を育む担い手となるための活動の場や機会を充実し、一人ひとりの活動や活動を通じた交流を支援します。

公園の活用

区の緑の約4分の1は公園の緑であり、近隣住民にとって貴重な地域の憩いの場となっています。また、緑が豊かな公園は生きものの生息場所にもなっています。区の緑が環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった重要な役割を果たしている点をふまえ、多面的な視点から公園の整備・利活用を促進し、再開発や公園整備の機会を捉えて、公園面積や緑地を拡大していくことで、地域のにぎわいづくり、魅力向上に取り組みます。

【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 緑に係るイベントの開催 ● 事業者の緑化技術の紹介 ● 顕彰制度の実施 ● 人材育成の仕組みづくり（新規） ● 情報発信の強化（新規） 	環境保全課 観光課 環境保全課 環境保全課 環境保全課 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 緑と生物に係る講習会・環境学習の実施 ● 生きものを観察する機会の充実 ● 生物のモニタリング調査の実施 ● 生きものや植物を育てる際のルールの啓発（新規） 	環境保全課 環境保全課 環境保全課 環境保全課 土木管理課
<ul style="list-style-type: none"> ● 「緑と花の学習園」機能の拡大 ● 区民主体の緑化活動への支援 ● 緑を用いた生きがいづくり・交流の支援（新規） 	環境保全課 環境保全課 環境保全課 厚生課
<ul style="list-style-type: none"> ● すみだを代表する風景のある公園づくり ● 災害からまちを守る公園・広場づくり ● 誰でも快適に使える公園づくり ● 子どもを健やかに育てる公園づくり ● 訪れた人の心と体が健康になる公園づくり ● 歴史や文化を伝える公園づくり ● 気軽に行ける公園づくり ● 生きものを育む緑のある公園づくり（新規） ● 緑を育てる拠点づくり 	道路公園課 道路公園課 防災まちづくり課 道路公園課 道路公園課 道路公園課 道路公園課 道路公園課 道路公園課 都市整備課 環境保全課 道路公園課 都市整備課 道路公園課

別目標 3 - 2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

緑の保全

社寺林やまちなかの大木・樹林地など、歴史を継承する緑を保全し、次世代に継承していきます。また、軒先等の小さなスペースを活用して緑を育む文化を守り継承するとともに、条例や要綱に基づく緑地整備の指導にも取り組みます。

生物多様性の確保・保全・拡充

生物多様性の恵みを将来にわたって享受し、豊かな暮らしを続けるために、区民の理解を深めるとともに、生きものが生息しやすい環境を確保・保全・拡充していきます。緑地を選定する際の樹種の選定に当たっては、生態系へ悪影響を与える樹種を避け、生物多様性の保全に配慮します。

また、生物多様性に配慮した製品や食品を選択することなどを通じて、地球規模での生物多様性の保全にも貢献できるよう、生物多様性への関心を高めていくための機会を充実していきます。

コラム：消費と生物多様性

私たちのように都市部で生活する人々は、消費を通じて、地球規模での生物多様性の損失に対する責任を負っています。

例えば、洗剤、化粧品、カップ麺、お菓子など、様々な製品や食品に使用されるパーム油の多くは、熱帯林や泥炭地を大規模なアブラヤシ農園に転換して生産されています。そのために、オランウータンやゾウなどの絶滅危惧種を含む野生生物の生息地も失われているという現状があります。また、その地域で昔から生活している地域住民との土地を巡る紛争や労働者の権利侵害など、社会的な側面からの問題も指摘されています。

このように、我々は、普段の生活において知らず知らずのうちに、生物多様性に多大な影響を及ぼしています。

2004（平成 16）年に「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」が設立され、生物多様性や地域住民への影響が少ないパーム油も生産されるようになりました。我々が製品や食品を選択する際は、このように生物多様性に配慮された製品を選択することが重要になっています。

【生物多様性に配慮した製品につけられるラベルの例】



RSPO 認証
持続可能な方法で生産
されたパーム油



FSC 認証
適切に管理された
森の生産品



RSPO 認証
熱帯雨林に配慮した
農園の生産品



MSC 認証
持続可能な漁業
による水産物

暮らしに身近な緑の育成、拡充

緑に興味・関心をもった区民が生活に身近な場所で緑を育み、多様な活動を進めていくことができるよう、緑化を支援する制度を充実していきます。また、事業者とともに、屋上や壁面等を活用し緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進します。

協働・共創による緑化の推進

区民の多様なニーズに対応した緑づくりや生物多様性保全の取組を効果的かつ効率的に推進するためには区民・事業者・区が良好なパートナーシップを築くことが重要です。制度の拡充、組織団体の育成・支援等を通して、協働・共創による緑化を推進します。

【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 地域固有の緑文化を育む ● 樹木の保全・更新 ● 持続可能な緑地の創出（新規） 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性に配慮した暮らしの促進（新規） ● 荒川・旧中川の自然生態系の保全 ● 内部河川沿いの水辺整備 ● 生きものが生息できる空間づくり ● 野鳥が行きかう環境づくり ● 河川沿いの緑づくり ● 学校など教育施設の緑化の推進 	環境保全課 道路公園課 道路公園課 環境保全課 道路公園課 環境保全課 道路公園課 都市整備課 環境保全課 庶務課
<ul style="list-style-type: none"> ● 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実 ● 屋上緑化の推進 ● 壁面緑化・緑のカーテンの推進 	環境保全課 環境保全課 都市計画課 環境保全課 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ● 緑化協定の締結 ● 緑に関する調査・会議の実施 ● 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実 ● 区民や事業者の提案による緑と花のまちづくり ● 区民による緑化協力組織の育成 ● 区民主体の緑化活動への支援 	環境保全課 環境保全課 環境保全課 道路公園課 環境保全課 環境保全課

コラム：緑と花のまちづくり推進地域制度

【北十間川沿いのハンギングバスケット】

町会や自治会などを対象に公募等により「緑と花の推進地域」を選定し、広がりや視覚的效果のある場所にプランター等を設置して、緑と花のサポーターの協力を得ながら、区が助成する花種・花苗・土・肥料などを使い地域の方が植栽・維持管理を行っています。

中でも、東京スカイツリー[®]に隣接する北十間川沿いに設置されたプランターやハンギングバスケットは、墨田区に来訪する多くの観光客及び区民のみなさまに「うるおい」と「やすらぎ」を感じていただいています。



個別目標 3 - 3 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

緑の拠点の拡充

開発事業等のまちづくりや公共施設の整備に合わせて、心地よく快適に暮らせる環境づくり、生きものと共生するまちづくりに寄与する緑の拠点を整備、拡充していきます。

緑のネットワークの拡充

区内に点在する緑をつなぐ、河川や緑道等の緑地や街路樹の整備を促進し、緑のネットワークを拡充していきます。また、ネットワークを形成するこれらの資源を将来にわたって維持していくことで、地域の魅力づくりやにぎわいづくり、生物多様性の保全などに資する墨田区のグリーンインフラの構築に取り組みます。

緑と花を生かした空間づくりの推進

地域コミュニティの醸成、地域のにぎわいづくりを目指し、地域の人が集う場に緑と花が豊かな空間を創出していきます。

区民のだれもが身近な場所で緑にふれあう場や機会を充実していくことで、まちの魅力向上にも取り組みます。

【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 公園緑化の推進 ● 学校など教育施設の緑化の推進 	道路公園課 環境保全課 庶務課
<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な民有地及び公共施設整備における条例及び要綱に基づく緑化の促進（新規） 	環境保全課 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ● 水と緑のネットワークづくり 	観光課
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路緑化の推進 	道路公園課 道路公園課
<ul style="list-style-type: none"> ● 緑と花の拠点づくり ● 緑や公園を活用したまちのにぎわいづくり（新規） 	環境保全課 環境保全課 拠点整備課

基本目標 4

省資源・資源循環型社会を実現するまち

私たちは、生活の豊かさを享受するために、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会を構築してきました。しかし、このような社会のあり方は、環境汚染、地球温暖化などの環境問題をますます深刻化させています。また、プラスチックごみが海に流れ込み、海の生態系などに悪影響を及ぼす海洋プラスチック問題など、新たな問題も生じています。

このような環境問題を解決していくためには、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進していくとともに、優先度の高い2R（発生抑制・再使用）に一層注力し、「ごみを出さない」「ごみをつくらない」取組を進めていく必要があります。

【個別目標】

前述のように、省資源・資源循環型社会の実現を目指して、以下の2つの目標を掲げます。

- 4 - 1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する
- 4 - 2 省資源・資源循環型社会の実現に協働で取り組む

【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

【環境事業指標】

指標	基準値 2018（平成30） 年度	現状値 2020（令和2） 年度	目標値 2025（令和7） 年度
区民1人1日あたりごみ総量	677g	683g	633g
区民1人1日あたり区収集ごみ量	548g	551g	513g

【貢献する SDGs】

基本目標 4 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。</p> <p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- ごみの発生抑制と有効利用を促進する
 - ▶ すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
 - ▶ 環境負荷の少ない製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
 - ▶ リサイクル等にかかる手間を惜しまない。
 - ▶ ごみと資源物の分別排出を徹底する。
 - ▶ 区が行う資源物回収や地域の集団回収に参加する。
- 省資源・資源循環型社会の実現に協働で取り組む
 - ▶ 環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
 - ▶ 環境フェア、環境学習講座などに積極的に参加する。
 - ▶ 自主的に環境学習に取り組む。

【事業者】

- ごみの発生抑制と有効利用を促進する
 - ▶ 自らの事業活動においてごみの発生・排出抑制に努める。
 - ▶ 環境負荷の少ない製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
 - ▶ すぐにごみになり、資源化しにくいものは作らない。
 - ▶ 販売事業者は、容器等を資源として、主体的に回収する。
 - ▶ 事業系ごみは、資源化に努めるとともに自らの責任で適正処理をする。
- 省資源・資源循環型社会の実現に協働で取り組む
 - ▶ 従業員を対象とした環境研修を実施する。
 - ▶ 施設見学の受け入れなど環境教育・環境学習の機会を提供する。

『省資源・資源循環型社会を実現するまち』の実現

【墨田区】

- ▶ 区民・事業者のごみの減量・リサイクル活動が円滑に実施できるように支援する。
- ▶ 環境負荷の少ない製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
- ▶ 環境に配慮したごみの収集・運搬、処理・処分と資源物の効率的な回収を実施する。
- ▶ 区民・事業者に対して適切な情報を提供する。

個別目標 4 - 1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、ごみを出さない発生抑制（リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進する必要があります。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことに繋がります。

墨田区においては、特に優先順位の高い発生抑制と再使用の 2R の取組を積極的に推進します。また、2R の取組に加え、ごみの発生抑制の役割とされている「不要なものはもらわない（リフューズ）」、「修理して使う（リペア）」など、区民が率先して行動する“すみだ独自の「R」づくり”を進め、啓発活動の強化に取り組みます。

その他、家庭や飲食店における食品ロスの削減と生ごみの減量、ワンウェイプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換、事業者に対するごみの減量、適正処理に向けた助言・指導などを行います。

資源化への取組推進

区民・事業者・区が協働して循環型社会を構築するために、区は、区民・事業者から信頼されるリサイクル・清掃事業の運営に努めます。

ごみの発生抑制をはじめ、資源化をより一層進めていくために、資源化すべき品目やその回収方法について、費用対効果を踏まえた検討を進めます。また、資源物の集積所回収をはじめ、区民団体等による集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収事業に引き続き取り組みます。

その他、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行います。

さらには、積極的な情報公開を進めるとともに、災害などの有事の際にも中断せずに継続できる廃棄物処理体制を整備し、ごみ収集時における環境負荷を低減するための低公害車の導入を推進し省エネルギー化に努めます。

【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 「マイバッグ運動」の推進 ● 3R から"すみだの R"への取組推進（新規） ● 生ごみの減量と食品ロスの削減（新規） ● プラスチックごみの削減（マイバッグ・マイボトル運動の推進・プラスチック資源循環に関する研究・検討等）（新規） ● 事業系ごみの減量（新規） 	<p>すみだ清掃事務所</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみのリサイクルの推進 ● 小規模事業所リサイクルシステム（エコッチャ）¹⁶の促進 ● 資源回収事業の推進 ● リサイクルブック事業の実施 ● リサイクル清掃地域推進委員制度の推進 ● 分別排出の徹底 ● 事業者の適正処理の指導及び自主的な取組の促進 ● 一般廃棄物処理業の許可及び指導 ● 新たな資源回収のあり方の検討（新規） ● 集団回収への積極的な支援（新規） 	<p>すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所</p>

コラム：ごみ減量の 3R

ごみの減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の 3R が知られていますが、最近では、不要なものはもらわない（リフューズ）、修理して使う（リペア）を区別して 5R と呼ぶことがあります。下記の上から順に優先して取り組むことが重要です。

Reduce（リデュース）：ごみの発生を少なくすることです。製品を生産・製造する事業者にとっては、長期間使用できるものを作ることや、容器包装を減らすことなどが該当し、消費者にとっては、流行に左右されず品質が良いものを買って大切に長く使用することや、食べ残しがでないように調理することなどが該当します。また、ごみのもとになるものを買ったり貰ったりしないことを **Refuse（リフューズ）** と呼んで区別することもあります。本当に必要なものだけを買うことや、レジ袋や使い捨てスプーン・フォークをもらわないことなどが該当します。

Reuse（リユース）：ものを繰り返し長く使うことです。リサイクルショップやフリーマーケットで中古品を買うことや、何回も使えるリターナブルびんを使うことなどが該当します。また、ものが壊れた時などに修理して長く使うことを **Repair（リペア）** と呼んで区別することもあります。擦れた服、すり減った革靴などを修理して使うことや、古くなった家具などをリメイクすることなどが該当します。

Recycle（リサイクル）：ごみを再び原材料に戻すことです。びんや紙、ペットボトルなどを分別して排出し、リサイクル工場で再資源化してもらうことや、生ごみを堆肥化することなどが該当します。



出典：経済産業省 HP

16：ecology+challenge「環境保護に挑戦」する企業を応援するため、墨田区で生まれたいリサイクルシステム

個別目標 4 - 2 省資源・資源循環型社会の実現に協働で取り組む

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

普及啓発と環境学習の推進

区民・事業者に対して、ごみ処理やリサイクル事業にかかる施策や処理の状況など、引き続きホームページや広報誌により情報提供を行い「見える化」することで、ごみの減量に理解と協力を求めます。情報提供にあたっては、発生・排出抑制を中心とした取組について重点的に提供します。

また、様々な環境学習を充実させ、省資源・循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。

区民・事業者・行政の協働の推進

ごみ減量とリサイクルを推進していくためには、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、強いパートナーシップを築き行動していくことが必要です。

そこで、区民の役割と事業者の役割を明確化したうえで、区民・事業者に広く周知することで自主的な取組を促し、その取組を支援します。

また、区は、区民・事業者の独自のごみ減量活動を支援するとともに、行政の役割として、省資源・循環型社会を実現するための必要な施策を実行していきます。

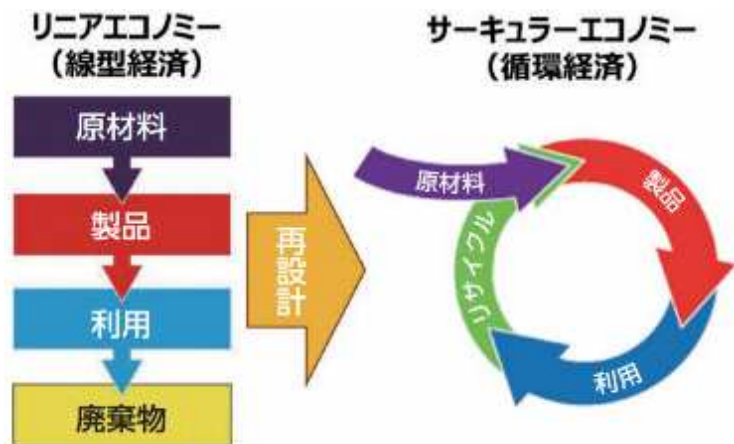
コラム：循環経済（サーキュラーエコノミー）

3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、付加価値を生み出す経済活動のことです。

従来の「原材料の採掘」、「製造」、「利用」、「廃棄」という線型の経済のなかで「廃棄」されていた製品や原材料などを、新たな「資源」と捉えて循環させることで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指します。

循環経済への移行は、「持続可能性」を維持しながら、同時に大きな経済効果を得られると考えられており、国内外で新たなビジネスモデルの構築が活発化しています。

【循環経済への移行のイメージ】



出典：令和3年版環境白書・循環型社会白書
・生物多様性白書（環境省）

安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

区が行う一般廃棄物の収集・運搬に関して、安全・安心で安定的な運用を行います。また、人口の増加や高齢化の進展などの区を取り巻く状況を踏まえて、区民のニーズに沿った3R推進・清掃事業を展開します。

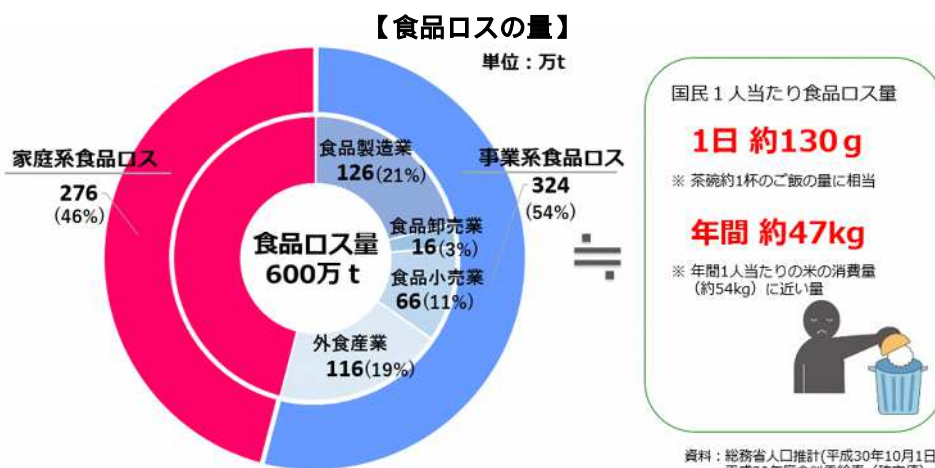
【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量とリサイクルに関する情報提供 ● 外国語広報の充実 ● 分かりやすく、きめ細やかな情報提供（新規） ● 環境学習事業による人材育成の推進（新規） ● ごみの適正排出の徹底と不法行為の防止（新規） 	すみだ清掃事務所
<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄防止対策の推進 ● 資源物持ち去り防止対策の推進 ● 区民・事業者の役割の明確化と支援（新規） 	すみだ清掃事務所
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷の少ない収集・運搬車両の導入 ● 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施（新規） ● 効率的なごみ・資源物の収集・運搬体制の構築（新規） ● ごみ集積所と戸別収集のあり方の検討（新規） ● 公平性・透明性のある管理・運営体制の推進（新規） ● 災害時における廃棄物処理対策（新規） ● 新型コロナウイルス感染症に対応した3R推進・清掃事業の展開（新規） 	すみだ清掃事務所

コラム：食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本人の1人当たりの食品ロスは1年で約47kgとなり、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になります。

食品ロスは、各家庭から発生するものと事業活動を伴って発生するものに分けられます。そのため、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、小売店で賞味期限の近いもの（手前に陳列されているもの）から順に購入することや、飲食店で食べきれない分量を注文することなどことも必要です。



資料：総務省人口推計(平成30年10月1日)
平成30年度食料需給表(確定値)
出典：農林水産省 HP

基本目標 5

良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち

墨田区では、大気や河川、騒音等に関する調査を継続して実施しています。これらの結果では、概ね環境基準を達成しており、良好な生活環境が維持されています。しかし、2020（令和2）年度には騒音等の苦情件数が増えました。これは、新型コロナウイルス感染症への対策として在宅勤務が増え、これまで日中を感じる事が少なかった騒音等に気づく区民が増えたことが要因と考えられます。このような新たな課題にも対応しながら、引き続き、良好な生活環境を確保し、健康でやすらぎが実感できる住みよいまちを将来世代に伝えていくため、都市・生活型公害の防止に向けた取組を進めていく必要があります。

また、2012（平成24）年に開業した東京スカイツリー[®]は、観光客や来街者等の交流人口の増加や地域活性化の波及効果をもたらし、墨田区は国際観光都市としての役割も高まってきたことから、引き続き、東京スカイツリー周辺のまちなみ整備や魅力的な水辺空間の演出を行うなど、まちの魅力を高めていくことも必要です。

【個別目標】

前述のように、健康でやすらぎが実感できる住みよいまちの実現を目指して、以下の2つの目標を掲げます。

5 - 1 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる

5 - 2 景観に配慮したまちをつくる

【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。


【環境事業指標】

指 標	現状値	目標値
	2020（令和2）年度	2025（令和7）年度
住民意識調査における「生活環境評価：騒音・振動」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	24.5%	30.0%
住民意識調査における「生活環境評価：大気汚染」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	19.9%	25.0%
住民意識調査における「生活環境評価：景観・まちなみ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	33.7%	40.0%

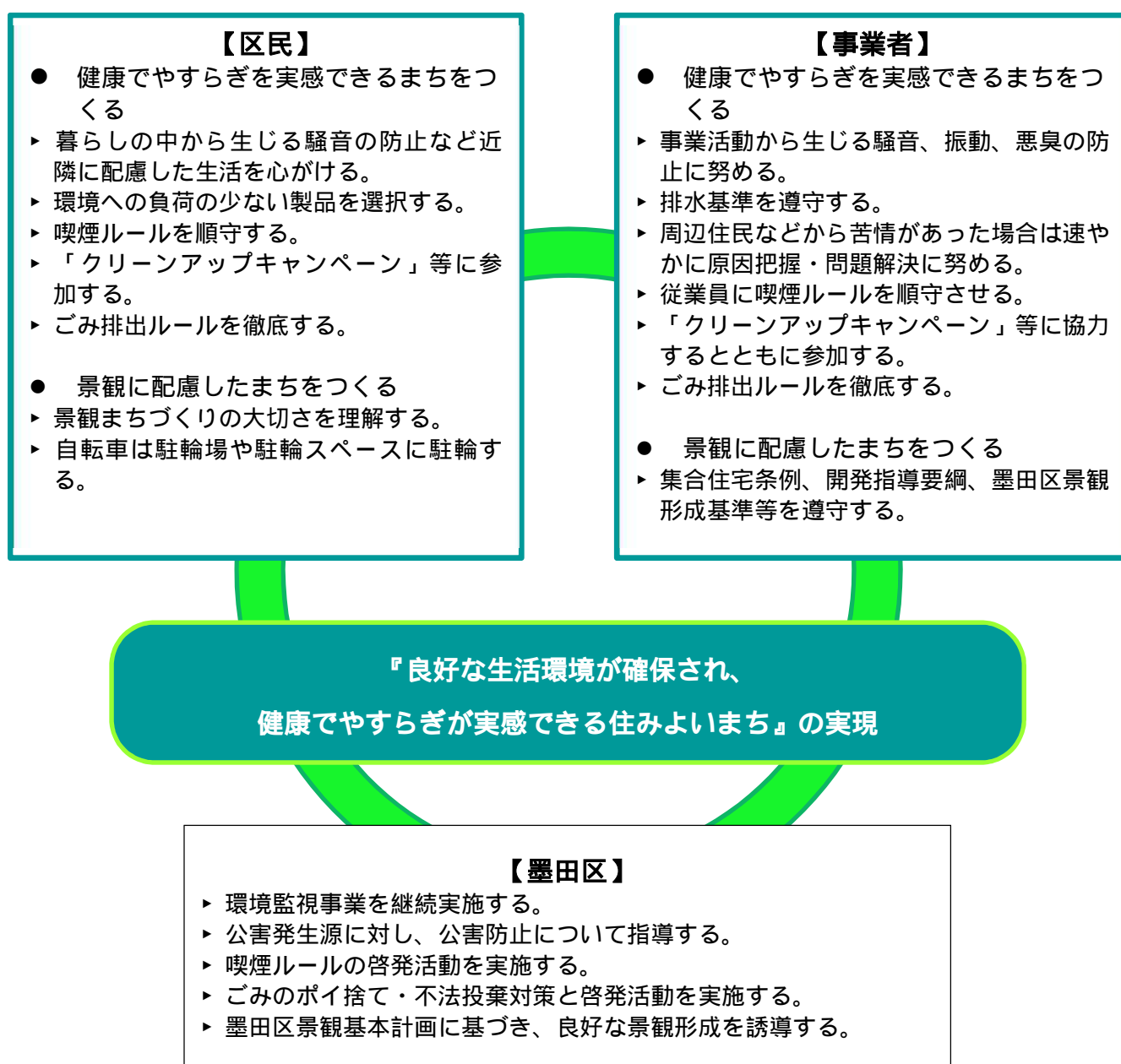
【貢献する SDGs】

基本目標 5 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
	<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】



個別目標 5 - 1 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

都市・生活型公害の防止

区民の健康でやすらぎを実感できる暮らしを守るため、大気や河川、騒音等におけるそれぞれの環境基準の達成に努め、都市・生活型公害発生を未然に防止します。また、カラスやハクビシンなど鳥獣被害を含む、都市・生活型公害に関する苦情に対しては、迅速かつ適切に対処していきます。

その他、ダイオキシン類等をはじめとする有害化学物質等を適切に管理するため、東京都と連携した取組を推進します。さらに、区内事業者の適切な公害防止対策を推進するため、指導や支援を継続して行います。

環境美化に向けた取組の推進

区民・事業者に路上喫煙防止を呼び掛けるとともに、地域との協働による「クリーンアップキャンペーン」等を実施して受動喫煙やごみの少ないきれいなまちを目指します。

また、ごみ排出ルールの徹底を呼び掛け、ごみの散乱を防止するとともに、カラスやネズミなどの鳥獣被害を防止します。

コラム：クリーンアップキャンペーン

墨田区では、地域の美化活動の一環として、地元町会・自治会や近隣事業者等の協力のもと、区内主要駅周辺等の清掃や路上禁煙及び放置自転車追放に関する啓発を行う「クリーンアップキャンペーン」を毎年行っています。

2019（令和元）年は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、環境意識のより一層の向上を図るため、東京 2020 公認プログラムとして行いました。

【2019（令和元）年開催の様子】



出典：墨田区

環境リスクへの対応

環境リスクに関する情報収集・提供に努め、区民の理解を図ります。

老朽危険家屋対策の推進

適切な管理がされておらず危険な状態となっている建物等の所有者や管理者に対して、法令に基づき、必要な改善を行うよう指導・助言等を行います。

【個別事業一覧】

● 環境監視事業の推進	環境保全課
● 土壌汚染対策事業の推進	環境保全課
● 工場認可及び公害防止指導事業の推進	環境保全課
● 公害苦情処理事業の推進	環境保全課
● 民間建築物アスベスト調査助成事業の推進	環境保全課
● アスベスト対策資金融資あっ旋事業の推進	経営支援課
● 公害防止資金融資あっ旋事業の推進	経営支援課
● ホームページ等の事業者向け情報提供	環境保全課
● 有害化学物質対策事業の推進	環境保全課
● クリーンアップキャンペーンの実施	地域活動推進課
● 路上喫煙防止対策の推進	
● 問題となる環境リスクに関する情報収集・提供	環境保全課
● 老朽危険家屋等の所有者等への指導・助言等の実施	安全支援課

個別目標 5 - 2 景観に配慮したまちをつくる

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

都市景観に配慮したまちづくりの推進

2009（平成 21）年 11 月に施行した「墨田区景観計画」では、「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」という景観まちづくり像の実現に向け、区民・事業者・区の協働による取組の方向性及び景観形成方針等を示しています。この計画に基づいた、地域の特色を活かしたすみだらしい景観づくりを推進します。

道路不正使用の是正

歩行者等の通行の妨げや交通の妨げとなる、放置自転車への対策など道路の不正使用の解消を推進します。

【個別事業一覧】

● 景観まちづくり推進事業	都市計画課
● 放置自転車対策の推進自転車駐車場の整備	土木管理課
● 道路不正使用の是正	

景観写真など

基本目標 6

環境活動を実践する人が育つまち

本プランが目指す「みんなで創る環境にやさしい持続可能な『すみだ』」を実現するためには、社会を構成する私たち一人ひとりが環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動をとっていくことが求められます。

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、普段の私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えていくことが、その解決への一歩となります。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な場面で子どもから大人まで幅広い世代の区民が環境についての正しい知識を学べる環境教育と、環境学習の機会の充実を図っていく必要があります。さらに、学んだ成果を具体的な行動として実践する環境活動の場を拡充していくことも求められています。

【個別目標】

前述のように、「環境の共創」の考え方を基本とし、区民・事業者が環境活動を積極的に実践するまちを目指して、以下の2つの目標を掲げます。

6 - 1 環境教育・環境学習を推進する

6 - 2 協働による環境活動を推進する

【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。



【環境事業指標】

指 標	現状値 2020（令和2）年度	目標値 2025（令和7）年度
環境ボランティア（緑と花のサポーター・エコライフサポーター）の登録者数	110名	135名

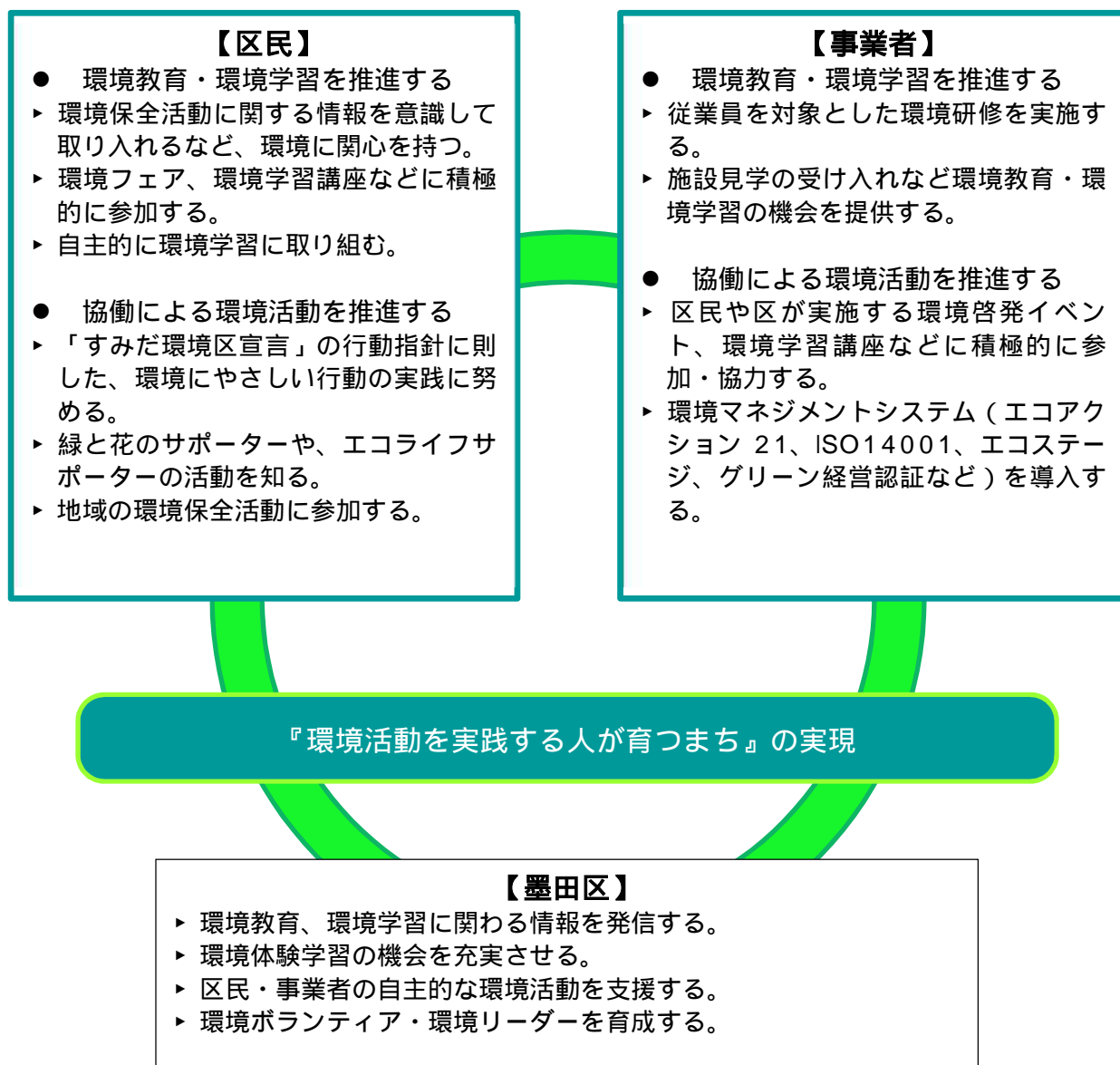
【貢献する SDGs】

基本目標 6 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】



個別目標 6 - 1 環境教育・環境学習を推進する

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

環境体験学習機会の拡充

地球温暖化やごみ、雨水利用、生物多様性等の環境体験学習を推進し、区民の環境に関する理解の向上に役立てます。また、児童・生徒への学習に資する環境啓発冊子の配布など学校における環境教育の充実を推進するとともに、環境活動成果の「見える化」についても推進します。

さらに、区外の環境学習施設や民間の体験学習施設と連携し、環境体験学習の拡充を図ります。

環境体験学習拠点の確保

環境体験学習の場の確保を図るとともに、環境体験学習の活動と交流を推進します。

環境教育・環境学習の強化

区報や区ホームページ、町内回覧板などの様々な媒体を活用しながら、区内の環境保全活動に係る情報発信を行います。

また、区内で活動を行っている区民や環境保全団体等の取組を広く周知します。

さらに、本プランの内容をもとに、区民が普段の生活の中で取り組めることを中心とした冊子を作成します。冊子は、小学校高学年から中学生の環境教育教材として活用できるように構成します。

コラム：

イベントの情報など

【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境・リサイクル体験学習事業の推進 ● 雨水利用体験学習事業の推進 ● 環境体験学習出前事業の推進 ● 学校向け環境啓発冊子の配布 ● エコライフ講座の開催 ● リサイクル・清掃事業に関する学習の推進 ● 自然観察会・講座の開催 	環境保全課 環境保全課 環境保全課 環境保全課 環境保全課 すみだ清掃事務所 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境体験学習の場（大横川親水公園、緑と花の学習園）としての充実・整備 	都市整備課 道路公園課 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境体験学習の活動と交流の推進 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● すみだのお知らせ、区ホームページ、町内会回覧板などを活用した環境活動情報の発信の強化 ● 区内で環境活動を行っている個人・事業者・団体の取組の紹介 ● 第二次すみだ環境の共創プラン（概要版）を活用した普及啓発（新規） ● G I G Aスクール構想¹⁷による環境教育（新規） 	環境保全課 環境保全課 環境保全課 指導室

17：1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちの資質・能力を育成できる教育環境を実現する取組

個別目標 6 - 2 協働による環境活動を推進する

【貢献する SDGs】



【施策の方向】

環境ボランティア・環境リーダーの育成

エコライフ講座・緑化講習会の開催を通じ、様々な年代の区民を対象にエコライフサポーター等の環境ボランティアの育成を図ります。これらを通じ、参加者からボランティアへ、さらにボランティアからリーダーへのステップアップを図るとともに、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができる環境リーダーを育成します。

区民・事業者の支援

区民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。

また、経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業の取組を支援するとともに、実績を取り上げてPRすることにより、環境にやさしい持続可能な「すみだ」に貢献する活動を支援します。

協働による環境活動・イベントの充実

すみだ環境共創区民会議・区内の環境団体やボランティア、事業者と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

【個別事業一覧】

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境ボランティアの拡大 ● 環境リーダーの育成 ● 緑と花のサポーター制度の推進 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業に対する省エネ対策の推進 ● 環境マネジメント関連規格認証の取得支援 ● 環境・リサイクル技術及び製品開発の支援 ● 事業者のCSR活動のPR（新規） 	環境保全課 環境保全課 経営支援課 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ● すみだ環境共創区民会議・区内の環境団体やボランティアと連携した環境活動やイベントの開催・充実 ● 事業者と連携した環境配慮型行動（経営）の拡充（新規） 	環境保全課 産業振興課 環境保全課

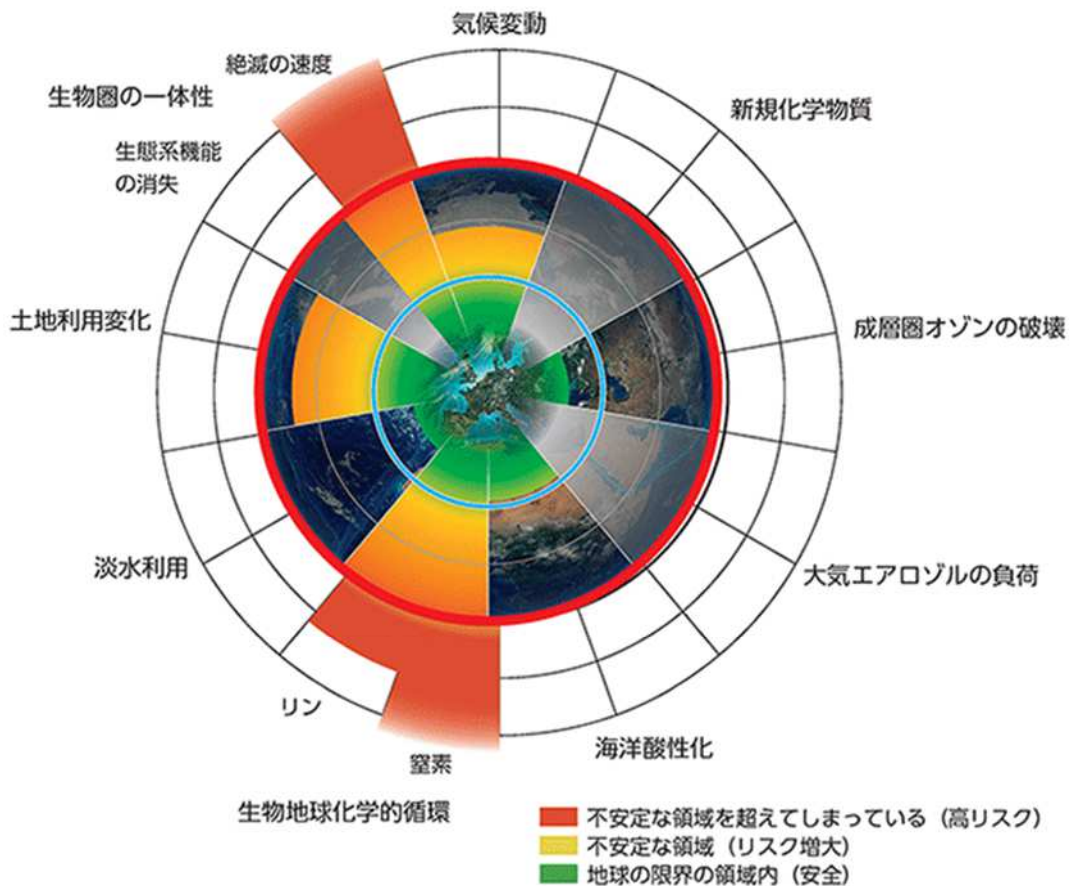
コラム：地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）と企業が果たす役割

人類が今後も繁栄を続けるためには、人類の活動が地球システムに与える 9 項目の変化が回復不可能とならない（地球の限界を超えない）範囲・方法で活動し、安定した地球の状態を維持する必要があります。しかし、2014（平成 26）年の評価では、既に、「気候変動」、「窒素・リンによる汚染」、「土地利用変化」、「生態系機能の損失・生物種の絶滅」の 4 項目が、人類が安全に活動できる範囲を越えていると指摘されています。

企業の経済活動の多くは、資源の大量消費、CO₂ や化学物質の大量排出を伴いながら成り立っています。そのため、今後も継続的に経済活動を続けていくためには、多くの企業が省エネルギー化や再生可能エネルギー利用への転換、生物多様性への配慮、循環経済への転換など、様々な配慮を進めていく必要があります。

これらを踏まえると、各企業や業界が持つ、経験や知識などのノウハウを共有し、また企業以外のさまざまなステークホルダーとの協働が重要であり、企業が果たす役割は今後より一層大きくなると考えられます。

【地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）の評価（2014（平成 26）年）】



資料：Will Steffen et al. [Guiding human development on a changing planet]

出典：平成 30 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

第5章 「環境の共創」重点プロジェクト

第5章 「環境の共創」重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方

環境問題は様々な分野に及ぶため、それぞれの分野に対して個々に施策や事業を検討するのではなく、分野横断的な視点で検討することが重要です。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」では、世界が直面する「社会面・経済面・環境面」の課題に対して統合された形での解決を目指しており、ここでも分野横断的な視点が重要です。

墨田区が「SDGs 未来都市」に選定されたことも踏まえ、本プランでは、多様な環境分野におけるマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）をもたらす事業を「重点プロジェクト」として位置づけて推進していきます。また、「重点プロジェクト」の推進に当たっては、環境分野を超えた様々な課題解決への波及効果が現れるように考慮していきます。

基本目標と重点プロジェクトの関係

重点プロジェクトは、従来のツリー型の体系からリゾーム型の体系に変更し、複数の基本目標に対して横断的・有機的に関連し合い、相乗効果を発揮するように設定しました。

【基本目標と重点プロジェクトの関係】

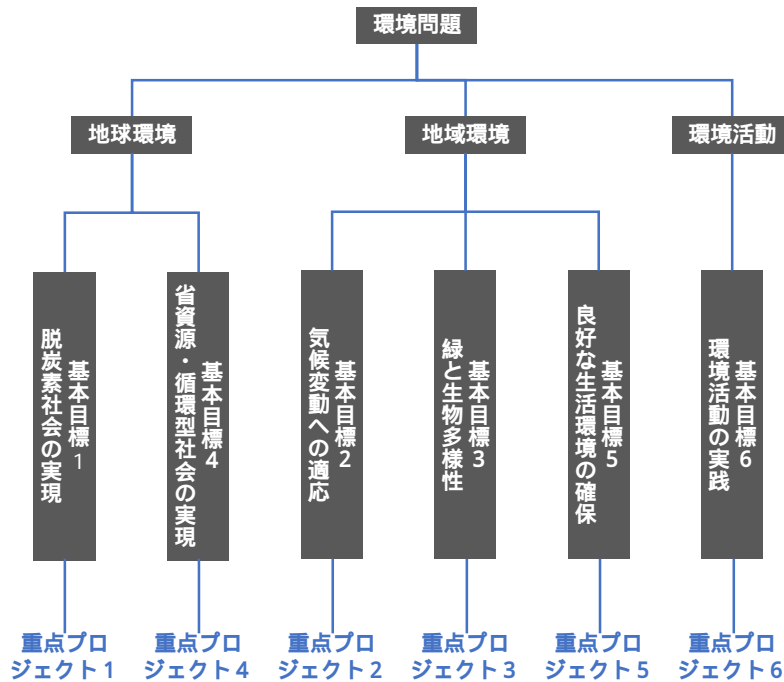
基本目標 重点プロジェクト	1 脱炭素社会 の実現	2 気候変動へ の適応	3 緑と生物多様性 の保全・回復	4 省資源・循環型 社会の実現	5 良好な生活 環境の確保	6 環境活動の 実践
1 公共施設における再生 可能エネルギー導入・ 防災機能強化						
2 プラスチックごみ削減 のための研究・検討						
3 雨水利用活性化とグリー ンインフラの実装						
4 環境活動と緑化の活性 化						
5 環境問題の解決や持続 可能な社会の実現に繋 がる教育の推進						
6 SDGs プラットフォ ームの創設						

コラム：リゾーム型の体系

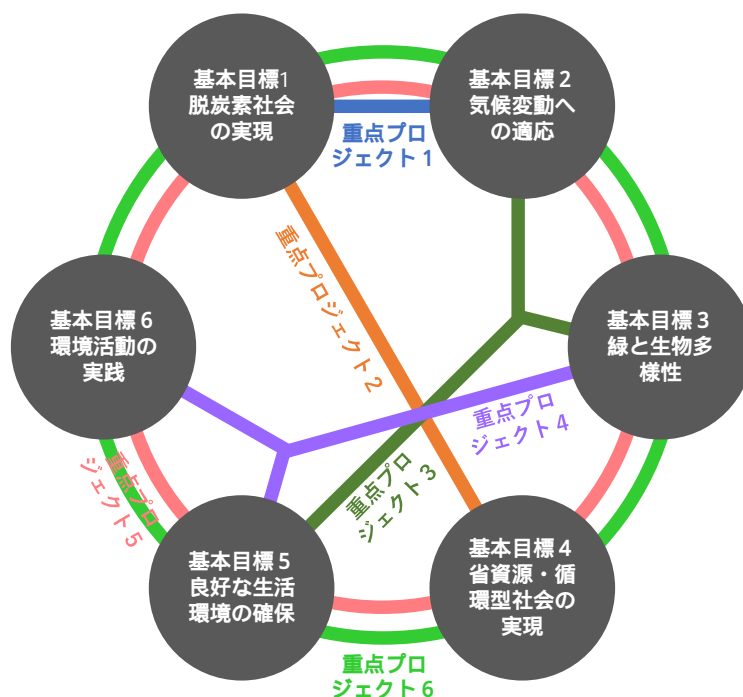
リゾームとは、フランス語で「根茎」を指し、ツリー構造と対比される言葉です。ツリーが、太い幹に支えられて多くの枝葉を成していく構造をもつものに対して、リゾームは、地中を自在にのび広がって様々な場所に生成の拠点を形成します。

本プランの重点プロジェクトは、一つの施策から一方向に展開する「ツリー型」ではなく「リゾーム型」として横断的・有機的に関連し合い、相乗効果を発揮することで効果的・効率的に多様な環境問題を解決していくことを目指しています。

【ツリー型の重点プロジェクト（前期）】



【リゾーム型の重点プロジェクト（後期）】



重点プロジェクト1

公共施設における再生可能エネルギー導入・防災機能強化

【プロジェクトの目的】

「基本目標 1 脱炭素社会の実現」に必要な再生可能エネルギー導入拡大と、「基本目標 2 気候変動への適応」に必要な水害時の防災対策を、今後のまちづくりに効果的に取り入れていくことを目的とし、分野横断的な視点を取り入れながら墨田区が中心となって率先した取組を推進していきます。




【プロジェクトの概要】

- ・2021（令和3）年度に策定を予定している「第3次 墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づいた公共施設の再編と併せ、再生可能エネルギーの導入と防災機能の強化を行います。
- ・「第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル）」などを活用し、初期投資なしで太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー施設を設置します。
- ・蓄電池の設置や電気自動車（EV）との連動により、エネルギーマネジメントを行うことで、平常時の電力需要の平準化や需給バランスの最適化により、CO₂ 排出量の削減と電気料金の低減を図ります。
- ・災害時には蓄電池や電気自動車（EV）に蓄えられた電力を活用することで、外部供給なしで一定期間の電力供給体制を確保します。
- ・災害時の電力供給体制も踏まえ、災害時に行政機能を維持するための計画や避難施設としての活用方法を検討します。
- ・新規の施設は、原則ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）として建築し、さらなるCO₂ 排出量の削減を図ります。
- ・これらの取組をPRしながら、区内事業者に対する再生可能エネルギーの導入と防災対策の強化について啓発します。

【貢献する SDGs】

重点プロジェクト 1 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p> <p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>

【環境分野以外への波及効果】

重点プロジェクト 1 は、環境分野以外にも以下の波及効果が期待できるため、これらにも貢献できるように取組を推進していきます。

- ・購入する電力を削減することにより、歳出を削減するとともに、区外への資金流出を抑制して地域内経済循環を促進します。
- ・震災など、水害以外の災害に対する防災機能も強化します。

【プロジェクト実施にあたっての各主体の役割】

区 民：災害時に避難施設として使用できる公共施設の把握

事業者：事業所への再生可能エネルギーの導入

事業所への蓄電池等を活用したエネルギーマネジメントシステムの導入

事業所の防災機能の強化、防災対策の強化

事業所への ZEB の導入

墨田区：公共施設への再生可能エネルギーの導入

公共施設への蓄電池等を活用したエネルギーマネジメントシステムの導入

公共施設の防災機能の強化、防災対策の強化

公共施設への ZEB の導入

災害時に行政機能を維持するための計画や避難施設としての活用方法の検討

取組の PR と啓発

重点プロジェクト2

プラスチックごみ削減のための研究・検討

【プロジェクトの目的】

「基本目標 1 脱炭素社会の実現」に必要な石油由来の容器包装や製品の削減と、「基本目標 4 省資源・循環型社会の実現」、海洋プラスチック問題などへの対応を、今後の経済活動に効果的に取り入れていくことを目的とし、2022（令和 4）年 4 月に施行される「プラスチック資源循環促進法」を踏まえたプラスチックの資源循環とごみ削減の取組を推進していきます。

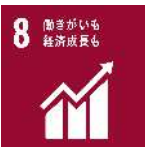
【プロジェクトの概要】

- ・事業者と連携した「歯ブラシ・ペットボトルキャップのリサイクル事業」などの取組をさらに展開し、プラスチックの資源循環の研究・検討やごみ削減の普及・啓発を行います。
- ・重点プロジェクト 6 で創設する「SDGs プラットフォーム」を活用しながら、スタートアップ企業と既存の事業者との連携による研究・検討を促進し、石油由来プラスチックの代替品の開発や、リサイクル技術の開発、サーキュラーエコノミーへの転換などを促進します。
- ・ワンウェイプラスチック製容器包装や製品について、無償配布を止めて「価値づけ」することなどを通じ、消費者がこれらを使用しないライフスタイルへ転換することを促進します。
- ・現在、サーマルリサイクル¹を原則としているプラスチックについて、マテリアルリサイクル²やケミカルリサイクル³への転換を前提に、効率的な収集運搬や中継施設を含めた収集ルート、区民に分かりやすい分別方法などを処理経費の点も含めて総合的に検討します。

【貢献する SDGs】

重点プロジェクト 2 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs (1/2)】






17 目標	169 ターゲット
	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

1：廃棄物の処理の際に発生する熱を、エネルギーとして回収して利用すること

2：再び同じ製品かまたは別のプラスチック製品の樹脂材料として再利用すること

3：他の化学物質に転換して再利用すること

【貢献する SDGs (2 / 2)】

17 目標	169 ターゲット
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

【環境分野以外への波及効果】

重点プロジェクト 2 は、環境分野以外にも以下の波及効果が期待できるため、これらにも貢献できるように取組を推進していきます。

- ・ 区外から購入する資源量を削減し、区外への資金流出を抑制することにより、地域内経済循環を促進します。
- ・ 研究成果（プロトタイプモデル）を区内事業者へ実装することにより、産業を活性化し、雇用を創出します。

【プロジェクト実施にあたっての各主体の役割】

- 区 民：ワンウェイプラスチック製容器包装や製品を使用しないライフスタイルへの転換
ごみと資源の分別の徹底
- 事業者：プラスチック資源循環の研究・検討
プラスチックごみ削減の普及・啓発
- 墨田区：ワンウェイプラスチック製容器包装や製品を使用しないライフスタイルへの転換の啓発
プラスチックごみ削減の普及・啓発
ごみと資源の分別の啓発
SDGs プラットフォームの創設と研究・検討の促進
プラスチック資源循環とプラスチックごみ削減に取り組む事業者の PR
サーマルリサイクルからマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルへの転換の検討

重点プロジェクト3

雨水利用活性化とグリーンインフラの実装

【プロジェクトの目的】

「基本目標 3 緑と生物多様性の保全・回復」に必要な緑化と同時に、「基本目標 2 気候変動への適応」に必要な雨水利用活性化やヒートアイランド現象の緩和、「基本目標 5 良好な生活環境の確保」などを、今後のまちづくりにおいて効果的に推進していくことを目的とし、分野横断的な視点を取り入れたグリーンインフラの実装を推進していきます。

【プロジェクトの概要】

- ・市民活動団体（NPO 法人など）や「雨水ネットワーク」、千葉大学などと連携し、雨水利用の活性化を図ります。
- ・これまで推進してきた雨水タンクの設置に加え、雨水の貯留・浸透対策、生物の生息・生育場所の創出、ヒートアイランド対策などに貢献するグリーンインフラの実装などを推進します。
- ・例えば、建物の屋根に降り注いだ雨水を花壇で活用することや、植栽スペースを雨水の貯留・浸透機能を持たせたレインガーデンとして再整備することなどを検討します。
- ・また、公園や緑地、水辺の整備と併せ、雨水の貯留・浸透機能など多面的な機能を組み込んだグリーンインフラとして構築します。

コラム：グリーンインフラ

【グリーンインフラの事例（海外）】

近年は、少子高齢化や社会資本の老朽化、集中豪雨、ヒートアイランド現象など、複数の地域課題への統合的な対策が求められています。これらの課題に対し、自然環境が持っている多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」という考え方が注目されています。






例えば、公園緑地を整備すると、健康・レクリエーションの場となるとともに、生物の生息・生育場所が創出されます。また、雨水の貯留・浸透による防災・減災や下水道施設の負担軽減、植物の蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和など、様々な課題解決が期待できます。

出典：国土交通省 HP「グリーンインフラポータルサイト」

【貢献する SDGs】

重点プロジェクト 3 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p> <p>6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p> <p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p> <p>15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

【環境分野以外への波及効果】

重点プロジェクト 3 は、環境分野以外にも以下の波及効果が期待できるため、これらにも貢献できるように取組を推進していきます。

- ・貯めた雨水を初期消火などに活用します。
- ・公園や緑地、水辺の整備により、レクリエーション機能や防災機能などを強化します。

【プロジェクト実施にあたっての各主体の役割】

区 民：家庭での雨水利用の検討・導入や雨水を活用した花壇や植栽スペースの設置
 事業者：事業所での雨水利用の検討・導入や雨水を活用した花壇や植栽スペースの設置
 墨田区：公共施設での雨水利用の検討・導入や雨水を活用した花壇や植栽スペースの設置
 雨水利用に関する情報の提供・啓発
 雨水を活用した花壇や植栽スペースの設置方法の検討、普及・啓発
 グリーンインフラの構築方法の検討、普及・啓発

重点プロジェクト4

環境活動と緑化の活性化

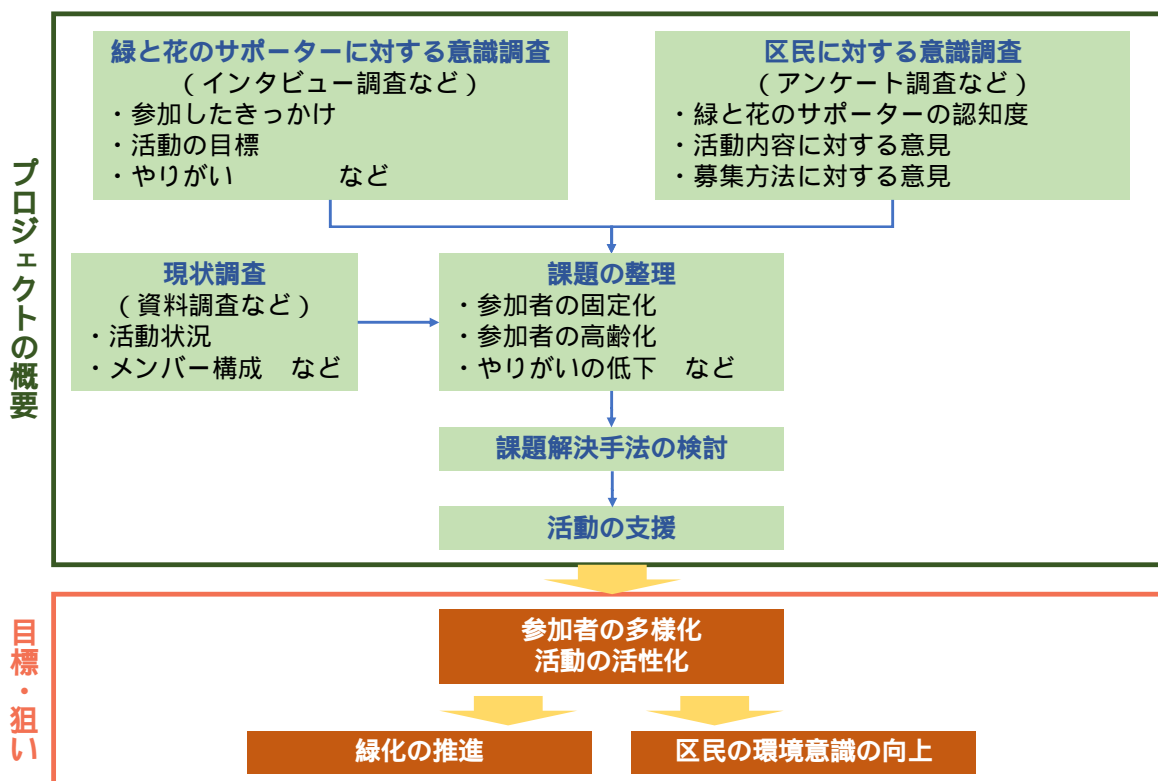
【プロジェクトの目的】

「基本目標 3 緑と生物多様性の保全・回復」に必要な緑化と、「基本目標 5 良好な生活環境の確保」を、今後のまちづくりにおいて効果的に推進していくとともに、「基本目標 6 環境活動の実践」を活性化していくことを目的とし、環境活動を支援しながら参加者の多様化を促進していきます。

【プロジェクトの概要】

- ・「緑と花のまちづくり推進地域制度」など区民参加型の緑化活動を支援します。
- ・このような区民参加型の活動は、参加者の固定化や高齢化などの課題も見られるため、千葉大学などと連携して現状把握や活性化の支援を行います。
- ・例えば、緑と花のサポーターに対するインタビュー調査により、参加したきっかけや活動の目標、やりがいなどを把握するとともに、区民に対するアンケート調査により、緑と花のサポーターの認知度や活動内容、募集方法に対する意見を把握します。
- ・これらをもとに、環境活動の現状と課題を多角的に把握し、参加者の多様化や活動の活性化の手法を検討します。
- ・これらを通じてまちなか緑化や緑化講習会などを促進するとともに、多様な参加者による活動や交流を活性化することにより、区民の環境意識の向上を図ります。




【プロジェクトの概要と目標・狙い】



【貢献する SDGs】

重点プロジェクト 4 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p> <p>15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

【環境分野以外への波及効果】

重点プロジェクト 4 は、環境分野以外にも以下の波及効果が期待できるため、これらにも貢献できるように取組を推進していきます。

- ・緑化を通じて、地域の魅力づくり・にぎわいづくりに貢献します。
- ・緑化活動を通じて、地域のコミュニティを醸成します。

【プロジェクト実施にあたっての各主体の役割】

- 区 民：環境活動への積極的な参加
- 事業者：区民や区が実施する環境活動への参加・協力
- 墨田区：環境活動の現状と課題の把握・課題解決手法の検討
区民参加型の環境活動の支援

重点プロジェクト5

環境問題の解決や持続可能な社会の実現に繋がる教育の推進

【プロジェクトの目的】

多様な環境問題の解決にも貢献する持続可能な社会の創り手を育むことを目的とし、学校教育、その他の機会を活用しながら、これからの時代を担う若者や様々な世代を対象としたESD（持続可能な開発のための教育）を推進していきます。

【プロジェクトの概要】

- ・これからの時代を担う若者や様々な世代を対象に、多様な環境問題の解決や持続可能な社会の実現に繋がる教育を推進します。
- ・そのために、千葉大学などと連携し、環境教育の教材や指導の手引きを検討・開発します。
- ・教材は、墨田区の「SDGs 未来都市」や「自治体 SDGs モデル事業」の内容、区内の環境の現状、課題、解決策を含むものとなるように検討し、地域への愛着が湧き、地域での環境活動等につながる内容とします。
- ・また、GIGA スクール構想に対応した端末での学習を効果的・効率的に行える教材についても検討します。

コラム：ESD（持続可能な開発のための教育）

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。

ESD とは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のことです。

このような ESD により、持続可能な社会の創り手を育むことが期待されています。



【貢献する SDGs】

重点プロジェクト 5 は、SDGs が掲げるすべての目標と関わっているため、これらの達成に貢献できるように取組を推進していきます。



【環境分野以外への波及効果】

重点プロジェクト 5 は、環境分野以外にも以下の波及効果が期待できるため、これらにも貢献できるように取組を推進していきます。

- ・子どもの主体的・対話的で深い学びを促します。
- ・様々な世代の生涯学習を促します。

【プロジェクト実施にあたっての各主体の役割】

区 民：環境啓発イベント、環境学習講座などへの積極的な参加

事業者：区民や区が実施する環境啓発イベント、環境学習講座などへの参加・協力

墨田区：環境啓発イベント、環境学習講座などの企画・開催・PR

環境問題の解決や持続可能な社会の実現に繋がる教育の教材の検討・開発

環境問題の解決や持続可能な社会の実現に繋がる教育の教材の PR

重点プロジェクト6

SDGs プラットフォームの創設

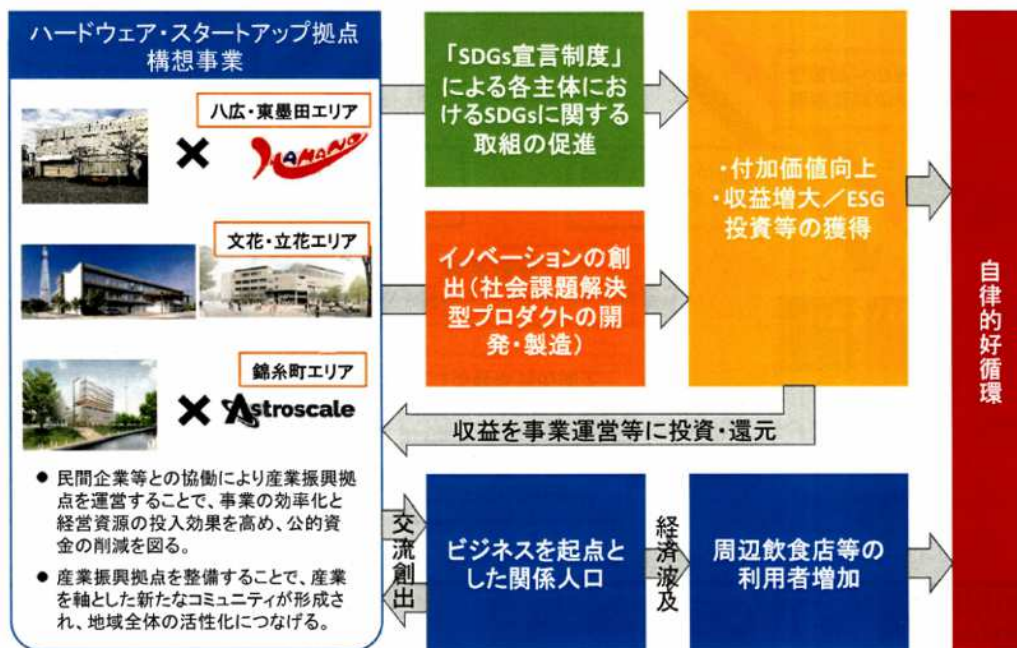
【プロジェクトの目的】

多様な環境問題の解決にも貢献する SDGs の推進を、今後の経済活動に効果的に取り入れていくことを目的とし、様々な事業者が連携できる場を創設して様々な社会課題の解決に繋がる研究・検討を促進していきます。

【プロジェクトの概要】

- ・環境分野に関わらず SDGs に取り組む事業者や団体等を掘り起こし、適切に評価・PR するため、「SDGs 宣言制度」を新設します。
- ・制度対象者のインセンティブを確保し、3 年以内に「SDGs 登録・認証制度」及び相互連携できるプラットフォームを構築します。
- ・「SDGs プラットフォーム」により、スタートアップ企業と既存の事業者との連携による様々な社会課題の解決に繋がる研究・検討を促進します。

【プロジェクトの概要と目標・狙い】



【貢献する SDGs】

重点プロジェクト 6 は、SDGs が掲げるすべての目標と関わっているため、これらの達成に貢献できるように取組を推進していきます。



【環境分野以外への波及効果】

重点プロジェクト 6 は、環境分野以外にも以下の波及効果が期待できるため、これらにも貢献できるように取組を推進していきます。

- ・社会面・経済面の様々な課題解決へ貢献します。
- ・研究成果（プロトタイプモデル）を区内事業者へ実装することにより、産業を活性化し、雇用を創出します。

【プロジェクト実施にあたっての各主体の役割】

区 民：区内事業者の応援（製品の購入・サービスの利用など）

事業者：SDGs に貢献する経済活動

SDGs プラットフォームへの参加

様々なスタートアップ企業や既存の事業者との相互連携

墨田区：SSGs に貢献する企業の PR

SDGs プラットフォームの創設

SDGs プラットフォームの PR

第6章 プランの推進

第6章 プランの推進

6 - 1 プランの推進体制

本プランを推進していくために、区民・事業者・区がお互いの役割を理解し、それぞれができること、すべきことを行い、これら三者の協働を基礎としてプランの推進を図っていきます。

1 墨田区環境基本条例推進本部

本プランに掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見を取りまとめ、区全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「墨田区環境基本条例推進本部」による審議を行い、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

2 墨田区環境審議会

本プランを推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、墨田区環境基本条例に基づき設置される「墨田区環境審議会」に、本プランの専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めます。

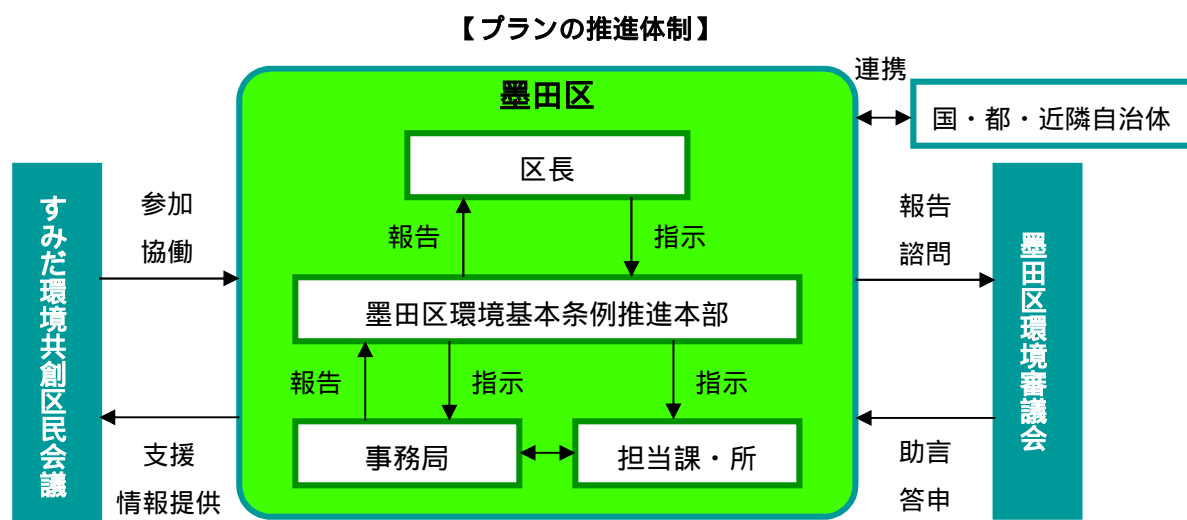
3 すみだ環境共創区民会議

本プランの実効性をより高めるためには、区民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、区民・事業者により構成された、すみだ環境共創区民会議と意見交換を行う場を設け、協働により事業を推進していきます。

4 広域及び多分野の連携

国、東京都及び近隣の地方自治体と共通する課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点で取り組んでいきます。

また、本プランの推進を通じ、SDGs が掲げる「社会面・経済面・環境面」の多様な課題に対して統合された形での解決を目指すために、環境以外の多分野とも連携を図りながら取り組んでいきます。

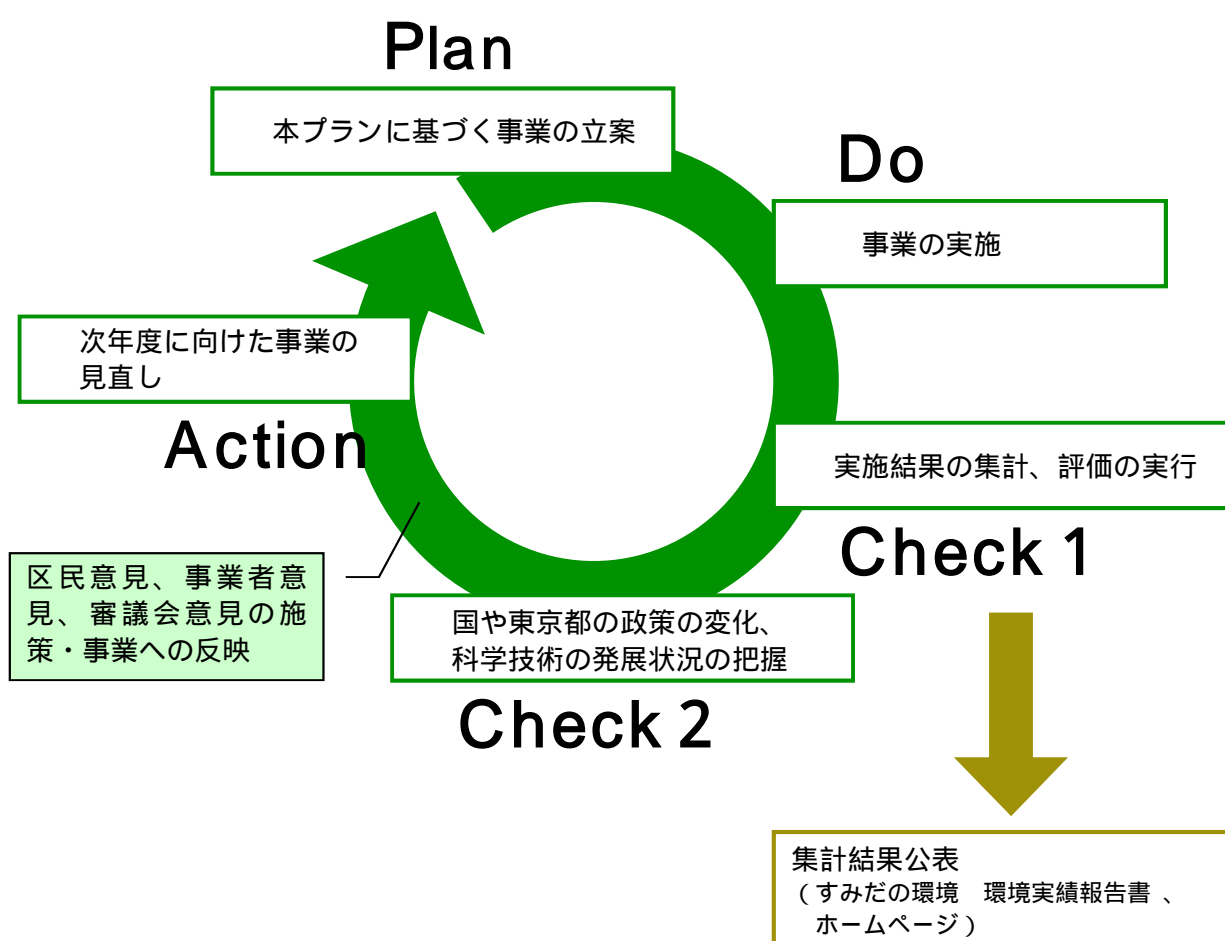


6 - 2 プランの進行管理

PDCA サイクルにより、毎年、環境施策の実施状況を把握・評価して次年度の取組へ反映します。

また、「基本目標 1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち」の実現など、今後の国や東京都の政策の変化、科学技術の発展に期待しなければ達成が難しい目標もあることから、毎年、これらの状況を把握して次年度の取組へ反映していきます。

【PDCA サイクルによるプランの進行管理】



第 7 章 資料編

第7章 資料編

7 - 1 墨田区環境審議会の審議経過及び名簿

1 審議経過

開催日	審議事項
令和2年11月9日	第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の方向性
令和3年6月28日	第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の諮問
令和3年10月 日	第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の素案審議
令和4年1月 日	・第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の案審議 ・第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の答申

2 墨田区環境審議会名簿

選出区分別 50 音順

選出区分	役職	氏名	所属等
学識 経験者	会長	赤尾 健一	早稲田大学社会科学総合学術院 教授（農学博士）
	副会長	日置 雅晴	神楽坂キーストーン法律事務所 弁護士
		須田 真一	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者
		江尻 京子	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長
		森林 敦子	国立感染症研究所 客員研究員（薬学博士）
区議会 議員		福田 はるみ	墨田区議会地域産業都市委員会 委員長 （R3.5.27～）
		じんの 博義	墨田区議会地域産業都市委員会 委員長 （～R3.5.27）
		藤崎 こうき	墨田区議会地域産業都市委員会 副委員長 （R3.5.27～）
		坂井 ユカコ	墨田区議会地域産業都市委員会 副委員長 （～R3.5.27）
事業者		梅本 禎司	東京都鍍金工業組合 向島支部長 （株式会社梅本鍍金 代表取締役）
		岡野 俊也	東京ガス株式会社 東京東支店長
		小和田 みどり	ライオン株式会社 サステナビリティ推進部長
		杉本 浩志	金星ゴム工業株式会社 代表取締役会長
		中島 宏幸	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社長 （R3.10.1～）
		平岩 直哉	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社長 （～R3.9.30）
区民		宇田川 明	すみだ環境共創区民会議 会長
		橋本 治	公募区民
		林家 時蔵	落語家

7 - 2 墨田区環境基本条例推進本部の会議経過及び名簿

1 会議経過

開催日	会議事項
令和3年11月9日	第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の素案審議
令和4年2月 日	第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の案審議

2 墨田区環境基本条例推進本部名簿

役職	役職名
本部長	区長
副本部長	副区長
本部員	教育長
本部員	企画経営室長
本部員	企画経営室参事
本部員	企画経営室参事
本部員	総務部長
本部員	区民部長
本部員	地域力支援部長
本部員	産業観光部長
本部員	福祉保健部長
本部員	福祉保健部参事
本部員	保健衛生担当部長
本部員	保健衛生担当次長
本部員	子ども・子育て支援部長
本部員	都市計画部長
本部員	都市計画部参事
本部員	都市計画部危機管理担当部長
本部員	都市整備部長
本部員	都市整備部参事
本部員	都市整備部環境担当部長
本部員	都市整備部立体化推進担当部長
本部員	会計管理者
本部員	区議会事務局長
本部員	選挙管理委員会事務局長
本部員	監査委員事務局
本部員	教育委員会事務局次長
本部員	教育委員会事務局参事

7 - 3 すみだ環境共創区民会議の会議経過及び名簿

1 審議経過

開催日	審議事項
令和2年9月25日	第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の方向性
令和3年10月 日	第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の素案審議
令和4年1月 日	第二次すみだ環境の共創プランの中間改定の案審議

2 すみだ環境共創区民会議名簿

選出区分別 50 音順

選出区分	役職	氏名	所属等
環境保全活動に実績のある区民及び事業者	会長	宇田川 明	会社員
		森下 香洋子	株式会社三菱総合研究所 サステナビリティ本部
		石川 香	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社
		浅見 伸介	東京ガス株式会社 東京東支店 (R3.4.1~)
		小西 吾乗	東京ガス株式会社 東京東支店 (~R3.3.31)
環境団体の構成員		橋本 玲子	なでしこ
		門倉 美雪	緑と花のサポーター
		佐原 滋元	雨水市民の会
		笠貫 昇	すみだ景観フォーラム
		橋本 恵子	エコライフサポーター
公募による区民及び区長が必要と認める者		小木曾 清三	公募区民
		佐野 まさ子	公募区民
	副会長	土屋 為由	公募区民
		碓氷 喜信	公募区民
		小林 茂美	公募区民
		木股 里穂	公募区民

7 - 4 すみだ環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 区環境の共創に関する総合的施策（第7条—第15条）

第3章 基本施策の推進体制（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

付則

墨田区は、隅田川や荒川のほか、中小内河川が区内を縦横に流れる豊かな水環境を有している。これらの河川は、かつての汚染が、公害規制の強化等により現在では魚が生息できるほどにまで水質が改善され、隅田川の花火大会やレガッタなど、川とは切り離せない伝統行事が復活し、多くの人々が水辺に集うようになった。

また、区民同士のふれあいや下町情緒に彩られた心温まるコミュニティは、人と地域と環境にやさしいまちづくりの基本となる墨田区の財産である。

さらに、人々が働き、暮らす場所が一体となった「職住近接」は、ものづくりのまちとしての墨田区の特色を表しており、地域に根ざした中小企業が環境問題に取り組んでいく姿勢は、地域に影響を及ぼし、環境と調和した経済活動を可能とするものである。

私たち墨田区民は、より良い環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を持っている。さらに、より良い環境が与えてくれた恩恵を未来に引き継ぎ、環境に関する不断の学習と、これに取り組む人材の育成を行う責務を有している。

このような考えのもと、環境行政の推進に当たっては、区、区民及び事業者等が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組めるよう、基本的施策を定め、その積極的な推進を図ることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の共創 良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) 滞在者 観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

(区の責務)

第 4 条 区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

2 区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(区民及び事業者の責務)

第 5 条 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るよう努めなければならない。

2 区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

3 区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

第 6 条 滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

第 2 章 区の環境の共創に関する総合的施策

(環境基本計画)

第 7 条 区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の共創に関する目標

(2) 環境の共創に関する施策

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の共創に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第 16 条第 1 項に規定する墨田区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第 20 条第 1 項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聴くことができる。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 第 2 項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（区民及び事業者への支援）

第 8 条 区は、区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動に対する適切な情報の提供に努めるほか、次に掲げる事項に対し支援を行うものとする。

- （1）区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動
- （2）区民及び事業者に適切な指導及び助言を行うための専門的知識を有する者の派遣
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、環境の共創に関する必要な事項

（環境学習の推進）

第 9 条 区は、区民及び事業者が環境の共創に関し理解を深め、自主的な活動を実践できるよう、学校教育、生涯学習等あらゆる場を活用し、積極的に環境学習の推進を図るものとする。

2 区民及び事業者は、環境の共創について理解を深めるとともに、正確な知識を修得し、環境の共創に関する活動を推進するために、積極的に環境学習に努めるものとする。

（大学等教育研究機関との連携）

第 10 条 区は、大学等教育研究機関と連携して、区民及び事業者の環境の共創に関する活動の促進について、指導し、又は助言する人材の育成に努めるものとする。

2 区、区民及び事業者は、環境の共創に向けた地域の課題を解決するため、大学等教育研究機関と共同して研究開発に努めるものとする。

（豊かな都市生活環境の維持、誘導的措置等）

第 11 条 区は、環境の共創に資する区民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動等による被害を防止し、豊かな都市生活環境の維持等に努めるものとする。

2 区は、区民及び事業者が環境の共創を図るための施設整備その他の適切な措置を行うよう誘導することに努めるものとする。

3 区は、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定及び調査に努めるものとする。

（環境の共創に向けた適切な指導等）

第 12 条 区長は、必要と認めるときは、環境の共創に関し、関係者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指導、助言若しくは勧告を行うことができる。

（自然環境の保全及び創出）

第 13 条 区は、区民の生活に潤いと安らぎを与える緑地や水辺の保全及び創出に努めるものとする。

（資源循環の促進）

第 14 条 区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- （1）節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進
- （2）雨水の有効利用及び資源の循環的利用
- （3）積極的な環境配慮型製品の購入
- （4）エネルギーの有効利用

2 区は、区民及び事業者による環境への負荷の低減を図るため、前項各号に掲げる事項についての施策を推進するとともに、区民及び事業者に対し適切な支援を行うものとする。

（地球環境の保全）

第 15 条 区は、地球温暖化防止等地球環境の保全のために必要となる施策の策定及び推進に努めなければならない。

2 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が地球環境の悪化につながる可能性があることを認識し、区と協働して、地球環境の保全に努めるものとする。

第 3 章 基本施策の推進体制

(環境審議会)

第 16 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の共創に関する基本的事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する 15 人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 17 条 区は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

(団体との連携)

第 18 条 区は、環境の共創に関する活動が促進されるように、区民及び事業者が組織する団体と連携するとともに、当該団体が自発的に行う活動に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

(事業者が行う環境の共創の促進)

第 19 条 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自主的に行う環境の共創に向けた方針の策定及び目標の設定並びにこれらの実施及び実施状況の点検等、環境配慮型の経営に資する仕組みづくりに努めるものとする。

2 区は、事業者が行う環境配慮型の経営に資する仕組みづくり及び環境配慮型製品の開発又は製造その他の環境の共創に資する事業活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(すみだ環境共創区民会議の設置)

第 20 条 区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議(以下「区民会議」という。)を置く。

2 区民会議は、次に掲げる事項を行う。

(1) 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。

(2) 環境の共創に関する実践活動を行うこと。

(3) 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

(区民会議の組織及び運営)

第 21 条 区民会議は、公募による区民並びに環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者の中から区長が委嘱する者その他区長が必要と認める者 25 人以内で構成する。

2 区は、区民会議の円滑な運営のため、必要な資料の提出、関係者の出席その他必要な協力を行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、区民会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にあるすみだ環境区民会議は、第20条の規定により設置するすみだ環境共創区民会議とみなす。ただし、委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の墨田区環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

7 - 5 すみだ環境の共創プランにおける進捗状況評価（令和2年度）

【基本目標1】温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまち

【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2030 (R12)
区域における温室効果ガス 排出量(万t-CO ₂)	122.3	123.0	120.6	-	-	101.0	88.0
区域におけるエネルギー 消費量(TJ)	12,170	12,183	11,882	-	-	12,800	10,600

2021(令和3)年度の時点では、2018(平成30)年度までのデータしか集計されていない。

【施策の進捗状況・評価】

2016(平成28)年度進捗状況

温室効果ガス排出量は、122.3万t-CO₂となり、前年度に比べて、3.7万t減少した。
エネルギー消費量は、12,170TJとなり、前年度に比べて、392TJ減少した。

2017(平成29)年度進捗状況

温室効果ガス排出量は、123.0万t-CO₂となり、前年度に比べて、0.7万t-CO₂増加した。
エネルギー消費量は、12,183TJとなり、前年度に比べて、13TJ増加した。

2018(平成30)年度進捗状況

温室効果ガス排出量は、120.6万t-CO₂となり、前年度に比べて、2.4万t-CO₂減少した。
エネルギー消費量は、11,882TJとなり、前年度に比べて、301TJ減少した。

評価

温室効果ガス排出量は、二酸化炭素排出係数に影響を強く受けるものであり、エネルギー消費量を削減しても、温室効果ガス排出量については、その分だけ比例して削減できるわけではない。

しかし、本区は、民生(家庭・業務)部門からの排出量が全体の約6割を占めていることから、まずは、区民や事業者によるエネルギー消費量削減の取組を推進していくことで、温室効果ガス排出量の削減を図っていく。

【基本目標 2】身近な緑と水辺に親しみ、生きものとふれあえるまち

【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
緑被率	10.5% ¹		10.7% ²			12.2%	13.0%
まちなか緑化（緑と花のまちづくり推進地域制度）の活動地域数	11 地域	17 地域	16 地域	17 地域	20 地域	16 地域	22 地域

1：「墨田区緑と生物の現況調査（平成 21 年度実施）」の数値。

2：「墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度実施）」の数値。

【施策の進捗状況・評価】

2016（平成 28）年度進捗状況

「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱（以下、「開発指導要綱」という。）」、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」に基づく緑化指導により、地上部で 4,207.05m²、建築物上で 2,266.39m²の緑地が整備された。

まちなか緑化の活動地域は、11 地域となり、前年度から増減はなかった。

2017（平成 29）年度進捗状況

「開発指導要綱」、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」に基づく緑化指導により、地上部で 2,840.90m²、建築物上で 1,826.16m²の緑地が整備された。

まちなか緑化の活動地域は、17 地域となり、前年度と比べて 6 地域増加した。

2018（平成 30）年度進捗状況

「開発指導要綱」、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」に基づく緑化指導によって、地上部で 7,766.55m²、建築物上で 4,121.67m²の緑地が整備された。

まちなか緑化の活動地域は、16 地域となり、前年度と比べて 1 地域減少した。

2019（令和元）年度進捗状況

「開発指導要綱」、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」に基づく緑化指導により、地上部で 7,725.89m²、建築物上で 3,896.26m²の緑地が整備された。

まちなか緑化の活動地域は、17 地域となり、前年度と比べて 1 地域増加した。

2020（令和 2）年度進捗状況

「開発指導要綱」、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」に基づく緑化指導により、地上部で 7,607.04m²、建築物上で 2,872.04m²の緑地が整備された。

まちなか緑化の活動地域は、20 地域となり、前年度と比べて 3 地域増加した。

評価

引き続き、開発指導要綱等に基づく緑化指導を継続し、緑地整備を進めていく。

まちなか緑化の活動地域数は、前年度から増加し、2020（令和 2）年度目標値も達成した。区内における緑感は、緩やかではあるが着実に向上しているものと考えられる。

【基本目標 3】資源循環型社会の実現を目指すまち

【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
資源化率	19.6%	18.9%	19.0%	18.9%	19.3%	23.0%以上	25.0%以上
雨水総貯留容量	23,612m ³	24,010m ³	24,396m ³	25,003m ³	25,490m ³	26,300m ³	30,000m ³

【施策の進捗状況・評価】

2016（平成 28）年度進捗状況

資源化率は、19.6%となり、前年度と比べて0.2ポイント低下した。
雨水総貯留容量は、23,612m³となり、前年度と比べて526m³増加した。

2017（平成 29）年度進捗状況

資源化率は、18.9%となり、前年度と比べて0.7ポイント低下した。
雨水総貯留容量は、24,010m³となり、前年度と比べて398m³増加した。

2018（平成 30）年度進捗状況

資源化率は、19.0%となり、前年度と比べて0.1ポイント増加した。
雨水総貯留容量は、24,396m³となり、前年度と比べて386m³増加した。

2019（令和元）年度進捗状況

資源化率は、18.9%となり、前年度と比べて0.1ポイント低下した。
雨水総貯留容量は、25,003m³となり、前年度と比べて697m³増加した。

2020（令和 2）年度進捗状況

資源化率は19.3%となり、前年度と比べて0.4ポイント増加した。
雨水総貯留容量は、25,490m³となり、前年度と比べて487m³増加した。

評価

2020（令和 2）年度の資源化率は、前年度と比べて、ごみ総量（可燃・不燃・粗大ごみ、資源物）に対する資源物の割合が上昇したため改善した。

2020（令和 2）年度の雨水総貯留容量は、雨水利用助成制度の利用と墨田区開発指導要綱（墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱）及び墨田区集合住宅条例（墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例）による雨水貯留槽設置の指導により、前年度と比べて増加したが、2020（令和 2）年度目標値を達成することはできなかった。

【基本目標 4】良好な生活環境が確保され、安心とやすらぎが実感できる住みよいまち

【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
苦情があった特定建設作業 (建設・解体作業)の割合	9%	6%	5%	5%	14%	8%	5%
苦情申立人が満足した割合	72%	67%	65%	72%	75%	45%	60%

【施策の進捗状況・評価】

2016(平成28)年度進捗状況

特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが327件、振動規制法に基づくものが196件で、件数は横ばいで推移している。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが9割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが増えている。

区民等からの公害苦情の申立ては277件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から15ポイント上回り72%であった。

2017(平成29)年度進捗状況

特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが326件、振動規制法に基づくものが179件で、件数は横ばいで推移している。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが9割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが増えている。

区民等からの公害苦情の申立ては244件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から5ポイント下回り67%であった。

2018(平成30)年度進捗状況

特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが366件、振動規制法に基づくものが207件で、件数は横ばいで推移している。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが9割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが増えている。

区民等からの公害苦情の申立ては294件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から2ポイント下回り65%であった。

2019(令和元)年度進捗状況

特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが378件、振動規制法に基づくものが248件で、件数は増加傾向にある。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが9割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが増えている。

区民等からの公害苦情の申立ては298件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から7ポイント上回り72%であった。

2020(令和2)年度進捗状況

特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが379件、振動規制法に基づくものが234件で、前年度と同程度である。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが9割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが増えている。

区民等からの公害苦情の申立ては437件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から3ポイント上回り75%であった。

評価

コロナ渦における生活様式の変化により、2020(令和2)年度に苦情があった特定建設作業の割合が前年度から増加し、2020(令和2)年度目標値を下回っている状況ではあるものの、苦情申立人が満足した割合は前年度よりも増え、既に目標値を上回っている状況であり、順調に推移している。

【基本目標 5】環境活動を実践する人が育つまち

【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
環境ボランティア（緑と花のサポーター・エコライフサポーター）登録者の実働割合	67%	58%	66%	67%	69%	71%	75%

【施策の進捗状況・評価】

2016（平成 28）年度進捗状況

環境ボランティアの登録者数は 64 名（緑と花のサポーター登録者数 47 名、エコライフサポーター登録者数 17 名）で実働割合は 67%であった。前年度との比較では 4 ポイント増加している。

2017（平成 29）年度進捗状況

環境ボランティアの登録者数は 64 名（緑と花のサポーター登録者数 47 名、エコライフサポーター登録者数 17 名）で実働割合は 58%であった。前年度との比較では 9 ポイント減少している。

環境体験学習の実施状況は、前年度に引き続き、夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、ヤゴ救出作戦、トンボフェア、自然観察事業、自然観察員養成講座等を実施し、新たに平成 2017（平成 29）年度に導入した燃料電池車を使い、2018（平成 30）年 3 月に水素利用に関する授業を東京ガス（株）の協力を得て、吾嬭第二中学校（3 年生を対象）において実施した。

2018（平成 30）年度進捗状況

環境ボランティアの登録者数は 60 名（緑と花のサポーター登録者数 48 名、エコライフサポーター登録者数 12 名）で実働割合は 66%であった。前年度との比較では 8 ポイント増加している。

環境体験学習の実施状況は、前年度に引き続き、夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、ヤゴ救出作戦、トンボフェア、自然観察事業、自然観察員養成講座等を実施し、燃料電池自動車と新たに 2018（平成 30）年度に導入した外部給電器を使い、水素利用に関する授業を（公財）東京都環境公社の協力を得て、業平小学校（4 年生を対象）において実施した。

2019（令和元）年度進捗状況

環境ボランティアの登録者数は 名（緑と花のサポーター登録者数 名、エコライフサポーター登録者数 名）で実働割合は 67%であった。前年度との比較では 1 ポイント増加している。

環境体験学習の実施状況は、。

2020（令和 2）年度進捗状況

環境ボランティアの登録者数は 名（緑と花のサポーター登録者数 名、エコライフサポーター登録者数 名）で実働割合は 69%であった。前年度との比較では 2 ポイント増加している。

エコライフ講座や水の循環講座等の環境体験学習のほか、燃料電池自動車と外部給電器を活用した水素利用の普及啓発は実施したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、夏休みすみだ環境プログラム及び森林整備体験については中止とした。

評価

2020（令和 2）年度の環境ボランティア登録者の実働割合は、前年度と比べて増加したが、2020（令和 2）年度目標値を達成することはできなかった。

環境に関することについて、区民等が、より自分事として身近に感じ、実践につなげやすい内容とする工夫や、参加意欲が高まる工夫等をしていく必要がある。

【重点プロジェクト1】エコライフすみだの推進

【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2030 (R12)
区民1人あたりの温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	4.6	4.6	4.4	-	-	3.8	3.1

2021(令和3)年度の時点では、2018(平成30)年度までのデータしか集計されていない。

【プロジェクトの進捗状況・評価】

2016(平成28)年度進捗状況
区民1人あたりの温室効果ガス排出量は、約4.6t-CO ₂ となった。
2017(平成29)年度進捗状況
【指標(1) 区民1人あたりの温室効果ガス排出量】 区民1人あたりの温室効果ガス排出量は、約4.6t-CO ₂ となり、前年度から変わらなかった。
2018(平成30)年度進捗状況
【指標(1) 区民1人あたりの温室効果ガス排出量】 区民1人あたりの温室効果ガス排出量は、約4.4t-CO ₂ となり、前年度から約0.2t-CO ₂ 減少した。
評価
【指標(1) 区民1人あたりの温室効果ガス排出量】 2018(平成30)年度の区民1人あたりの温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は、共に前年度から減少し、エネルギー消費量については、2020(令和2)年度目標値も達成した。 なお、温室効果ガス排出量はCO ₂ 排出係数に影響を強く受けるものであり、エネルギー消費量を削減しても、温室効果ガス排出量については、その分だけ比例して削減できるわけではない。 しかし、本区は、民生(家庭・業務)部門からの排出量が全体の約6割を占めていることから、まずは、区民や事業者によるエネルギー消費量削減の取組を推進していくことで、温室効果ガス排出量の削減を図っていく。

【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
太陽光発電システム、太陽熱利用システムの導入（墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度）で削減できたCO ₂ 排出量（t-CO ₂ ）	1,131	1,162	1,180	1,203	1,222	1,315	1,600

【プロジェクトの進捗状況・評価】

2016（平成28）年度進捗状況
太陽光発電システムの導入により削減できたCO ₂ 排出量は、70t-CO ₂ となり、累計1,131t-CO ₂ となった。
2017（平成29）年度進捗状況
太陽光発電システムの導入により削減できたCO ₂ 排出量は、31t-CO ₂ となり、累計1,162t-CO ₂ となった。 太陽光発電システムの申請件数は13件で、前年度と比べて3件減少した。なお、太陽熱利用システムは前年度同様に申請はなかった。
2018（平成30）年度進捗状況
太陽光発電システムの導入により削減できたCO ₂ 排出量は、18t-CO ₂ となり、累計1,180t-CO ₂ となった。 太陽光発電システムの申請件数は7件で、前年度と比べて6件減少した。なお、太陽熱利用システムは前年度同様に申請はなかった。
2019（令和元）年度進捗状況
太陽光発電システムの導入により削減できたCO ₂ 排出量は、23t-CO ₂ となり、累計1,203t-CO ₂ となった。 太陽光発電システムの申請件数は12件で、前年度と比べて5件増加した。なお、太陽熱利用システムは前年度同様に申請はなかった。
2020（令和2）年度進捗状況
太陽光発電システムの導入により削減できたCO ₂ 排出量は、19t-CO ₂ となり、累計1,222t-CO ₂ となった。 太陽光発電システムの申請件数は9件で、前年度と比べて3件減少した。なお、太陽熱利用システムは前年度同様に申請はなかった。
評価
太陽光発電システム設置にかかる助成制度への申請件数は、ほぼ横ばいである。制度開始当初より設備導入費用が低廉化しており、都の「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」、「家庭における熱の有効利用促進事業」の補助事業が活用できるので、2021（令和3）年度末に太陽エネルギーを活用するこれらの設備についての助成制度を終了する。

【重点プロジェクト2】緑感あふれる空間の創造

【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
まちなか緑化（緑と花のまちづくり推進地域制度）の活動地域数（再）	11 地域	17 地域	16 地域	17 地域	20 地域	16 地域	22 地域

【プロジェクトの進捗状況・評価】

基本目標 2 の進捗状況・評価を参照。

【重点プロジェクト 3】ごみ減量化の推進

【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
区民1人1日あたりごみ排出量	564g	561g	548g	544g	551g	520g以下	515g以下
資源化率	19.6%	18.9%	19.0%	18.9%	19.3%	23.0%以上	25.0%以上

【プロジェクトの進捗状況・評価】

2016（平成28）年度進捗状況

区民1人1日あたりのごみ排出量は、564gとなり、前年度と比べて8g減少した。また、資源化率は、19.6%となり、前年度と比べて0.2%減少した。

2017（平成29）年度進捗状況

区民1人1日あたりのごみ排出量は、561gとなり、前年度と比べて3g減少した。また、資源化率は、18.9%となり、前年度と比べて0.7%減少した。

2018（平成30）年度進捗状況

区民1人1日あたりのごみ排出量は、548gとなり、前年度と比べて13g減少した。また、資源化率は、19.0%となり、前年度と比べて0.1%増加した。

2019（令和元）年度進捗状況

区民1人1日あたりのごみ排出量は、544gとなり、前年度と比べて4g減少した。また、資源化率は、18.9%となり、前年度と比べて0.1%減少した。

2020（令和2）年度進捗状況

区民1人1日あたりのごみ排出量は、551gとなり、前年度と比べて7g増加した。また、資源化率は、19.3%となり、前年度と比べて0.4%増加した。

評価

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、年々減少傾向にあったごみ量（可燃、不燃）は増加に転じた。また、資源物としての回収量も増加した。

区民1人1日あたりごみ排出量については、前年度と比べて、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、全体的にごみ量が増加したため、目標数値から遠ざかることとなった。

また、資源化率については、前年度と比べて、ごみ総量（可燃・不燃・粗大ごみ、資源物）に対する資源物の割合が上昇したため改善した。

2020（令和2）年の夏以降、例年並みのごみ排出量となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭ごみの増加要因があることから、2020（令和2）年度目標の達成はできなかった。なお、コロナ禍においても、自転車海外リユース、羽毛ふとん回収、古着等イベント回収など、感染対策を万全にしながら実施し、一定の回収を得て、ごみ減量に寄与している。

【重点プロジェクト4】ヒートアイランド対策の推進

【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積	218m ²	284m ²	255m ²	400m ²	445m ²	350m ²	420m ²
緑のカーテンモデル設置施設数	21 施設	17 施設	18 施設	26 施設	25 施設	30 施設	35 施設

【プロジェクトの進捗状況・評価】

2016（平成28）年度進捗状況
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、218m ² となり、前年度と比べて 46m ² 減少した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、21 施設となり、前年度と比べて 3 施設減少した。
2017（平成29）年度進捗状況
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、284m ² となり、前年度と比べて 66m ² 減少した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、17 施設となり、前年度と比べて 4 施設減少した。
2018（平成30）年度進捗状況
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、255m ² となり、前年度と比べて 29m ² 減少した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、18 施設となり、前年度と比べて 1 施設増加した。
2019（令和元）年度進捗状況
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、400m ² となり、前年度と比べて 145m ² 増加した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、26 施設となり、前年度と比べて 8 施設増加した。
2020（令和2）年度進捗状況
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、445m ² となり、前年度と比べて 45m ² 増加した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、25 施設となり、前年度と比べて 1 施設減少した。
評価
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、増加傾向にあり、2020（令和2）年度目標値だけでなく、2025（令和7）年度目標値もすでに達成することができた。 ヒートアイランド現象の緩和につながる緑のカーテンの特性が周知されつつあるので、更なる普及に努めていく。

【重点プロジェクト 5】環境体験学習の充実

【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
環境ボランティア（緑と花のサポーター・エコライフサポーター）登録者の実働割合（再）	67%	58%	66%	67%	69%	71%	75%

【プロジェクトの進捗状況・評価】

基本目標 5 の進捗状況・評価を参照。

【重点プロジェクト6】2020年東京オリンピック・パラリンピック開催への対応

【プロジェクトの活動指標】

指標	実績値					目標値
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)
遮熱性舗装の区道面積（東京オリンピック会場周辺道路景観整備事業）	与条件の整理	実施設計	1,593m ²	3,365m ²	- ¹	5,000m ² 対象 3,342m ² ²

1 重点プロジェクト6は、2019（令和元）年度に終了した。

2 実施設計により、施工する面積が3,342m²となった。

【プロジェクトの進捗状況・評価】

2016（平成28）年度進捗状況
東京オリンピック会場となる両国国技館前面道路の遮熱性舗装工事の施工範囲などを検討した。
2017（平成29）年度進捗状況
国技館通りの遮熱性舗装については、前年度の与条件の整理を踏まえ、実施設計を行い、関係機関と調整を図った。また、会場周辺での緑の創出方法等を検討した。 その他、8月に雨水を利用した打ち水を両国駅前前で計画していたが雨天により中止となった（国技館周辺以外では、区内各所で16団体、350名の参加を得て実施した）。
2018（平成30）年度進捗状況
国技館通りの遮熱性舗装については、東側車線2,381m ² を対象に、鉄道高架下交差点部を除く1,593m ² を整備した。対象区間において、鉄道高架下は、路線の陰で日照時間が短くなることから、また交差点部では、車両がハンドルを切ることで舗装が摩耗し、雨天時に滑りやすくなり危険であることから整備面積から除外している。 打ち水は、すみだ打ち水推進月間の8月4日に国技館通りで、9月6日にはJR両国駅前の両国広小路にて行い、合計で120名の参加を得ている。会場周辺の緑化対策については、2020（令和2）年度にオープン予定の（仮称）両国リバーセンター（横綱一丁目2番15号）との緑化協議が終了し、地上部で約144m ² 、建築物上で約118m ² の緑地が整備されることになり、対象地の隅田川護岸部分ではスーパー堤防の整備が進んでいる。
2019（令和元）年度進捗状況
遮熱性舗装については、国技館通りの西側（隅田川側）車線を対象に、鉄道高架下交差点部を除く、1,772m ² を計画どおり施工し、前年度（1,593m ² ）の合計で3,365m ² を整備した。その他、街路樹の整備や歩道舗装材に透水性平板ブロックを用いるなど、ヒートアイランド対策に寄与する整備を行った。 緑化対策については、両国リバーセンターの開業に伴う緑化計画により地上部に142m ² 、建築物屋上で118m ² の緑を整備し、隅田川護岸のスーパー堤防の整備も計画どおり進んでいる。 また、東京オリンピックに向けた暑さ対策であるクールシェア・スポットの創出については、国技館周辺の現地調査等を行いマップ作成の準備が整っており、打ち水イベントは、前年度に引き続き、7月24日に両国広小路にて行い70名の参加を得て実施した。
評価
遮熱性舗装は、国技館通り3,365m ² を整備し目標値を達成しており、その他の会場周辺の景観整備事業、緑化整備事業及び暑さ対策も順調に進行している。

7 - 6 温室効果ガス排出量の算定方法等

1 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の基本データ

墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の実績値は、23 区共通の算定手法である「オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」による「温室効果ガス排出量（推計）算定結果」を用いています。

2 将来の電力の CO₂ 排出係数

2030 年度の電力の CO₂ 排出係数は、2021（令和 3）年 9 月に公表された「地球温暖化対策計画（案）」（環境省）で想定している 0.25-CO₂/kWh を用いています。

3 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測方法

「個別目標 1 脱炭素社会の実現」の数値目標を設定した 2030 年度におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を現状趨勢ケースにより予測しました。各部門の将来予測方法は、以下のとおりです。

【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測方法】

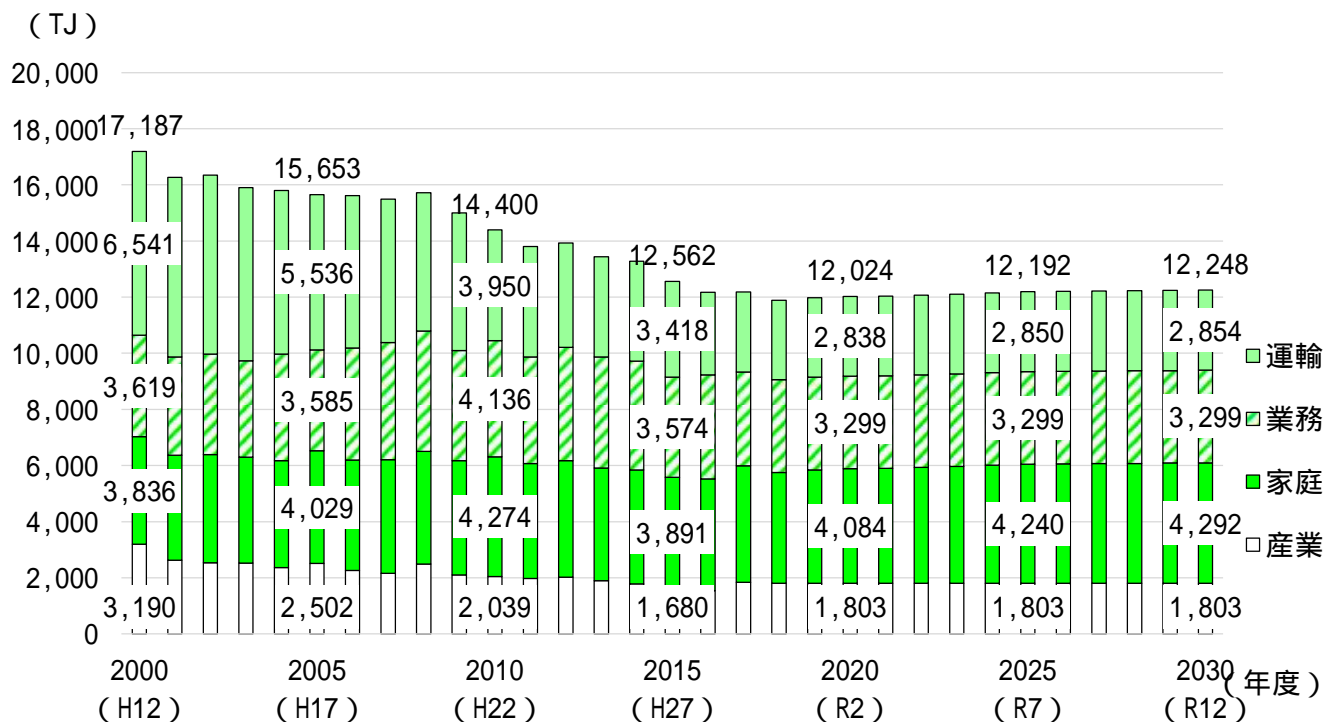
温室効果ガス種別	部門		エネルギー消費量の将来予測方法	温室効果ガス排出量の将来予測方法
二酸化炭素	産業部門	農業	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	左記の予測結果に燃料種毎の CO ₂ 排出係数を乗じて予測
		建設業	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	
		製造業	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	
	家庭部門		2021（令和 3）年度に行った将来人口推計結果のとおり、2030 年度までは緩やかに増加すると予測	
	業務部門		近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	
	運輸部門	自動車	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	
		鉄道	人口の推移と連動して緩やかに増加すると予測	
廃棄物部門		-	人口の推移と連動して緩やかに増加すると予測	
ハイドロフルオロカーボン類	-		-	「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」（東京都）の BAU 推計を参考に、2030 年度時点で 2014（平成 26）年度比 84.6%増加すると予測
その他ガス	-		-	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測

現状趨勢ケース（BAU）とは、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量が今後追加的な対策をしないまま推移したケースのことで、エネルギー消費原単位の変化（機器の買替等）は想定せず、人口等の活動量の変化のみが予測に反映されます。

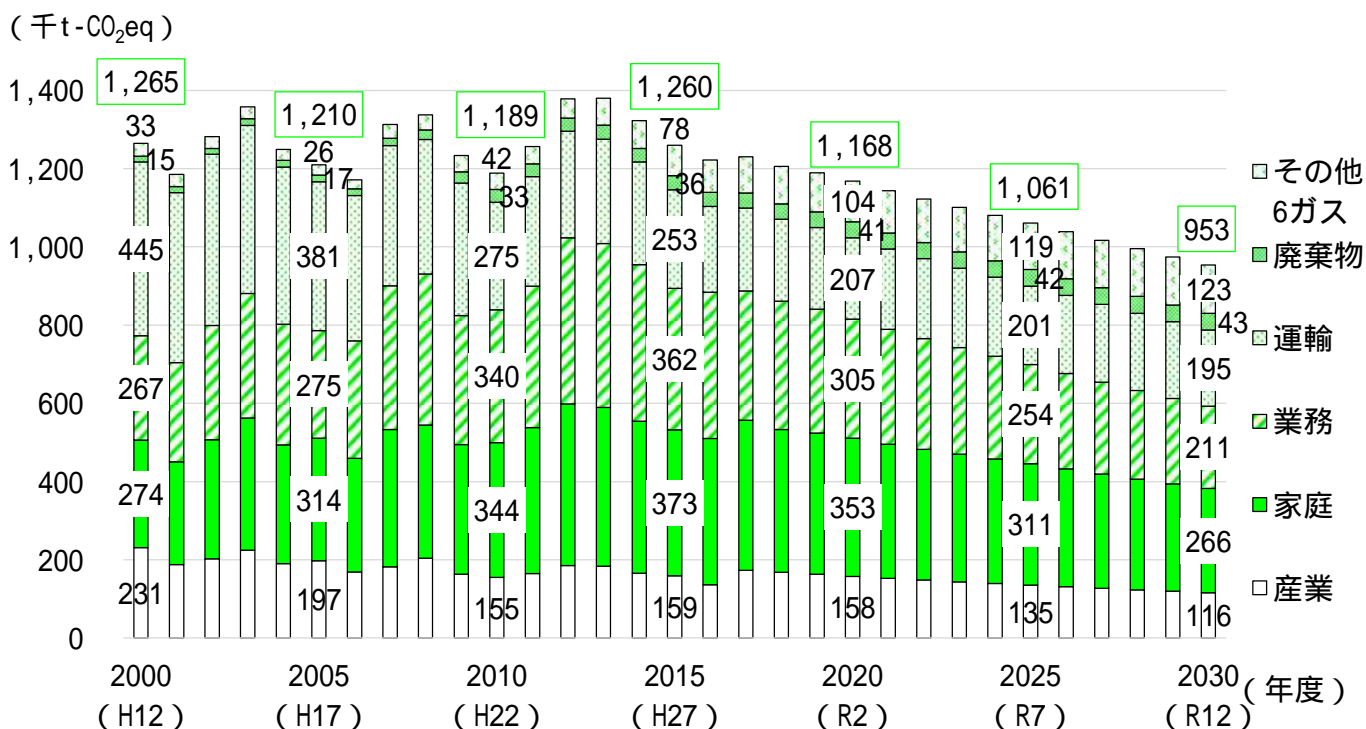
4 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測結果

今後、追加的な対策をしないと仮定した場合のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測結果は、以下のとおりです。

【墨田区のエネルギー消費量の将来予測結果】



【墨田区の温室効果ガス排出量の将来予測結果】



4 国や東京都と連携した対策によるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量

国や東京都と連携した対策により削減される見込みがあるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（産業）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度 2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千 t-CO ₂)
1	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）	高効率空調の導入 産業HPの導入 産業用照明の導入 低炭素工業炉の導入 産業用モーター・インバータの導入 高性能ボイラーの導入 コージェネレーションの導入	166.84	10.73
2	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（鉄鋼業）	主な電力需要設備効率の改善 廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大 コークス炉の効率改善 発電効率の改善（共同火力発電設備） 発電効率の改善（自家発電設備） 省エネルギー設備の増強 革新的製鉄プロセス（フェロコークス）の導入 環境調和型製鉄プロセスの導入	8.83	0.71
3	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（化学工業）	化学の省エネルギープロセス技術の導入 二酸化炭素原料化技術の導入	34.74	2.42
4	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（窯業・土石製品製造業）	従来型省エネルギー技術 熱エネルギー代替廃棄物利用技術 革新的セメント製造プロセス ガラス溶融プロセス技術	3.29	0.23
5	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（パルプ・紙・紙加工品製造業）	高効率古紙パルプ製造技術の導入	0.55	0.04
6	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工・特殊自動車分野）	ハイブリッド建機等の導入 ハイブリッド建機等の導入（燃費基準達成建機の普及）	34.70	2.47
7	業種間連携省エネルギーの取組推進	業種間連携省エネルギーの取組推進	3.72	0.25
8	燃料転換の推進	燃料転換の推進	0.00	0.68
9	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	8.98	0.59
合計			261.64	18.13

「地球温暖化対策計画別表（案）（2021年8月4日環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。

小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（家庭）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度 2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO ₂)
1	住宅の省エネルギー化	住宅の省エネルギー化（新築） 住宅の省エネルギー化（改修）	212.34	13.14
2	高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）	高効率給湯器の導入 高効率照明の導入	340.12	22.50
3	高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）	浄化槽の省エネルギー化（小型浄化槽） 浄化槽の省エネルギー化（中大型浄化槽）	2.35	0.19
4	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上（家庭部門）	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	108.70	6.66
5	H E M S ・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	H E M S ・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	133.09	8.37
6	脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズの実施徹底の促進（家庭）	1.17	0.07
7		ウォームビズの実施徹底の促進（家庭）	5.56	0.34
8		家庭エコ診断	1.48	0.09
合計			804.81	51.35

「地球温暖化対策計画別表（案）（2021年8月4日環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。

小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（業務）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度 2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO ₂)
1	建築物の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化（新築） 建築物の省エネルギー化（改修）	307.48	18.82
2	高効率な省エネルギー機器の普及（業務その他部門）	業務用給湯器の導入 高効率照明の導入 冷媒管理技術の導入	166.02	9.17
3	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上（業務その他部門）	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	188.09	11.54
4	BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	127.27	8.14
5	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化	0.00	0.04
6	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	10.87	0.28
7	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入（下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進）	下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進	0.00	1.71
8	廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入 産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入 廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進 EVごみ収集車の導入	125.41	4.84
9	脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズの実施徹底の促進（業務）	0.96	0.07
10		ウォームビズの実施徹底の促進（業務）	0.45	0.03
合計			926.55	54.65

「地球温暖化対策計画別表（案）（2021年8月4日環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。

小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（運輸）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度 2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO ₂)
1	次世代自動車の普及、燃費改善等	次世代自動車の普及、燃費改善	322.14	22.40
2	道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	道路交通流対策等の推進	25.94	1.81
3	道路交通流対策（LED 道路照明の整備促進）	LED 道路照明の整備促進	0.51	0.12
4	道路交通流対策（高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化））	高度道路交通システム(ITS)の推進（信号機の集中制御化）	0.00	0.15
5	道路交通流対策（交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化））	交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化）	0.00	0.08
6	道路交通流対策（交通安全施設の整備（信号灯器のLED化の推進））	交通安全施設の整備（信号灯器のLED化の推進）	0.00	0.03
7	道路交通流対策	自動走行の推進	21.00	1.48
8	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.00	0.91
9	公共交通機関及び自転車の利用促進（公共交通機関の利用促進）	公共交通機関の利用促進 地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化	0.00	1.59
10	公共交通機関及び自転車の利用促進（自転車の利用促進）	自転車の利用促進	3.63	0.26
11	鉄道分野の脱炭素化	鉄道分野の脱炭素化の促進	99.24	8.94
12	トラック輸送の効率化、共同輸送の推進（トラック輸送の効率化）	トラック輸送の効率化	153.22	10.67
13	トラック輸送の効率化、共同輸送の推進（共同輸送の推進）	共同輸送の推進（共同輸送取組件数の増加） 共同輸送の推進（再配達率の低下） ドローン物流の社会実装	0.00	0.10
14	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進（海上輸送へのモーダルシフトの推進）	海上輸送へのモーダルシフトの推進	0.00	1.76
15	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進（鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進）	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0.00	1.37
16	物流施設の脱炭素化の推進	物流施設の脱炭素化の推進	4.68	0.28
17	港湾における取組（港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減）	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	0.00	0.90
18	港湾における取組（港湾における総合的な脱炭素化）	港湾における総合的な脱炭素化 【省エネルギー型荷役機械等の導入の推進】 港湾における総合的な脱炭素化 【静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進】	0.00	0.19
19	脱炭素型ライフスタイルへの転換	エコドライブ	77.08	5.27
20		カーシェアリング	24.61	1.69
合計			732.04	60.02

「地球温暖化対策計画別表（案）（2021年8月4日環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。

小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（廃棄物）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度 2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO ₂)
1	バイオマスプラスチック類の普及	バイオマスプラスチック類の普及	-	1.83
2	廃棄物焼却量の削減	廃プラスチックのリサイクルの促進 廃油のリサイクルの促進	-	6.23
合計			-	-8.06

「地球温暖化対策計画別表(案)(2021年8月4日環境省)」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。

小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（その他6ガス）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度 2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO ₂)
1	メタン・一酸化二窒素	下水汚泥焼却施設における焼却の高度化等	-	0.11
2	代替フロン等4ガス(HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃)	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進 廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理 産業界の自主的な取組の推進	-	72.33
合計			-	72.43

「地球温暖化対策計画別表(案)(2021年8月4日環境省)」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。

小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

5 墨田区の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の部門別削減目標

国や東京都と連携した対策に加えて、墨田区独自の対策を行い、削減目標の達成を目指します。

部門別の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標の設定にあたっては、一律削減とするのではなく、各部門の現在に至るまでの自主的な努力による取組の進み具合や今後の動きなどを勘案して設定を行いました。

【エネルギー消費量の部門ごとの目標値】

単位：TJ

部門	2000 (平成12) 年度 基準値	2030(令和12)年度			目標値
		将来予測値 (対策なし)	削減見込量 (国や東京都 と連携)	削減見込量 (墨田区独自)	
産業部門	3,190	1,803	262	0	1,542
家庭部門	3,836	4,292	805	600	2,887
業務部門	3,619	3,299	927	300	2,072
運輸部門	6,541	2,854	732	100	2,022
合計	17,187	12,248	2,725	1,000	8,523

【温室効果ガス排出量の部門ごとの目標値】

単位：千 t-CO₂eq

ガス種別 ・部門	2000 (平成12) 年度 基準値	2030(令和12)年度			目標値	
		将来予測値 (対策なし)	削減見込量 (国や東京都 と連携)	削減見込量 (墨田区独自)		
一酸化炭素	産業部門	231	113	18	0	95
	家庭部門	274	260	51	36	172
	業務部門	267	205	55	19	132
	運輸部門	445	194	60	7	127
	廃棄物部門	15	43	8	0	35
その他6ガス	33	123	72	0	50	
合計	1,265	938	-265	62	611	